

はじめに

本土復帰 50 年を迎え、離島振興については、5 次にわたる沖縄振興計画や沖縄県離島振興計画に基づく諸施策が講じられ、社会資本を中心に各種の整備が進み今日に至っています。

しかしながら、遠隔性、狭小性等、本村の条件不利性に起因する様々な課題は依然として残されており、若年層の流出をはじめ長年にわたる恒常的な人口減少により、本村において地域活動の低下が強く懸念される状況にあります。



本村が直面している人口減少や人材不足等の課題を見据え、自立発展につながる地域経済循環の構築が最も重要であると考えております。重要伝統的建造物群保存地区としての集落景観を維持しつつ、農業・漁業振興による、移住・定住条件の整備・向上を図ってまいります。

今後とも住んでよい、訪れてよい魅力ある渡名喜村を実現していくため、ここに「第 5 次渡名喜村総合計画」を策定いたしました。

自然と伝統文化が調和した、明るく健康で平和な「温もりの海郷・渡名喜」の将来像のもとにその実現をめざして次の 5 つの基本目標を着実に推進してまいります。

- 1 笑顔あふれる元気な島（保健、医療、福祉、防災、救急）
- 2 豊かな自然のもと快適に暮らせる島（土地利用、環境・衛生、エネルギー、情報、交通）
- 3 創意工夫と活力に満ちた自立する島（農業、漁業、観光、地場産業）
- 4 未来を拓く人々と渡名喜特有の文化が育まれる島（学校教育、生涯学習・スポーツ、地域文化、集落景観）
- 5 夢の実現に向けてみんなでチャレンジする島（協働の村づくり、関係・定住人口の創出、行財政運営）

新たな時代の村づくりを着実に推進するにあたっては、村民・郷友会の皆様の英知を集結するとともに、より一層の関係者の皆様のご支援と、国・県のご指導を賜りたいと存じます。

おわりに、本計画を策定するにあたり、ご協力をいただきました村民の皆様及び本島在住郷友会の皆様、多くのご尽力を賜りました渡名喜村総合開発審議会委員並びに関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

令和 4（2022）年 12 月
渡名喜村長 比嘉 朗

目次

第1部 序論

第1章 総合計画ってどんな計画かな？	2
1 計画の目的	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の構成と期間	3
4 計画づくりの基本的な考え方	4
第2章 渡名喜村のいま	5
1 渡名喜村ってどんな島？	5
2 私たちを取り巻く社会の潮流	16
3 村民の声（アンケート調査）	20
4 村づくりの取り組み状況	41
5 村づくりの課題と可能性	44

第2部 基本構想

第1章 渡名喜村の未来	48
1 村づくりの将来像	48
2 将来像を実現する基本目標	50
3 将来人口	52
4 土地利用の方針	53
第2章 村づくりをリードする重点プロジェクト	55
第3章 横断的な視点と取り組みの体系	57
1 人口減少対策	57
2 高度情報技術の活用	57
3 持続可能な開発目標（SDGs）の推進	57
4 取り組みの体系	59

第3部 基本計画 村づくりの取り組み

基本目標1 笑顔あふれる元気な島（保健、医療、福祉、防災、救急）	62
施策1 健康づくりを支え、安心できる医療体制を確保します（健康づくりの支援と医療体制の確保） ..	62
施策2 すべての子どもと子育て家庭を応援する島をつくれます（出産・子育て支援の充実）	66

施策3	共に助け合うやさしい島を大切にします（福祉の充実）	68
施策4	災害に強く、いざという時に備える島をつくります（防災・消防・救急体制の強化）	72

基本目標2 豊かな自然のもと快適に暮らせる島

（土地利用、環境・衛生、エネルギー、情報、交通）

施策5	持続発展可能な土地利用を築きます（土地利用の確立）	76
施策6	ごみを減らし自然環境への負荷の少ない暮らしをおくれます（環境衛生の向上）	78
施策7	水とエネルギーを安定して供給します（環境共生型水・エネルギーの拡充）	80
施策8	情報通信を活用し、島での暮らしを豊かにします（高度情報通信システムの拡充）	82
施策9	利便性を高める交通手段を整えます（渡名喜型交通環境の整備）	84

基本目標3 創意工夫と活力に満ちた自立する島（農業、漁業、観光、地場産業）

施策10	島の特性を活かした農産物を生産、供給します（農業の振興）	86
施策11	漁場の環境を守り、安全・安心な水産物を供給します（漁業の振興）	88
施策12	自然・文化・歴史を基調とした観光を盛んにします（観光の振興）	90
施策13	渡名喜ブランドの産業を盛んにします（地場産業の振興）	92

基本目標4 未来を拓く人々と渡名喜特有の文化が育まれる島

（学校教育、生涯学習・スポーツ、地域文化、集落景観）

施策14	島の未来を拓く子どもたちを地域ぐるみで育みます（学校教育の充実）	94
施策15	生涯にわたり学ぶことが出来る機会をつくります（生涯学習・スポーツの振興）	98
施策16	島の誇りと財産を受け継ぎ広めます（自然の保全と地域文化の育成）	100
施策17	渡名喜島らしい集落景観を守り活かします（集落景観の保全活用）	102

基本目標5 夢の実現に向けてみんなでチャレンジする島

（協働の村づくり、関係・定住人口の創出、行財政運営）

施策18	協働による島づくりを進めます（協働の村づくりの強化）	104
施策19	行ってみたい、住んでみたいと選ばれる島をめざします（関係人口と定住人口の創出）	106
施策20	執行体制を強化し効率的な行政運営を進めます（効率的な行政の運営）	108
施策21	健全で安定した財政を確立します（健全な財政の確立）	110

資料編

114

第1部 序論



第 1 部 序論

第 1 章 総合計画ってどんな計画かな？

1 計画の目的

「総合計画」は、将来の渡名喜村をどのような村にしていけるのか、理想とする村の姿や目標を定め、そのために何をするのか、必要な取り組みをまとめた計画です。本村の福祉、産業、環境、教育など、さまざまな分野の計画の基本となるものです。

村ではこれまで4次にわたる「総合計画」を作り、“^{なご}温もりの海郷・渡名喜”を将来像に掲げ、生活基盤の充実や産業の活性化、伝統的集落の保全活用、人材育成、協働による村づくりなどを展望した取り組みを進めてきました。

その間、私たちを取り巻く社会は、少子高齢化の進行、高度情報化社会の進展、地震や豪雨などの自然災害への不安の高まり、新型コロナウイルス感染症による日常生活や経済活動への影響などから大きく変化し、抱える課題も複雑・多様化しています。

社会情勢が大きく変化する中、本村においても、歯止めがかからない人口減少への対応や農業・水産業などをはじめとする地場産業の維持など、地域の存続に向けた取り組みが急務となっています。規模の小さい離島村において、限られた財源や資源の中で効果的な取り組みを進めなければなりません。これまで以上に村民、事業者、渡名喜村に関わる方々の協力が必要になっています。本村の抱える問題をみんなで共有し、アイデアを持ち寄りながら解決に向けて行動し、より良い渡名喜村を次世代へとつないでいくことが重要です。

そこで、将来に向けて持続可能で自立した村づくりを進めていく上で重要な指針となる「第五次渡名喜村総合計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

平成 23 年の地方自治法の一部改正により、総合計画「基本構想」の策定義務はなくなり、市町村の判断に委ねられることとなりました。

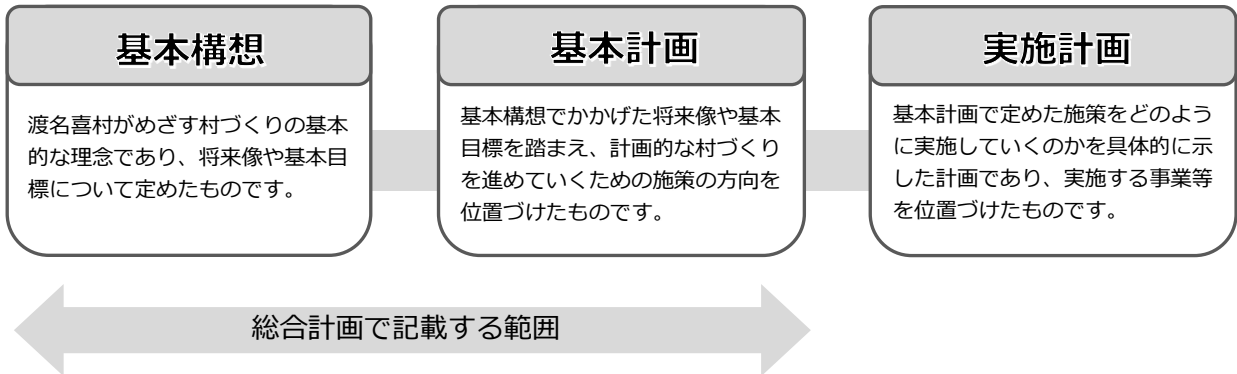
これからの村づくりには、村民、地域、事業者、行政の連携強化がより一層必要なことから、みんなが共有して取り組むことができる村づくりの指針となる計画は必要であると考え、平成 24 年に総合計画を策定することを定めた「渡名喜村総合計画策定条例」を制定しました。

その条例において総合計画は、先述したとおり、将来における本村のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となるものとして定義しています。



3 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。



■計画の期間

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
構成	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
基本構想	第五次渡名喜村総合計画基本構想									
基本計画	前期基本計画					後期基本計画				

4 計画づくりの基本的な考え方

第五次渡名喜村総合計画は、定住・雇用を促進する活力ある村づくりを基調にして、次に掲げる考えをもって取りまとめることとします。

(1) 村民と協働で実現に取り組む計画づくり

地域の課題解決のために、村民・地域・事業所・行政、村づくりの担い手が、それぞれの力を発揮しながらお互いができることを行い、できないことを補完しあうといった連携・協働して村づくりを進める計画とします。

(2) 地域の特性を活かした計画づくり

島の自然環境、歴史文化などの特性や魅力ある地域資源を活かし、村の活性化を図るとともに渡名喜らしい価値や魅力を改めて育む計画とします。

(3) 社会の動向を見据え、創意工夫に富んだ計画づくり

渡名喜村を取り巻く社会の動向や SDGs、Society5.0 などの考え方を的確に捉えながら、本村独自の課題などを精査し、村づくりの課題の解決及び村民生活に密着した施策を効果的に実施していくため創意工夫のある計画とします。

(4) わかりやすく実効性のある計画づくり

一人でも多くの住民に手に取ってもらえるよう、目標・評価をみんなで共有できるわかりやすい計画とします。

限られた資源の中で、選択と集中により効率的・効果的に取組を進められるよう、メリハリをつけた実効性のある計画とします。



第2章 渡名喜村のいま

1 渡名喜村ってどんな島？

(1) 位置

渡名喜村は、県都那覇市から北西 58 km の洋上にあり、那覇泊港よりフェリーでおよそ 2 時間のところに位置しています。本村の面積は 3.87 km² で、渡名喜島と入砂島の二島からなる村です。渡名喜島は三日月型の形状をしており、周囲 12.5 km、面積 3.62 km² の小さな島で、入砂島は渡名喜島の西方 4 km に位置する、さらに小さな無人島で、米軍の射爆場となっています。

西に久米島、北に粟国島、南東に慶良間諸島を臨み、沖縄本島とこれら島々の中心にあります。

(2) 気候・気象

本村は黒潮の影響を強く受ける湿潤亜熱帯性気候に含まれています。久米島の気象平均値（1991～2020 年）でみると、年間平均気温が 23.2℃ で年間を通して気温差は小さいです。また、年間降水量が約 2,243.5 mm となっており、5 月から 6 月の梅雨期と 9 月の台風期にもたらされる雨量が多いのが特徴です。

■月別気象平年値(久米島)

項 目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
気温(℃)平均	17.0	17.3	19.0	21.5	24.2	27.2	29.0	28.9	27.7	25.3	22.4	19.0	23.2
相対湿度(%)平均	68	70	73	76	80	84	80	80	78	73	70	68	75
降水量 (mm)合計	138.3	141.2	195.5	196.8	260.3	307.4	154.4	197.7	235.6	152.7	129.6	134.0	2,243.5
日照時間(h)合計	75.2	80.1	107.6	118.4	136.2	158.9	250.3	231.9	198.6	162.3	108.3	89.9	1717.7
最多風向	北	北	北	北	東北東	南南西	南南西	南東	北東	北東	北東	北	北

※平年値は1991-2020年の30年間の観測値の平均をもとに算出しています。

資料：気象庁

(3) 地形・地質等

渡名喜島の北部は緩やかな丘陵地帯、南部は石灰岩が露出した山岳地帯、南東部は石灰層の切り立った断崖となっています。島の総面積の約 7 割が丘陵を主体とした山岳地域となっており、島中央部の平坦地一円に集落が形成されています。

地質は古生代二畳紀の堆積岩を第三紀の火成岩が貫き、さらに完新世の海浜堆積物がのるという層序になっています。また、集落域をとりまく農地に分布する土壌は、通気性がきわめて良好であり、野菜栽培等に適した砂質性を有しています。

本村は、イノーを含む島全体が県立自然公園に指定されており、特長ある地形や地質、動植物が保全されています。村花に指定されているカワラナデシコや紫色のアザミなど珍しい植物が多く、季節になると村民や来訪者の目を楽しませています。また、西森や大本田の展望台からは雄大なパノラマが開け、久米島や粟国島、慶良間の島々が見渡せます。冬場は島からくじらの回遊をみることができます。

（４）歴史・文化

●先史時代～グスク時代～琉球王国時代

渡名喜島での人々の生活は、約 3,500 年前までさかのぼることができます。そして、貝塚時代の後期、今から 1,700 年前から 1,200 年前ほどにかけて、アーカル原一体に集落が出来始め、アンジェーラや西ノ底原^{にしぬすくばる}の平地に集落が形成されました。13 世紀になると渡名喜島にも豪族（按司）が出現し、一族と祭政の安定を施すために里にグスクを構えました。里遺跡はその時代の遺跡です。血縁的小集落（マキヨ）は、いつの頃からか西森を背に北風を防ぐようにふもとに下山して現集落の東部分に集落を形成しました。その後、人口増加に伴い西側の海浜地に集落が拡大していったと考えられています。

琉球王国時代になると渡名喜島は、首里王府の統治下になり、いつの頃からか渡名喜にも地頭代（ジトゥデー）が配置され 1879 年の琉球処分まで続きました。渡名喜島は琉球と中国との貿易や進貢船の交通の要所にあるため渡名喜島のウーンダ（大本田）にヒータティヤー（烽火台）が設置され、久米島→渡名喜島→慶良間諸島→首里王府の通信ルートの一部を担っていました。

●明治期～戦前

明治 29 年 3 月に那覇・首里を除く沖縄県は 5 郡に編成され、渡名喜は久米島、慶良間諸島、鳥島、大東島とともに島尻郡に編入されました。明治 41 年の島嶼町村制により、渡名喜島・入砂島をもって渡名喜村が成立しました。明治 10 年代頃から人口が増え始め、耕地拡大のために明治 20 年頃、地頭代が住民の同意を得て全山の山林を焼き払い、山頂に至るまで段々畑が耕作され芋の栽培が行われました。それまで島は密林で覆われ、切り出された木々は火力の強い渡名喜薪（トゥナチダムン）として名声を得ていました。また、切り開いた畑には芋が栽培され、養豚も盛んになり渡名喜豚として広く知られるようになりました。それでも渡名喜島は小さい上に耕地が少なく、農業だけでは生活が成り立たないので、那覇の壺屋で酒壺を購入し、奄美大島から先島まで出かけその酒壺を販売し、帰りに木材や芭蕉糸、タバコを購入し那覇で販売する交易を行っていました。渡名喜の人が島々で販売していた酒壺のことを渡名喜瓶（トナチビン）と呼んでいます。

●明治期～戦前～戦中

渡名喜で近海鰹漁業が始まったのは明治 39 年で、大正中期には最盛期を迎え、村の基幹産業となり順調な発展をみせました。しかし、大正末期から昭和初期にかけて鰹節と豚の価格が大暴落し、村の経済は大きな打撃を受けました。そのため昭和初期には、島の多くの男性が当時日本の信託統治領であったミクロネシアで鰹漁の漁夫として働き、島に送金するようになり、その当時、渡名喜村の現金収入の大部分は南洋からの送金でした。昭和 18 年頃からは太平洋戦争の戦局悪化にともない島への送金が困難となり、経済的にも大変厳しい状況となりました。

●戦後～現在

終戦後、渡名喜島には南洋諸島や沖縄本島からの引揚者が殺到し、人口は一時期 2,100 名に達しました。こうした豊富な労働力と援助物資を背景として、昭和 30 年頃には沖縄屈



指の漁港となり、鰹漁が盛んになりました。しかし、昭和 30 年代後半の高度経済成長によって全国的に農漁村の過疎化が進行し、渡名喜村でも沖縄本島中南部への挙家離村が増え、過疎化が進行していきました。人口は昭和 35 年の 1,485 人から令和 2 年には 346 人と大きく減少するなど、過疎化と高齢化が現在の島の課題となっています。

近年では、平成 9（1997）年 8 月に渡名喜村全域が県立自然公園に指定され、平成 12（2000）年 5 月には集落域が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。その後、渡名喜村観光案内所や渡名喜村パークゴルフ場、村の玄関口である「渡名喜村旅客ターミナル」の整備、渡名喜村多目的拠点施設の整備とともに、渡名喜村の歴史・民俗・自然について学ぶことができる歴史民俗資料館のリニューアルを進めました。



渡名喜村パークゴルフ場



渡名喜村旅客ターミナル

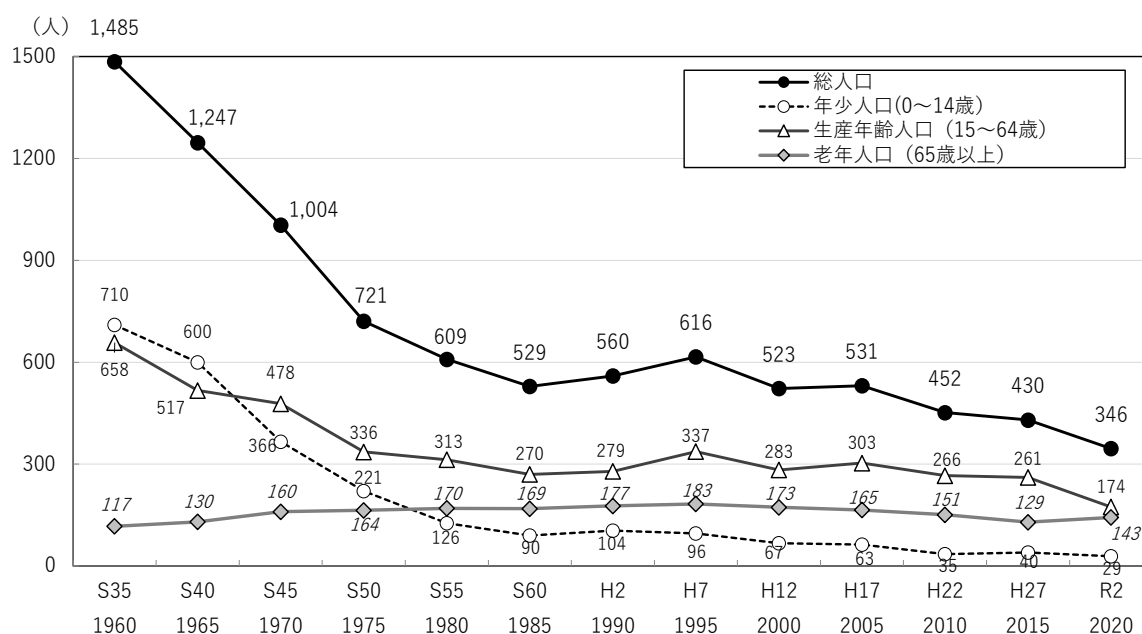
(5) 人口・世帯の推移

①人口の推移、年齢3区分別人口割合の推移

本村の人口推移を国勢調査でみると、昭和30年代後半の高度経済成長に伴い、本村でも離村世帯が増え、人口は減少していきました。昭和60(1985)年頃までその傾向が続きました。その後は増加に転じて平成7年には616人となりますが、再び減少が続き、令和2(2020)年の調査では、本村の人口は346人と人口減少に歯止めがきかない状況です。

年齢別で渡名喜村の人口をみると、15歳未満人口と15歳～64歳の人口が平成27年から令和2年にかけて減少しています。65歳以上は増減しながら横ばいで推移してきましたが、令和2年にかけては増加しています。若い子育て世帯の定住支援などにより、生産年齢人口及び年少人口の確保を図る必要があります。

■人口の推移（国勢調査より）



項目	年	昭和35年 (1965)	昭和40年 (1965)	昭和45年 (1970)	昭和50年 (1975)	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
人口(人)		1,485	1,247	1,004	721	609	529	560	616	523	531	452	430	346
男(人)		689	577	493	330	287	242	279	367	308	324	263	278	278
(%)		46.4%	46.3%	49.1%	45.8%	47.1%	45.7%	49.8%	59.6%	58.9%	61.0%	58.2%	64.7%	80.3%
女(人)		796	670	511	391	322	287	281	249	215	207	189	152	152
(%)		53.6%	53.7%	50.9%	54.2%	52.9%	54.3%	50.2%	40.4%	41.1%	39.0%	41.8%	35.3%	43.9%
老年人口(人)		117	130	160	164	170	169	177	183	173	165	151	129	143
65歳以上(%)		7.9%	10.4%	15.9%	22.7%	27.9%	31.9%	31.6%	29.7%	33.1%	31.1%	33.4%	30.0%	41.3%
生産人口(人)		658	517	478	336	313	270	279	337	283	303	266	261	174
15-64歳(%)		44.3%	41.5%	47.6%	46.6%	51.4%	51.0%	49.8%	54.7%	54.1%	57.1%	58.8%	60.7%	50.3%
年少人口(人)		710	600	366	221	126	90	104	96	67	63	35	40	29
0-14歳(%)		47.8%	48.1%	36.5%	30.7%	20.7%	17.0%	18.6%	15.6%	12.8%	11.9%	7.7%	9.3%	8.4%

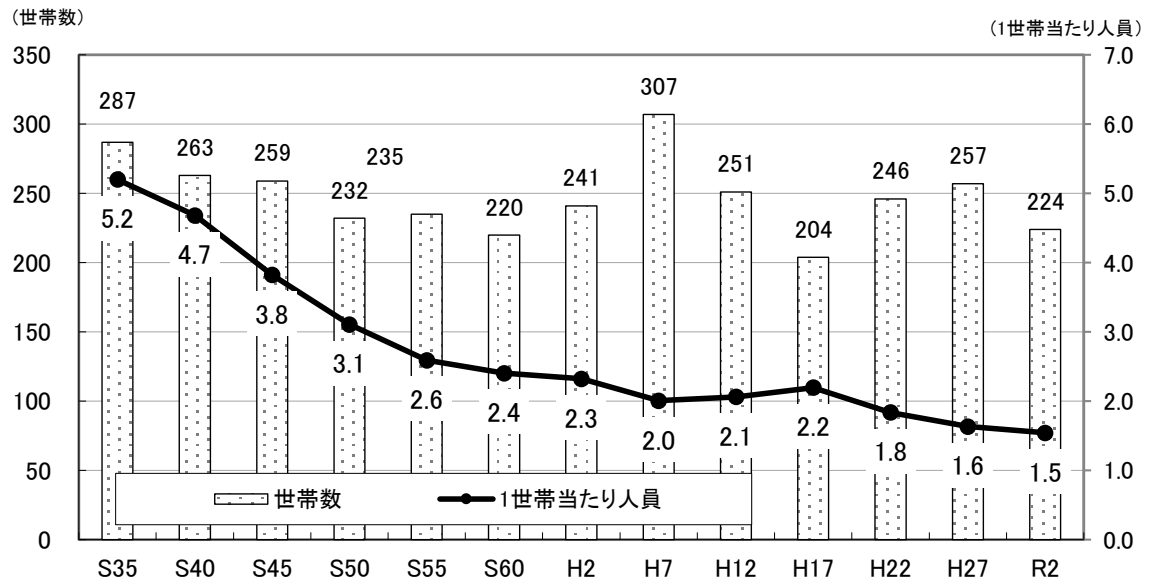
出典：総務省「国勢調査」



②世帯の状況

世帯数（寮などの施設等の世帯をのぞく）は、令和2年では 224 世帯となっており、昭和 35 年以降 220 世帯から 300 世帯の間で推移しています。1 世帯当たりの人員をみると、30 年前の平成 2 年は 2.3 人であったのに対し、令和 2 年は 1.5 人へと減少しており、世帯の小規模化も進んでいます。

■世帯数と 1 世帯当たり人員の推移

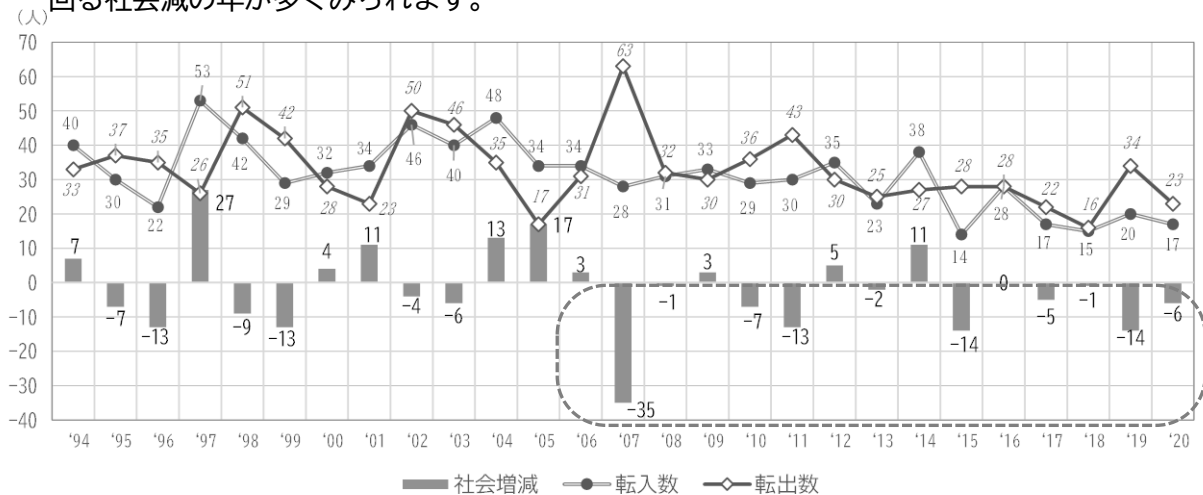


出典：総務省「国勢調査」 ※寄宿舍、寮などに住む世帯及び人員をのぞいて算出

（６）人口動態

①転入者数と転出者数

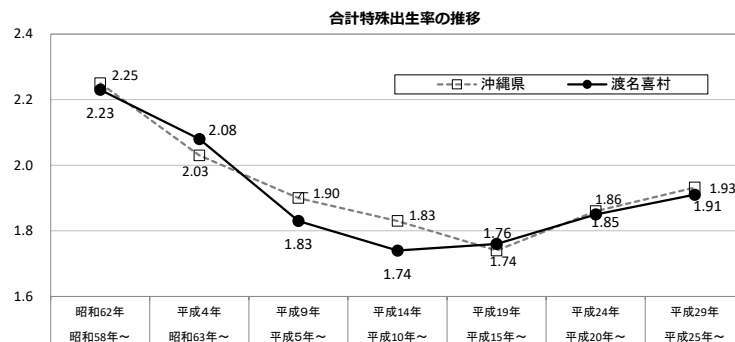
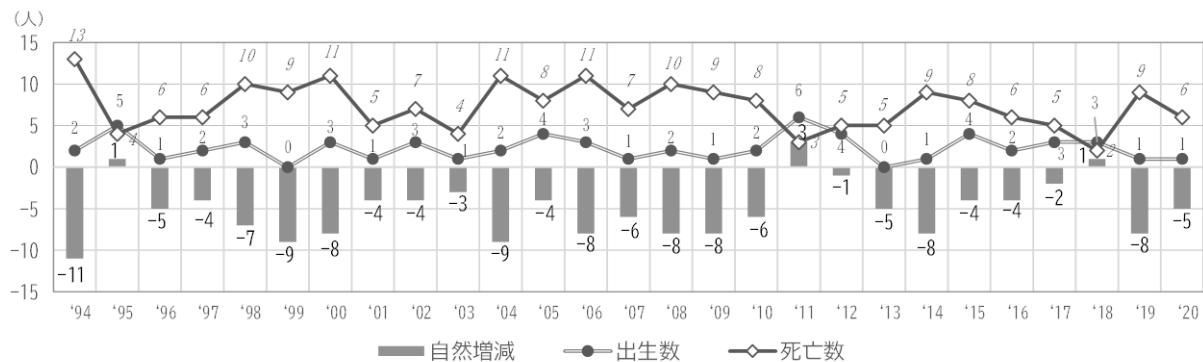
令和２年（２０２０）年に渡名喜村に移り住んで来た人の数は１７人、逆に転出した人の数は２８人となっていて、転出した人の数が６人上回っています。平成６（１９９４）年から平成１８（２００６）年は増減を繰り返してきましたが、平成１９（２００７）年以降は転出数が転入数を上回る社会減の年が多くみられます。



②出生数と死亡数

令和２年（２０２０）年に生まれた人の数は１人で、亡くなられた人の数は８人となっていて、自然増減数では５人の減少となっています。

平成６（１９９４）年以降の自然増減数の推移をみると、平成７（１９９５）年、平成２３（２０１１）年、平成３０（２０１８）年の３地点以外は、死亡者数が出生者数を上回る自然減となっています。



出典：人口動態保健所市町村別統計



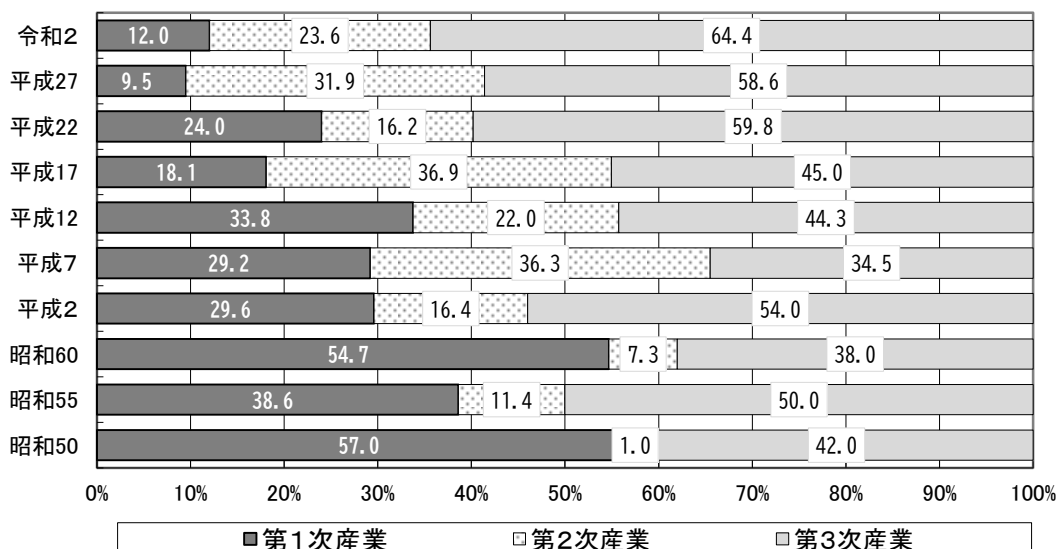
(7) 渡名喜村の仕事

①産業別就業者数

渡名喜村で働く人々をみると、令和2（2020）年の国勢調査で192人となっています。建設業（42人）と公務（33人）が多く、次いで、教育・学習支援業（18人）、医療・福祉（12人）、宿泊業・飲食サービス業（14人）、農業と漁業で12人などと続いています。令和2年の産業別就業者割合をみると、第1次産業が12.0%、第2次産業が23.6%、第3次産業が64.4%となっています。昭和50（1975）年の第1次産業の就業人口割合が57.0%なのに対し、令和2年は12.0%にとどまっています。平成に入り、第2次産業や第3次産業へシフトしています。

■産業別就業者数

年		平成2年		年		令和2年	
項目		就業者	構成比	項目		就業者	構成比
人 口		226	100.0	人 口		192	100.0
第 1 次 産 業		67	29.6	第 1 次 産 業		23	12.0
農 業		35	15.5	A_農業、林業		11	5.8
林業・狩猟業		—	0.0	01_うち農業		11	5.8
漁業・水産養殖業		32	14.2	B_漁業		12	6.3
第 2 次 産 業		37	16.4	第 2 次 産 業		45	23.6
鉱 業		—	0.0	C_鉱業、採石業、砂利採取業		—	—
建 設 業		36	15.9	D_建設業		42	22.0
製 造 業		1	0.4	E_製造業		3	1.6
第 3 次 産 業		122	54.0	第 3 次 産 業		123	64.4
卸 売・小 売 業		6	2.7	F_電気・ガス・熱供給・水道業		7	3.7
金融保険・不動産		9	2.7	G_情報通信業		—	—
運 輸・通 信 業		18	8.0	H_運輸業、郵便業		10	5.2
電気・ガス・水道業		—	0.0	I_卸売業、小売業		6	3.1
サ ー ビ ス 業		44	19.5	J_金融業、保険業		—	—
飲食店・宿泊業		—	—	K_不動産業、物品賃貸業		—	—
医療・福祉		—	—	L_学術研究、専門・技術サービス業		1	0.5
教育・学習支援業		—	—	M_宿泊業、飲食サービス業		14	7.3
複合サービス事業		—	—	N_生活関連サービス業、娯楽業		1	0.5
サービス業(他に分類されないもの)		—	—	O_教育、学習支援業		18	9.4
公 務		48	21.2	P_医療、福祉		15	7.9
分 類 不 能 産 業		—	0.0	Q_複合サービス事業		9	4.7
				R_サービス業(他に分類されないもの)		9	4.7
				S_公務(他に分類されるものを除く)		33	17.3
				T_分類不能の産業		1	0.5



（８）教育・文化など

子どもたちが夢や希望を持ち続け成長できるよう「生きる力」を身につけるため、学校での教育活動を展開しています。児童生徒の確保につながる取り組みが必要です。

また、本村の教育の基軸として人材をもって資源となるの実現のために、「島の伝統文化の継承と発展」「地域教育力の向上と生涯学習社会の推進」「情報化・グローバル化社会で活躍できる人材育成」を掲げ取り組みを進めています。

■学校・幼稚園の教員・児童生徒数の推移

各年5月1日現在

年度	幼稚園		小学校		中学校	
	教員数	園児数	教員数	児童数	教員数	生徒数
平成23年度	2	7	6	13	6	8
24年度	1	9	7	17	6	8
25年度	1	6	6	14	6	10
26年度	2	7	6	17	6	7
27年度	2	6	6	19	6	10
28年度	2	8	6	16	6	8
29年度	1	8	7	16	6	7
30年度	1	6	8	17	6	5
令和元年度	1	4	7	18	6	5
2年度	1	5	7	15	6	7

資料：学校基本調査

平成25年（2013）年には村景観村づくり条例を制定しました。また、令和4年には新しくなった歴史民俗資料館を開館する予定となっており、島の文化の発信拠点として整備を進めています。

村内にある赤瓦屋根の母屋やフクギの屋敷林などが重要伝統的建造物群保存地区として国の選定を受けています。

渡名喜村番所、渡名喜小・中学校跡のフクギが天然記念物として、ヌーチュヌガー御嶽として村指定文化財となっています。

■主な文化財

1 国選定文化財【重要伝統的建造物群】

名 称	選定年月日
渡名喜村渡名喜島重要伝統的建造物群保存地区	平成12年5月25日

2 村指定文化財

種 別	名 称	選定年月日
天然記念物	渡名喜村番所、渡名喜小・中学校跡のフクギ	平成4年3月29日
史 跡	ヌーチュヌガー御嶽	平成5年6月4日

3 未指定文化財

種 別	名 称	備考
建造物	上門家住宅	
	メーチョー屋のヒンプンと石垣	
	トクチ南風原殿内の石垣	
有 形	差石	
	ハル石	
	ユクミヌ屋の石敢當	
史 跡	西底原遺跡群	
	里遺跡	
	東貝塚	
	アーカル原遺跡	
	スンジャグスク	
	アンジェーラ	
	大道原地割遺跡	
	アマグスクの火立てやー	
	大本田の火立てやー	
美術工芸品	チガジ墓	
	神扇	
考古資料	軸物	
	カーヌイリーヌ屋古文書	
	ウィーヌ屋古文書	

4 村花・村木

植 物		
	河原なでしこ（村花）	平成4年7月1日
	フクギ（村木）	平成4年7月1日



(9) 保健・福祉・環境衛生

令和2年の要介護認定者数は39人となっており、要介護4が9人と最も多く、次いで要支援1が7人となっています。この間、40人前後で推移しています。障害者手帳所持者はおよそ50人台で推移しています。

■要介護認定者数など

	(1) 第1号被保険者数 (人)				(2) 認定者数 (人)							
		65歳以上 75歳未満	75歳以上	85歳以上		支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
平成23年(2011年)	157	—	—	—	36	4	5	3	5	8	7	4
平成24年(2012年)	159	55	104	—	41	1	12	3	4	8	7	6
平成25年(2013年)	162	60	102	—	40	1	6	4	5	11	5	8
平成26年(2014年)	155	52	103	—	40	2	5	4	5	14	5	5
平成27年(2015年)	159	53	106	—	44	2	4	10	8	11	5	4
平成28年(2016年)	158	59	99	—	39	4	5	9	8	4	6	3
平成29年(2017年)	158	59	99	—	39	4	3	7	10	3	9	3
平成30年(2018年)	163	64	99	—	45	6	3	6	13	4	7	6
令和元年(2019年)	164	68	47	49	43	4	6	7	11	4	7	4
令和2年(2020年)	156	63	49	44	39	7	5	6	5	3	9	4

※各年10月データ、但し、令和2年(2020年)のみ8月データ

資料：沖縄県介護保険広域連合 HP より作成

■各種障害者手帳の所持状況

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
身体障害者手帳	47	47	45	40	39
療育手帳	5	5	5	5	5
精神障害者福祉手帳	4	5	6	5	5
障害者手帳所持者数	56	57	56	50	49
障害者手帳所持者比率	14.4%	15.0%	14.8%	13.8%	14.3%

資料：渡名喜村

令和2年の本村の生活系ごみをみると1人当たりのごみの排出量についてみると、人口の減少にかかわらず、平成26年から平成29年は増加傾向にありましたが、その後令和になり、減少しています。

■ごみの排出量など

年	ごみ搬入量 (生活系ごみ収集量+事業系ごみ収集量+直接搬入量)(t)	生活系ごみ収集量 (混合ごみ+可燃ごみ+不燃ごみ+資源ごみ+その他+粗大ごみ)(t)	ごみ処理		
			1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	リサイクル率 (%)	最終処分率 (%)
平成23年度	183	181	851	1.5	0
平成24年度	121	119	1,166	1.1	98.9
平成25年度	106	106	823	1.8	0
平成26年度	120	120	722	9	0
平成27年度	151	151	832	27.1	0
平成28年度	156	156	1,063	19.7	23.8
平成29年度	157	85	1,125	17.6	8.3
平成30年度	122	88	1,135	14.8	7.6
令和元年度	107	83	921	16.8	7.4
令和2年度			857	22.3	7.5

資料：沖縄県一般廃棄物処理実態調査結果

(10) 財政状況

本村の歳入額、歳出額ともに、近年増減しながら推移しています。令和2年度には歳入額が約14.5億円、歳出額が約14億円となっています。

歳入について令和2年度をみると、自主財源の割合は24.3%となっており、自主財源の割合は前年度より増加しています。依存財源は、地方交付税、県支出金、国庫支出金等依存財源の割合は高くなっています。

歳出について、本村は公共施設の整備などのための普通建設事業費（投資的経費）の占める割合がやや高く、令和2年度で34.8%となっています。また、人件費・扶助費・公債費といった義務的経費が22.2%となっています。

■歳入・歳出の状況		(単位:百万円)						
項 目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地方税	決算額	24	24	25	26	25	26	29
	(%)	1.6%	1.9%	2.1%	1.9%	2.1%	1.9%	2.0%
地方譲与税	決算額	2	2	2	2	2	2	2
	(%)	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%
地方交付税	決算額	578	598	565	543	527	531	528
	(%)	38.1%	47.1%	48.2%	39.1%	43.3%	38.3%	36.4%
国庫支出金	決算額	113	124	113	102	180	237	195
	(%)	7.5%	9.8%	9.6%	7.3%	14.8%	17.1%	13.5%
県支出金	決算額	505	315	294	416	129	203	253
	(%)	33.3%	24.8%	25.1%	29.9%	10.6%	14.6%	17.5%
地方債	決算額	83	54	74	115	200	104	105
	(%)	5.5%	4.3%	6.3%	8.3%	16.4%	7.5%	7.2%
その他	決算額	211	152	98	186	153	285	337
	(%)	13.9%	12.0%	8.4%	13.4%	12.6%	20.5%	23.3%
歳入総額	決算額	1,516	1,269	1,171	1,390	1,216	1,388	1,449
	(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
人件費	決算額	232	215	211	205	214	215	204
	(%)	15.6%	17.7%	18.8%	15.7%	20.5%	16.5%	14.8%
物件費	決算額	250	392	276	239	280	249	314
	(%)	16.8%	32.2%	24.6%	18.3%	26.9%	19.1%	22.8%
扶助費	決算額	26	22	23	23	23	23	24
	(%)	1.7%	1.8%	2.0%	1.8%	2.2%	1.8%	1.7%
補助費等	決算額	129	59	48	47	47	80	113
	(%)	8.7%	4.8%	4.3%	3.6%	4.5%	6.1%	8.2%
公債費	決算額	93	83	86	91	66	64	78
	(%)	6.2%	6.8%	7.7%	7.0%	6.3%	4.9%	5.7%
普通建設事業費	決算額	592	282	337	553	227	508	479
	(%)	39.7%	23.2%	30.0%	42.3%	21.8%	38.9%	34.8%
その他	決算額	168	164	141	148	185	166	164
	(%)	11.3%	13.5%	12.6%	11.3%	17.8%	12.7%	11.9%
歳出総額	決算額	1,490	1,217	1,122	1,306	1,042	1,305	1,376
	(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
性質別歳出	義務的経費	決算額	351	320	319	303	302	306
	(%)	23.6%	26.3%	28.5%	24.4%	29.1%	23.1%	22.2%
	投資的経費	決算額	592	282	337	553	508	479
	(%)	39.7%	23.2%	30.0%	42.3%	21.8%	38.9%	34.8%
	その他の経費	決算額	547	615	465	512	495	591
	(%)	36.7%	50.5%	41.4%	33.2%	49.1%	37.9%	43.0%

資料：沖縄県市町村概要



財政指標をみると、本村の財政力指数は、令和2年度で0.08となっています。財政力指数については、値が高いほど自主財源の割合が高く、依存しない財政運営ができることを示していますが、前年度からわずかに上昇したものの、県内で最も低い状況にあります。

経常収支比率は減少傾向にあり、令和2年度で86.4%となっています。経常収支比率が大きいほど、経常的な経費が多いことを表します。これが100%を超えると、経常的な一般財源では経常的な経費を賄いきれないということになり、財政の危機的状況であることを示しています。（この値は70～80%が望ましいとされています。）

県平均よりも経常収支比率の値は低く、「扶助費」の割合は県平均よりも15ポイント低い状況にあります。一方、「公債費」の割合が県平均よりもやや高い状況です。

■主要指標の推移

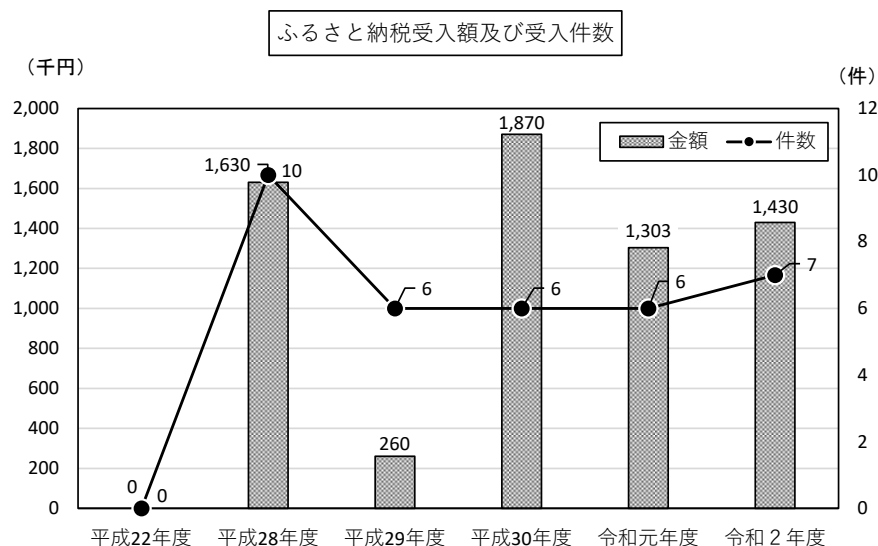
区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	県平均
財政力指数	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.08	0.40
標準財政規模	421	451	428	412	399	398	410	8,823
経常収支比率	107.0	98.5	96.8	95.2	92.7	90.8	86.4	88.4
人件費	48.2	42.5	42.7	42.7	45.6	46.3	42.4	24.8
扶助費	1.3	1.8	1.6	1.3	1.2	1.4	1.1	16.0
公債費	20.9	17.6	19.1	21.0	15.7	15.3	18.0	13.8
物件費	20.2	21.3	20.5	17.6	18.6	15.4	14.1	14.0
その他	16.4	15.3	12.9	12.6	11.6	12.4	10.8	19.8
実質公債費比率	13.4	12.0	10.3	9.5	9.5	7.9	6.9	7.5
税徴収率	93.7	92.9	93.3	93.5	93.1	94.3	92.9	96.8
自主財源比率	14.7	12.7	9.3	14.3	13.5	21.4	24.3	-

資料：沖縄県市町村概要

経常収支比率は財政構造の弾力性を示す指標であり、人件費や公債費など経常的な経費に充てられる一般財源の村税など経常的に収入される一般財源総額に対する割合のことを指しています。

ふるさと納税額をみると、年度によってまちまちですが、令和2年度で143万円となっています。件数については、10件前後となっています。

■ふるさと納税に関する現況調査結果（総務省 ふるさと納税ポータルサイトより作成）



2 私たちを取り巻く社会の潮流

本村では、国や世界の社会の動きを踏まえて、村づくりを進めます。

(1) 人口の減少と超高齢社会の進行

日本の総人口は、平成 20 (2008) 年をピークに一貫して減少しています。年齢構成別では、15～64 歳人口（生産年齢人口）が大幅に減少し、生まれてくる子どもの人数も減少傾向となっています。一方、65 歳以上人口は増加を続け、令和 2 (2020) 年 10 月の 65 歳以上の割合は 28.6%（国勢調査）となり、世界に先駆けて超高齢社会に突入しています。

この状況が進行していくことで、労働力人口の減少や地域経済の縮小、医療や介護費用の増大、地域コミュニティの弱体化などにより、わたしたちの暮らしや地域へ様々な影響を及ぼすことが予想されます。地方や過疎地域にとって人口減少はより深刻な状況です。人口の減少をできる限り抑制するとともに、誰もが健やかに安心して住み続けられるまちづくり求められています。

渡名喜村の人口は令和 2 (2020) 年の国勢調査では 346 人となっています。そのうち、41.3%が 65 歳以上の高齢者であり、15 歳未満の割合は 8.4%と全国の動向よりも少子高齢化が進んでいます。人口の減少は、村の存続のためにも待ったなしの課題となっており、定住促進や子育て支援の充実、地域の魅力向上などの取り組みを着実に推進する必要があります。

(2) 自然環境と調和した暮らし、地域づくり

今日の世界は、気候変動を背景とする気象災害をはじめ、海洋ごみ、森林破壊や生態系の変化などといった問題がより一層深刻さを増しています。特に、気候変動の原因とされる温室効果ガスは、私たちの経済活動・日常生活に伴い排出され、排出量が増加しています。

そこで、国においては、令和 2 年 10 月「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。今後も「脱炭素社会」に向けた国内外の動きが急速に進展するものと予想されます。

渡名喜村は、透明度の高い美しい海に囲まれた島ですが、以前に比べ、サンゴやナマコなどの海の生物が少なくなっているといわれます。海岸の漂着ごみは清掃しても、後を絶ちません。また、近年、本村の平成 26 年から平成 29 年にかけて生活系のごみの排出量は増加傾向にありましたが、令和に入り減少に転じています。渡名喜村の地域特性でもある良好な自然環境を次世代へ継承するためにも、使い捨てや食品ロスを減らすなど、わたしたち一人ひとりが環境に配慮した暮らしを見直すことが求められています。



（３）情報通信技術（ＩＣＴ）の発展と普及

情報通信技術（ＩＣＴ）の飛躍的な発展とともに、インターネットを利用する国民が増えました。さらに、スマートフォンやタブレット端末の普及により、多様な人とのコミュニケーションや情報の受発信が可能となっています。加えて、ロボットや AI(人工知能)も開発導入が進みそれらを含む情報通信技術（ＩＣＴ）は、生活の利便性や産業の生産性、行政サービスの向上など、今日の生活の中で切り離せないものとなっています。

最近でも、感染対策でテレワークやオンライン化が進み、働く場所にとらわれない柔軟な働き方や交流が注目されました。情報通信技術（ＩＣＴ）を活用することで、遠隔医療や福祉、教育などにおける地域的偏在の是正や経済の活性化に貢献していくものと期待されています。一方で、情報格差やサイバー攻撃などによる個人情報への漏えい、インターネット上での人権侵害などの問題も増加しており、安全で安心な情報通信技術（ＩＣＴ）の活用に向けた対策が求められています。

渡名喜村では、情報通信インフラ整備などをはじめ、役場内における業務効率化などに取り組んできました。離島である本村において今後も地域や産業の活性化、教育の充実、利便性の向上など、人口減少や過疎対策への対応手段として情報通信技術（ＩＣＴ）の積極的な活用が必要です。

（４）価値観、ライフスタイルの多様化

少子高齢化やＩＣＴ（情報通信技術）の発展、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、新しい生活スタイルや多様な働き方の選択肢が広がってきています。内閣府が行った「第２回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（2020 年 12 月）によると、地方移住への関心の高まりがうかがえる結果となっており、人々は心の豊かさや暮らしの質の向上を求める傾向が強まっています。

また、女性の活躍推進、男性の育児や介護への参画、働き方改革、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）など、個人のライフスタイルや生きがいを尊重する法整備や考え方が普及してきました。

さらに、人生 100 年時代も到来しつつあり、人生をより充実したものにするため、人々の健康や学びに対する意識が高まっていくものと考えられます。未来に向けて医療・介護・福祉などのサービスがより一層充実することも期待されます。年齢を問わず、一人ひとりの価値観やライフスタイルに応じた暮らし方が選択でき、それぞれの持つ力や学んだことを地域に還元し、活躍できる仕組みづくりも大切です。

渡名喜村の今回実施した村民アンケートでは、年齢や性別などに関わらず、あらゆる分野で活躍できる機会が確保されているかという問いに対して、「確保されていると思わない」と考えている人が多く「確保されていると思う」を 20 ポイント上回りました。ワークライフバランス（仕事と生活の調和）など、個人のライフスタイルや生きがいを尊重し活躍できる村づくりが必要です。

（５）災害などのリスク・安全安心への意識の高まり

近年、全国各地で集中豪雨、台風、地震など、人命にかかわる甚大な災害が頻発しています。これらを背景に、私たちは災害に対する備えの大切さを強く認識しました。

今後、首都直下型や南海トラフなど大地震発生の可能性が高い確率で予測されており、各地域で災害に対する教育や訓練の実施および施設の整備などが進められています。

令和２（2020）、新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延し、保健・医療分野、産業活動や教育活動など様々な分野に影響を与えました。感染症対策とともに、ウィズコロナ・アフターコロナへの対応が求められています。

渡名喜村においても、防災支援センターなどの施設や防災マップの作成などハード・ソフトの両面での取り組みを進めてきていますが、防災・減災に向けては行政だけでなく地域住民や事業者が一体となり、取り組みを行なっていくことが必要です。感染症に対しては引き続き対策を行うとともに、新たな日常にもとづく地域活動や経済活動を進めることが求められます。

（６）地域共生社会の実現

近年、都市部においては、少子高齢化に加えて世帯の小規模化や地域における関係希薄化などが進んでおり、引きこもりや貧困、8050 問題といった複合的な課題、これまでの分野や制度の枠組みでは解決が困難な問題を抱える家庭や地域が増えています。

そこで、厚生労働省が「地域共生社会」の推進を掲げ、高齢者、障がい者、児童、医療といった制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域問題に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すとしています。

人口減少とともに地域力の低下が心配される渡名喜村において、地域のあらゆる住民が役割を持ち、交流し、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる地域づくりが必要となっています。

（７）持続可能な開発目標（SDGs）へ国際社会の一員としての対応

SDGs は、2030 年までに、先進国も新興国も途上国も、国や企業、個人などみんなが協力し、より良い未来をつくろうと 2015 年 9 月の国連サミットで採択された 17 の共通の目標（ゴール）です。そして、地球上の「誰一人として取り残さない」を理念に、人種、ジェンダー、障害の有無など、多様性を受け入れることが重視されており、目標の達成にむけ、世界各地で取り組みが進められています。

国では平成 28（2016）年 12 月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」を策定し、地方自治体に各種計画や戦略、方針の策定の際には SDGs の要素を最大限反映するなど、SDGs へ積極的に取り組むよう求めています。



■出典 国際連合広報センター

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



渡名喜村においても、生活や暮らしに密接に関わる問題として、SDGsの理念を踏まえながら、地域の諸課題の解決に向けた村づくりに努めていくことが求められています。

（８）適正な自治体運営と協働による村づくりの推進

地方財政は依然として厳しい状況にある中、人口減少の進行に加え、新型コロナウイルスにより国民生活が大きな影響を受けたことによる税収の減少などにより、財源の確保と責任や根拠に基づく政策立案・実行がこれまで以上に重要となっています。

また、我が国においては、高度経済成長期に多くの公共施設、道路、橋梁等が建設されており、それら公共施設の維持管理や更新が課題となっています。

本村においても、限られた財源と人材を有効に活用・連携しながら、村民、地域、企業との協力と創意工夫により、特色のある自治体運営が求められています。

平成28（2016）年より、18歳からの選挙権が適用され、令和4（2022）年4月から、成年の年齢が20歳から18歳に引き下げられました。より多くの若い世代がまちづくりへの理解を深めて活動に参画できるよう、発信する行政等の情報はわかりやすく、広く届くよう工夫していく必要があります。

本村の財政は依然厳しい状況にあります。限られた財源や人材の中で、渡名喜らしい村づくりができるよう多様な主体との協働が求められます。いろいろな人が参加できる村づくりにむけ、村の情報を丁寧に発信していくためホームページを新しくするなど、引き続き多様な機会を通して村の情報発信に努める必要があります。

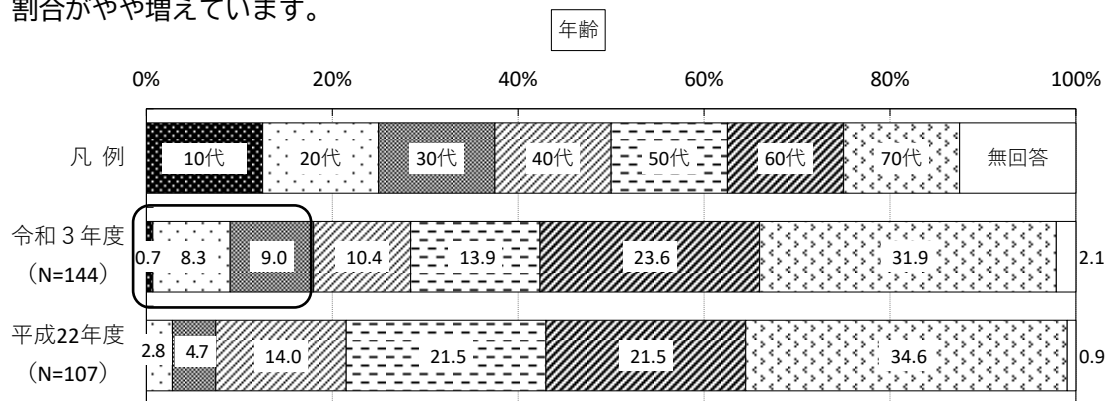
3 村民の声（アンケート調査）

計画策定にあたって、村づくりに対する村民や関係者の声を聞き、計画に反映していくため渡名喜村村民村づくりアンケート調査、小中学生アンケート調査、村づくりの関係団体ヒアリング、郷友会アンケートを実施しました。主な概要と結果は以下の通りです。

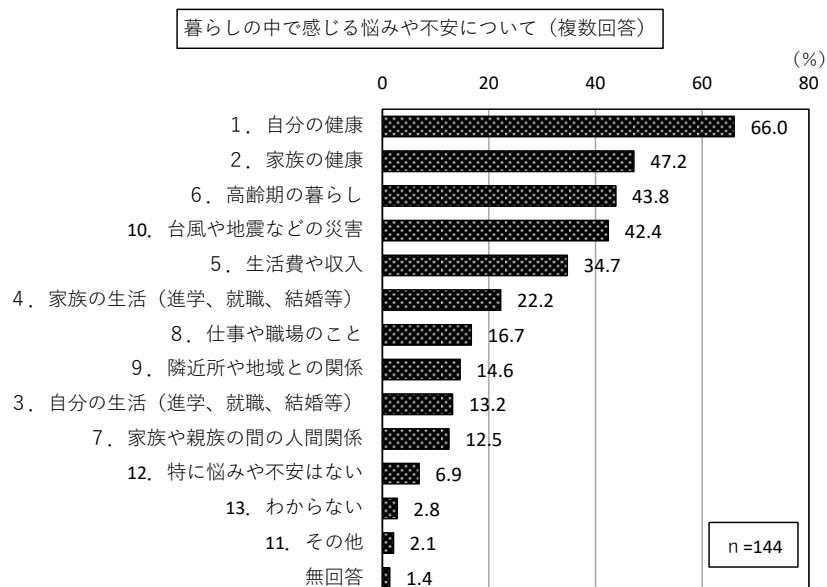
（１）村民アンケート調査

<あなたご自身について>

- ・16歳以上の村民を対象としています。有効回収数は144件（回収率66.4%）です。
- ・回答者の年齢について『60歳代以上』で55.5%を占めています。「50歳代」が13.9%、「40歳代」が10.4%と続いています。前回調査（H22年度）と比較すると、30代までの回答者の割合がやや増えています。



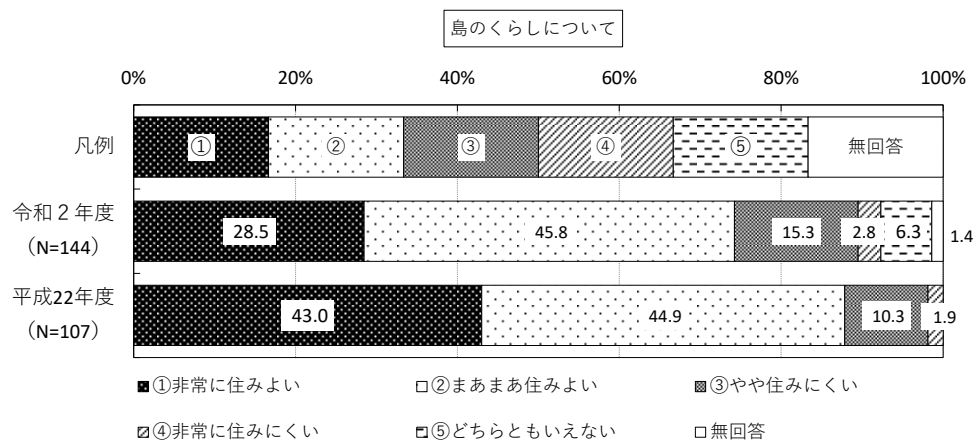
- ・暮らしの中の悩みや不安について、「自分や家族の健康」に関する不安が多くなっています。次いで「高齢期の暮らし」、「台風や地震などの災害」、「生活費や収入」と続いています。30歳代では「家族の生活（進学、就職、結婚等）」がやや高くなっています。





<島の暮らしについて>

- ・回答者の 74.3% (107 人) が『住みよい』(「非常に住みよい」 + 「まあまあ住みよい」の合計) と回答しています。「自然が豊かである」や「のんびりできる」、「隣近所・友人・知人の助け合いがある」、「生活環境がよい」ことなどを住み良い理由としてあげています。70 歳代以上で住みよいと回答している割合が高くなっています。
- ・一方、『住みにくい』(「やや住みにくい」 + 「非常に住みにくい」の合計) と回答した人からは、「買物が不便」、「仕事が少ない」、「本島との交通が不便」、「子どもの教育の問題」などが指摘されています。



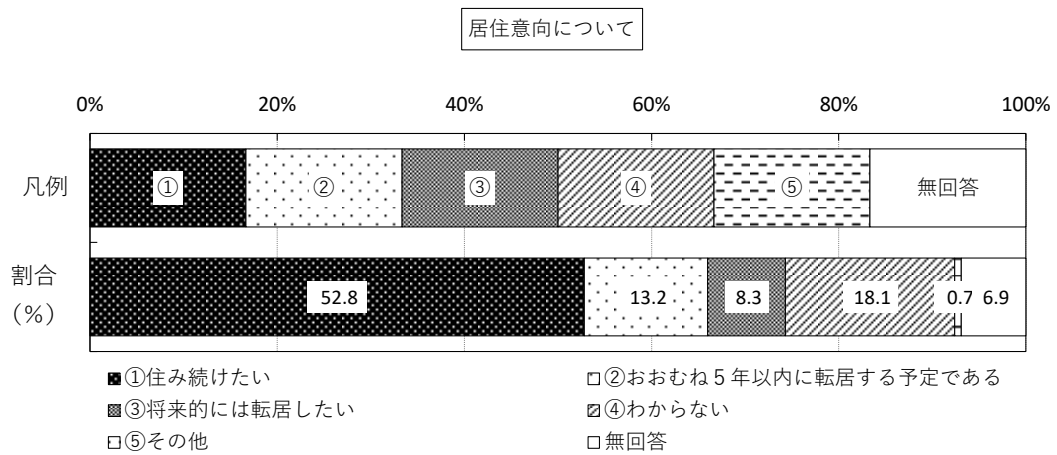
問 6 「住みよい」と思う主な理由

令和 3 年度				平成22年度			
1 位	1. 自然が豊かである	件数	69	1. 自然が豊かである	件数	56	
		割合	64.5%		割合	58.9%	
2 位	2. のんびりできる	件数	49	2. のんびりできる	件数	55	
		割合	45.8%		割合	57.9%	
3 位	3. 隣近所・友人・知人の助け合いがある	件数	35	7. 生活環境がよい	件数	25	
		割合	32.7%		割合	26.3%	
4 位	7. 生活環境がよい	件数	25	3. 知人や友人が多い	件数	15	
		割合	23.4%		割合	15.8%	
5 位	5. 親や子供と一緒に暮らせる	件数	14	5. 親や子供と一緒に暮らせる	件数	9	
		割合	13.1%		割合	9.5%	

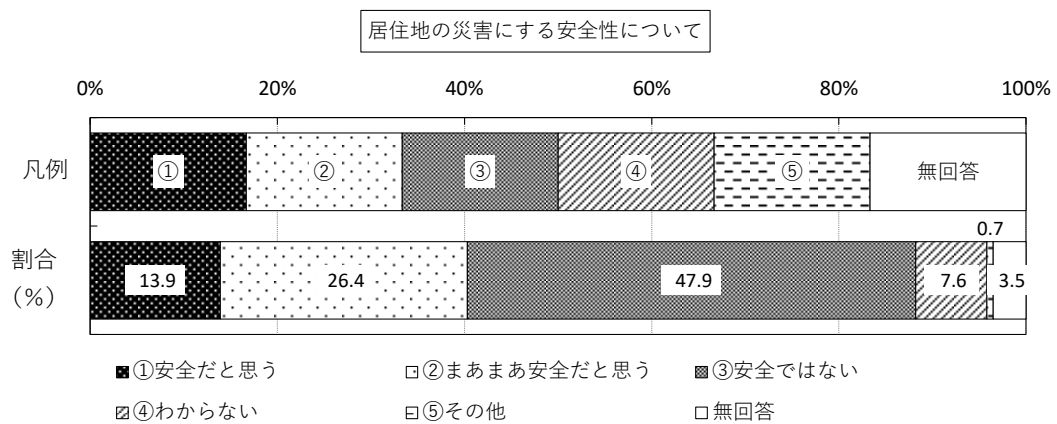
問 7 「住みにくい」と思う主な理由

令和 3 年度				平成22年度			
1 位	7. 買物が不便	件数	16	6. 仕事が少ない	件数	19	
		割合	61.5%		割合	59.4%	
2 位	6. 仕事が少ない	件数	12	3. 本島との交通が不便	件数	15	
		割合	46.2%		割合	46.9%	
3 位	3. 本島との交通が不便	件数	11	9. 潮害や台風等自然環境が厳しい	件数	12	
		割合	42.3%		割合	37.5%	
4 位	1. 子どもの教育の問題	件数	10	7. 買物が不便	件数	9	
		割合	38.5%		割合	28.1%	
5 位	9. 潮害や台風等自然環境が厳しい	件数	5	2. 保健・医療サービスの不足	件数	6	
		割合	19.2%		割合	18.8%	

- ・ 渡名喜村での居留意向は、「住み続けたい」が 52.8%となっています。一方、転居時期は異なるものの、転居したいと考えている人の割合は 21.5%となっています。



- ・ 住んでいる地域の災害に対する安全性について、「安全ではない」と回答した人の割合は 47.9%を占めており、具体的には、津波や地震、洪水浸水、風害などの発生が懸念されています。

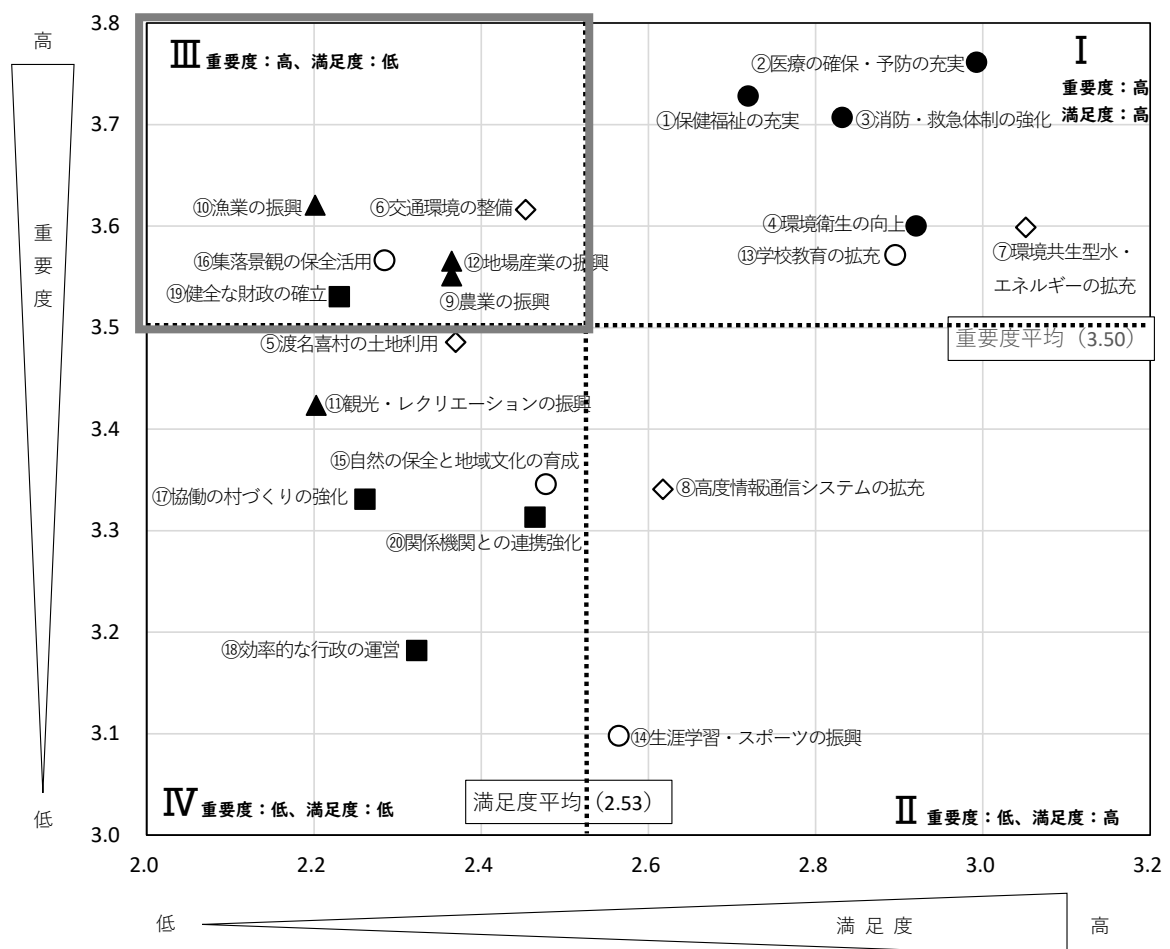




<渡名喜村の取り組みの評価について>

- ・村民アンケートによると、現在の村づくりの20の取り組み項目のうち、満足度・重要度がともに高い項目は「②医療・予防」「③消防・救急」、「①保健・福祉」、「④環境衛生」、「⑦環境共生」、「⑬学校教育」となっています。
- ・重要度が高ものの、満足度の低い項目は「⑩漁業」「⑬集落景観」「⑭健全な財政」「⑮交通環境」「⑯地場産業」「⑰農業」と特に産業振興や集落景観の保全活用、交通などとなっており、最優先の改善が必要となっています。

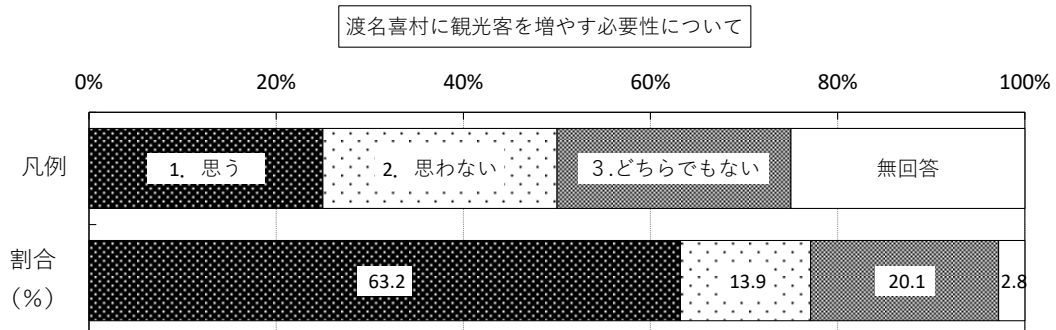
問10 渡名喜村の取り組み（満足度と重要度）



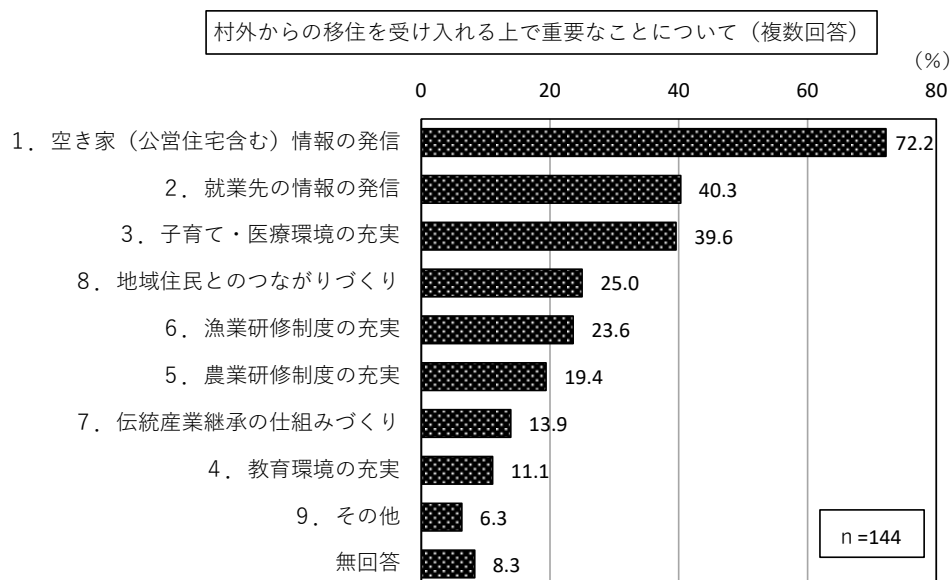
各項目の満足度と重要度の回答を点数化してその平均値を算出し、縦軸を重要度、横軸を満足度として上記の図に表示しました。満足度、重要度それぞれの全体平均を中心に4つの領域に区分し、施策の改善の緊急性等を分析しています。

I 重要度:高、満足度:高 重点維持エリア	重要度、満足度も高い。満足度の水準を保つように積極的に維持
II 重要度:低、満足度:高 現状維持エリア	重要度が低い一方、満足度が高い。満足度は高いので一先ず現状を維持し、村民ニーズ等をみながら対応
III 重要度:高、満足度:低 優先改善エリア	重要度は高いものの、満足度が低い。重点的に強化、改善が必要
IV 重要度:低、満足度:低 改善エリア	重要度は低く、満足度も低い。需要度は低いので最優先ではないものの、満足度を上げるための取り組みの周知、何らかの改善が必要

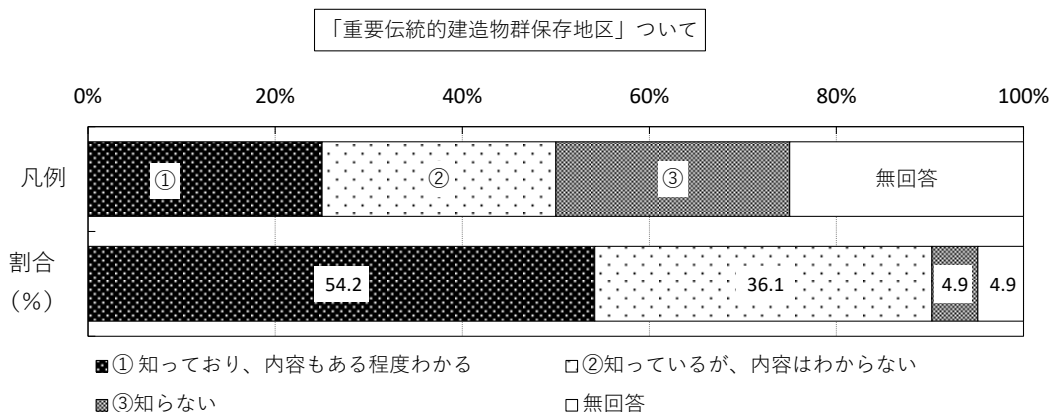
- ・渡名喜村に観光客を増やす必要性について、「(必要だと) 思う」が 63.2%と高くなっています。観光客を増やすために「宿泊施設の整備」、「観光ガイド、語り部など、島の魅力を伝えることができる人材の育成・確保」、「特産品や郷土メニューの開発」などが重要であると考えられています。



- ・村外からの移住を受け入れる上で重要なことは、「空き家（公営住宅含む）情報の発信」、「就業先の情報の発信」、「子育て・医療環境の充実」などと考えられています。



- ・「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されていることについて、「知っており、内容もある程度わかる」が 54.2%と最も高く、次いで「知っているが、内容はわからない」が 36.1%となっています。あわせると回答者の 90.3%が「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されていることを『知っている』と回答しています。





・「温もりの海郷」について、あなたもつ村のイメージについて

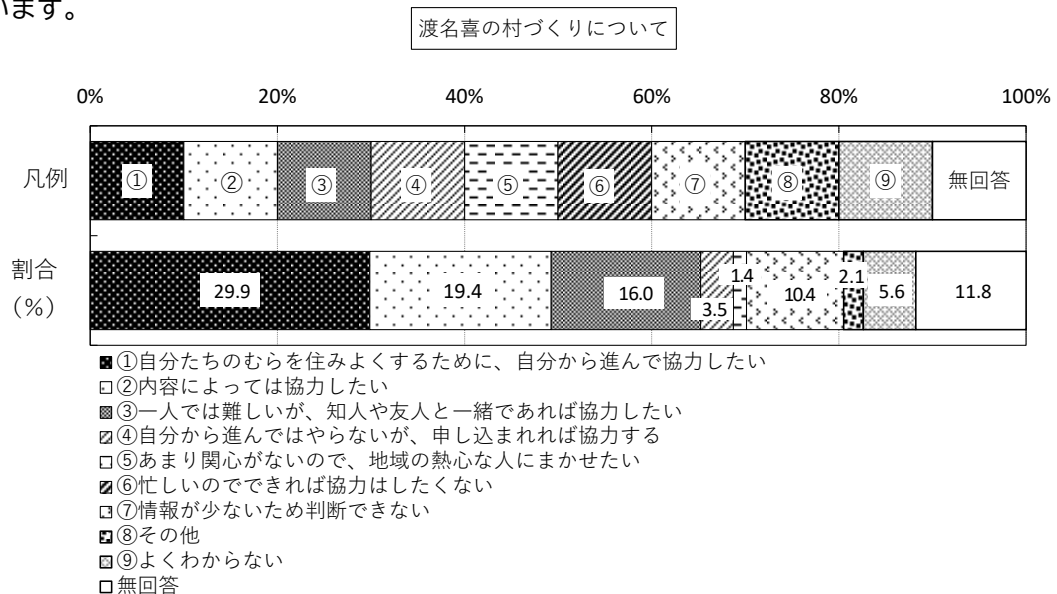
人々の心の温かさ、助け合い、思いやり、つながり、安らぎ

自然に関するキーワード（海や緑の山並み、夕日等）、伝統文化に関するキーワード（白い砂浜、フクギ並木、伝統行事、祭祀、シマノージ、掘り下げられた瓦葺の家等）

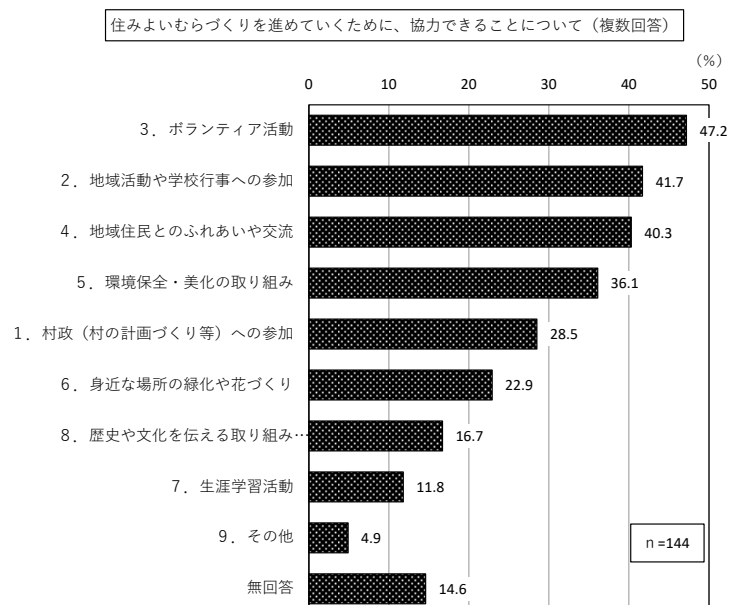
温もり（ふわっとしたあたたかさ）ではインパクトが弱い気がする。小さい島ながら自然豊かな島とともに自然災害にも耐えてきた先人たちの強さを表すイメージが欲しい。という声も寄せられました。

<渡名喜村の村づくりについて>

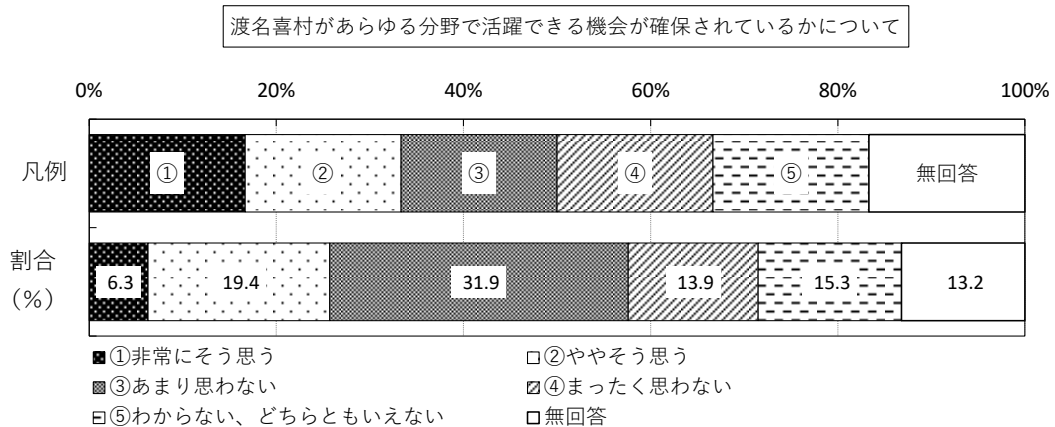
- ・村づくりへの考えについて、「自分たちのむらを住みよくするために、自分から進んで協力したい」、次いで「内容によっては協力したい」、「一人では難しいが、知人や友人と一緒にあれば協力したい」と続いており、村づくりに『協力したい』と考えている人は 65.3%となっています。



- ・住みよい村づくりを進めるために協力できることについては、「ボランティア活動」、次いで「地域活動や学校行事への参加」、「地域住民とのふれあいや交流」があげられています。



- ・渡名喜村が年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、あらゆる分野で活躍できる機会が確保されていると思うかという問いについて、「あまり思わない」が 31.9%と最も高く、「まったく思わない」(13.9%)を合わせると、45.8%が『思わない』(「あまり思わない」+「まったく思わない」の合計)と回答しています。



<渡名喜村の将来について>

- ・あなたが日頃、「将来に伝えたい」「いつまでも残したい」「大切に育てたい」と感じている渡名喜の「よさ」や「誇り」について

- ・集落景観（伝統的建造物群保存地の集落、白浜の道、フクギ並木、美しい風景等）
- ・行事・文化（朝起き会、水上運動会、綱引き、ハーリー、渡名喜島ならではのシマノシー、祭り、島の言葉、地名等）
- ・豊かな自然（海、星空）
- ・村民のあたたかさ、ゆいまーる、助け合い、優しさ

- ・日頃、「ここを少し工夫すると良くなると思うアイデア」や「是非とも改善してほしいこと・場所」はなんですか。 いくつでもあげてください。渡名喜村の村づくりについてご意見やご提案等がありましたらお書きください。

- ・環境対策（赤土対策、漂流ゴミの対応、海や砂浜を守る対策）
- ・人材育成（役場職員をはじめ、村民みんなの更なるスキルアップ、自分たちの島は自分たちで守る。交流の機会、助け合いの心）
- ・生活基盤、集落景観の改善（集落内道路の段差解消、石垣ブロックの整備、廃車対策、台風や大雨時の浸水や災害対策、空き家対策や住宅の確保、島外輸送・移動（フェリー増便）、集落外外灯整備、公園・広場の充実 等）
- ・シマノシー、伝統文化や朝起き会など行事の継承や広報
- ・人口対策（移住者・雇用対策、子育て支援等）
- ・産業振興（観光面の充実、農水産業の新興、特産品開発 等）



(2) 児童生徒アンケート調査

調査対象者：渡名喜小学校5・6年生及び中学生

回収状況：配布数：15件 有効回収数：8件 有効回収率：53.3%

<島の自慢したいところ、もっと良くしたいところについて>

- ・渡名喜島の自慢について、「自然・緑が多い」、「海がきれい」、「町並みがきれい」など、自然や風景の美しさに関する意見が多くあげられています。
- ・「島の人々がとても温かい」、「どこに行っても誰かが声をかけてくれる」といった人の魅力についての意見もみられます。
- ・小学生は「水上運動会」や「渡名喜まつり」、「朝起き会」などの長年継続されている行事をあげています。
- ・渡名喜島で改善したいところについて、公園など子どもの遊ぶ場所を増やしてほしいという意見が複数みられました。

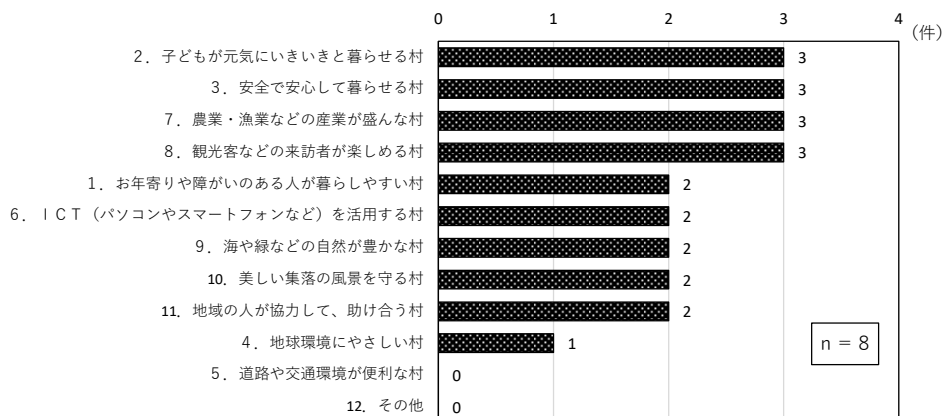
<あなたの将来について>

- ・渡名喜島での居住意向について、「6. わからない、まだ決めていない」という回答が4件と最も多く、「3. 島外で何年か働いて、島にもどって暮らしたい」、「4. 島では暮らしたくない」がそれぞれ2件みられました。

<渡名喜村の将来について>

- ・10年後の渡名喜村について、「2. 子どもが元気にいきいきと暮らせる村」、「3. 安全で安心して暮らせる村」、「7. 農業・漁業などの産業が盛んな村」、「8. 観光客などの来訪者が楽しめる村」がそれぞれ3件と最も多くなっています。

「10年後の渡名喜村がどんな村になっていたらいいと思いますか」について



- ・渡名喜村の村づくりでめざす将来像「温もりの海郷」のイメージについて、「人々が温かい」、「安心感がある」といった回答がみられました。

（３）関係団体ヒアリング調査

第五次渡名喜村総合計画は、地域住民との協働による村づくりを実現するための計画として位置づけています。その計画の検討に向け、村民や団体のみなさんと村の現状などを共有し、共に推進していくため、村内で事業・活動を展開する関係団体等を対象として、活動の現状や課題、今後の活動意向・展望等を把握するヒアリングを実施しました。

①主なヒアリング項目

- ・組織の概要
- ・主な事業・活動の内容、連携している団体
- ・今後挑戦してみたい事業や活動
- ・事業・活動する上での困りごと
- ・団体からみた渡名喜村や地域の良い点、問題点
- ・村づくりや総合計画へ期待や提言、提言などに関して村と協働で取り組んでみたい活動

②調査対象団体（敬称略、順不同）

以下のグループごとにヒアリングを行いました。

- ア 宿泊施設：民宿あがり浜、民宿ムラナカ、赤瓦の宿ふくぎ屋(株福木島となき)
- イ 専門職、移住者：渡名喜駐在所、渡名喜村歯科診療所
- ウ 渡名喜村議会
- エ 福祉：渡名喜村社会福祉協議会、民生委員児童委員
- オ 農業：渡名喜村農業委員会
- カ 漁業：渡名喜村漁業協同組合
- キ 観光、特産品：渡名喜村観光協会、渡名喜村生活改善グループ
- ク 渡名喜村郷友会

③主な調査結果 （今後の必要な取り組みなどを項目ごとに整理）

●観光振興

- ・コロナ禍で観光客が減少したため、村観光協会のホームページでお土産のネット販売を開始させたが、引き続き、島や土産品などの広報の強化が必要。
- ・来島者が昼食をとることができる食堂、カフェなどの確保。
- ・観光客の農業体験、漁業体験、ダイビングなど自然体験へのニーズが高い。個々の民宿でニーズに対応しているが、観光協会が窓口となり、観光メニューや料金（案内中のケガ、料金設定等）などを説明していく必要がある。個々の民宿で対応するには限界がある。観光協会や漁協、農家との連携強化が必要。
- ・民宿など宿泊施設（空き家も活用できないか）や島内交通の確保。フェリーの増便。
- ・観光協会が立ち上がったばかりで、コロナ禍で観光客はほとんどいない状況。観光協会の基盤強化（スタッフ（人材）の確保、収益事業や村からの支援も含めた運営資金の確保）。レンタル業などの取り組みの推進が必要。
- ・観光協会、民宿、食堂などがお互いに協力できること等について話し合い、情報共有する場づくり。



●産業振興

- ・第1次産業の振興と後継者育成。6次産業への展開。
- ・農地の表土の流出防止対策（大切な土を流出させない、海域へ流出させない取り組み）。
- ・つくり育てる漁業、養殖業の展開の検討。
- ・島の農産物（島ニンジンなど）で新たな商品の開発。
- ・生活改善グループの人材確保。体制の強化。
- ・農業分野での地域おこし協力隊の確保。
- ・農業、漁業など産業振興の専門家、企画立案する専門家を招へいする。
- ・漁民施設をつくりスキューバーダイビングに取り組むなどのアイデア出す機会を設ける。
- ・鮮魚店の施設の検討。
- ・雇用の創出につなげていくため、「塩づくり」に取り組む。

●人口減少対策、後継者の確保

- ・雇用の場の確保や企業誘致。
- ・住宅の確保、家賃補助などを進めて移住を促進。空き家対策は生活保障が必要。
- ・女性のIUターンを促すとともに、定住促進条例をつくる必要がある。
- ・リーダーの確保と婦人会、青年会、子ども会の活動開始。

●環境対策

- ・赤土流出対策、沈砂池も必要だが、グリーンベルト（ゲットウ、ヤブラン、リュウノヒゲ、ベチバー）も必要である。漂着ごみへの対応。
- ・農地から赤土や農薬が海に流れている。
- ・農薬（化学肥料）を使用しなくても害虫駆除できるのではないか。
- ・サンゴ礁の減少とともに魚や貝（コマガイ）も少なくなってしまったことから、イノーなど調査とサンゴ礁などの再生。

●生活基盤

- ・施設（パークゴルフ場など）の老朽化対策、維持管理。道路の修繕。集落内の側溝の段差解消。
- ・カワラナデシコ、ヒガンバナ等の島の花を増やす。
- ・北側にあるお宮のアプローチは階段である。高齢者が登れないので、車でも行けるように東側からのアプローチをつくる。

●居場所づくり、見守り

- ・子どもの居場所づくり。 ・高齢者が増えていくため、安否確認など取り組みの強化。

●健康づくり

- ・村民の健康・生きがいつくりに対する関心や意識の高揚と健康寿命の延伸に向けた取り組み。
- ・健康・生きがいつくりなどへの参加（特に男性の参加）を促進。

●村づくり

- ・ 村長や行政職員、住民などの意見交換会の開催。
- ・ 自分たちの努力が必要。自立に向けて行政や村民の意識改革が必要。
- ・ 関係団体間の連携強化。
- ・ ふるさと納税のPR、返礼品の工夫（宿泊券と乗船券のセットなど）。



(4) 村づくり『意見交換会』の開催

地域住民との協働による村づくりを実現するための計画として、アンケートやヒアリングに続き、渡名喜村にお住いの方を対象に村づくり『意見交換会』を実施しました。

グループごとに村の良い所（強み）、改善点（弱み）などを確認し、10 年後にどんな地域、村にしていきたいか、理想の暮らしを考え、暮らしをよくするため必要な取り組みを話し合いました。

①意見交換会の主な内容

- ・対象者：村内在住者
- ・参加人数：8 名（3 グループ）
- ・日時：2022 年 6 月 8 日 14 時～16 時
- ・場所：渡名喜村多目的活動施設

②主な意見

■ A グループ

渡名喜村ってどんな島？

良いところ、守りたいこと（強み）	困っていること、改善が必要だと思うこと（弱み）
◇集落から歩いて 15 分で潮干狩りができる ◇沖縄の原風景が残っている ◇夜、しずか。車の騒音がほとんどない ◇車の数が少ない ◇特徴ある地形（フェリーから断崖が見える。港に近づくまで集落が見えないので、人が住んでいるかワクワク。神秘的）	◆人口減少。子どもたちの減少 ◆島に住みたくても住宅がない ◆観光で訪れても、新鮮な魚料理が食べられない ◆観光に来てでもマリンスポーツができない ◆民宿や食堂などの施設が少ない ◆海の環境が悪くなった ◆サンゴが少なくなった ◆畑などの再整備が必要 ◆文化財の少ない村（指定が進んでいない）

めざす村の姿

○エコの村

- ・渡名喜島は海や山、植物、地形など都会にはない自然・文化環境を生かした村づくり
- ・自然と共存した村づくりと観光等の産業の導入

必要な取り組み（強みを伸ばし、弱みをチャンスにかえて、めざす姿に向けた取り組み）

- ・自然環境など、島の PR 活動を強化（テレビ、新聞、タレント、SNS などの活用）
- ・イノーや海、砂浜などの再生整備
- ・自然環境やそれと関わりの深い伝統文化を対象としたエコツーリズム、農・漁業体験などグリーンツーリズムの受け入れ、仕組みづくり（植物、地形など自然共生に理解ある観光客（マニア）を呼び込める）
- ・自然に関する研究所の誘致。ハブ、地形、海藻、貝、ウニなどの研究機関（研究者や学生の合宿などを受け入れ）
- ・人が来ると島内での移動が必要となるため、電気自動車の導入（継続的に）
- ・関係人口などを増やすためにも受入れ施設の整備が必要（急務）
- ・ワーケーションの受け入れ体制を整え、将来の定住につなげる仕組みの整備
- ・農業だけ、漁業だけでは安定した収入が難しい。組み合わせでできる仕組みづくり
- ・就農の促進のため、農業施設や畑地等の再整備。（農業の活性化）

■Bグループ

渡名喜村ってどんな島？

良いところ、守りたいこと（強み）	困っていること、改善が必要だと思うこと（弱み）
◇白砂の道 ◇昔ながらの集落が残っている ◇掘り下げられた屋敷（どこにもない） ◇子どもたちに安心な島（村民）地域で見守り ◇ゆいまーの精神が残っている ◇経済的にも経費のあまりかからない暮らしやすい面もある（他市町村と比較して。食生活においても野菜、海の幸等は自分の力で可能な部分もある）	◆居住家屋がない ◆出生率、新生児数の減少（若年夫婦が少ない） ◆安全・安心な住みよい集落ブロック塀、U字溝 ◆交通の便が悪い ◆離島ゆへの海上輸送のみの交通しかなく人の往来、物資の搬入等が、どのようにしても遅れてくる。船の大型化により少しは解消されましたが、まだまだ不十分だと思う。 ◆基幹産業の業種が少ない（収入源）雇用先 ◆通信網の環境が良くない

めざす村の姿

○いつまでも子ども達の声が聞こえる島 ○安全・安心の島 ・災害にも強い島で、安心して子どもが遊び、子育てができる島

必要な取り組み（強みを伸ばし、弱みをチャンスにかえて、めざす姿に向けた取り組み）

・渡名喜村の特徴である伝統的集落を維持する。 （白砂道の保全、修復と昔ながらのヒデークの石垣の復元） ・伝統的文化遺産（産業遺産）への登録。文化島景観。段々畑の活用。チョーメーソー ・村のPR 渡名喜カラーを強く打ち出す ・島を離れていった島出身者へのUターン、Iターンの奨励 ・空家活用 ・人口増加につなげられる施策として、村外出身者（郷友会）等との情報交換会等を開催し人口減少への対策を話し合う ・児童生徒の学力の向上（教育の充実） ・集落フリーWi-Fi ・農業への支援をはじめ地元の産業の活性化支援（島島にんじんやもちきびに加え、ほかの作物も力をいれる） ・太陽光パネル導入（災害対策）
--

■Cグループ

渡名喜村ってどんな島？

良いところ、守りたいこと（強み）	困っていること、改善が必要だと思うこと（弱み）
◇星がきれい ◇夕陽に癒される ◇海がすぐ近くにある	◆ネット回線の工事が出来ない、遅い

めざす村の姿

○豊かな自然を大切にする（渡名喜島のブランド、もちきびの維持） ○地域の見守り
--

必要な取り組み（強みを伸ばし、弱みをチャンスにかえて、めざす姿に向けた取り組み）

・地震・災害時避難経路の確認、避難講習会の実施 ・幼稚園と預かり保育をひとつにする ・空家の若者向けの活用 ・フェリー運賃の半額、補助の継続



(5) 郷友会アンケート結果

調査対象者：渡名喜村郷友会会員（156 名）

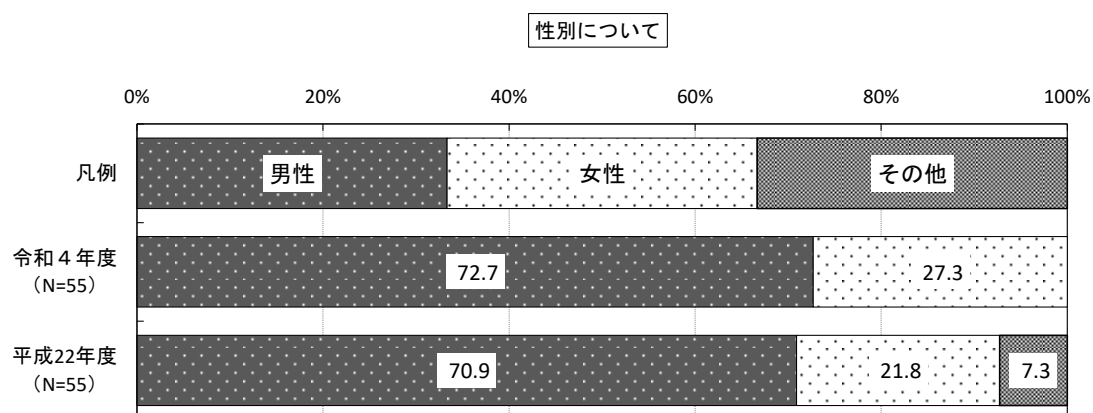
調査方法：アンケート票を郵送にて配布し、同封の返信用封筒により回収

回収状況：

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
156 件 (内宛先不明 13 件)	55 件 (内 1 件 Web 回答)	55 件	38.5% (宛先不明分除く)

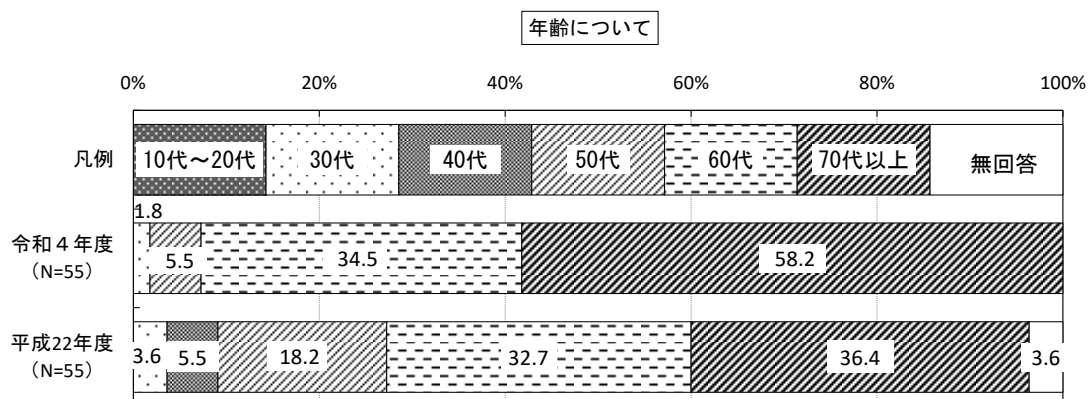
問 性別

- ・回答者の性別について「男性」72.7%（40 件）、「女性」27.3%（15 件）と「男性」からの回答が多くなっています。



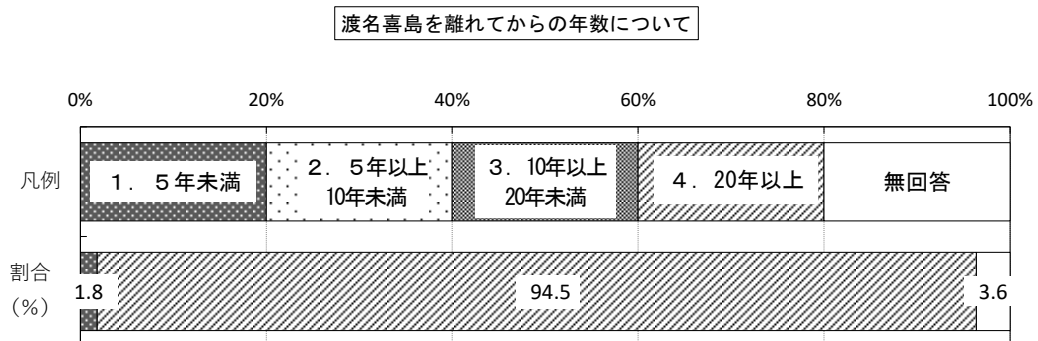
問 年齢

- ・回答者の年齢について『60～70 代以上』で 92.7%（51 件）を占める。前回調査（H22 年度）に比べ、「70 代以上」の回答者の割合が増えています。

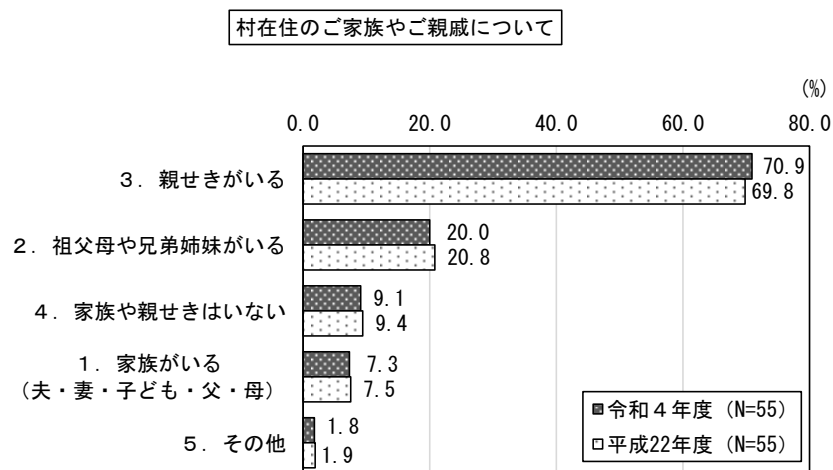


問 渡名喜村を離れてから何年になりますか

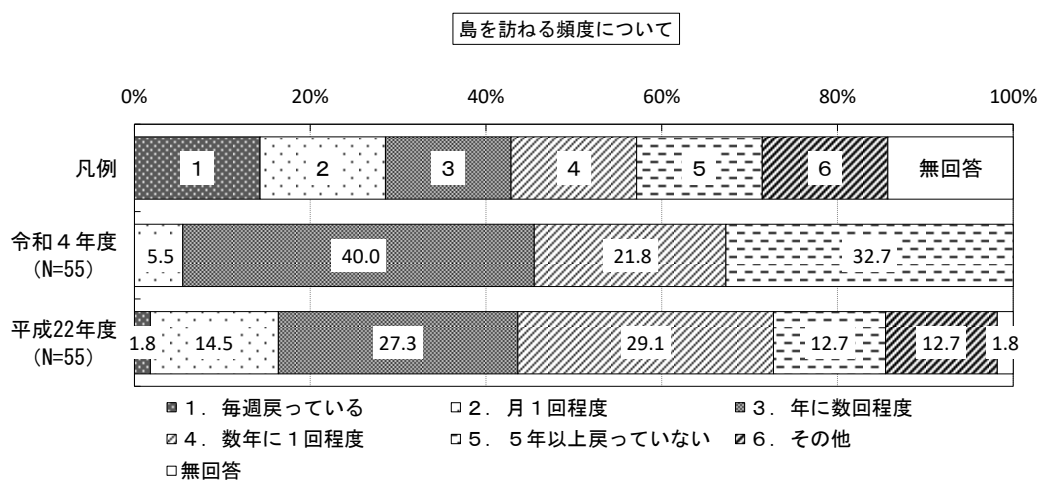
- ・本村を離れてからの年数について、回答者の94.5%（52件）が渡名喜村を離れて「4. 20年以上」と回答しています。



- ・本村居住の家族や親せきについて、回答者の約9割（90.9%）が家族や親せきがいると回答しています。

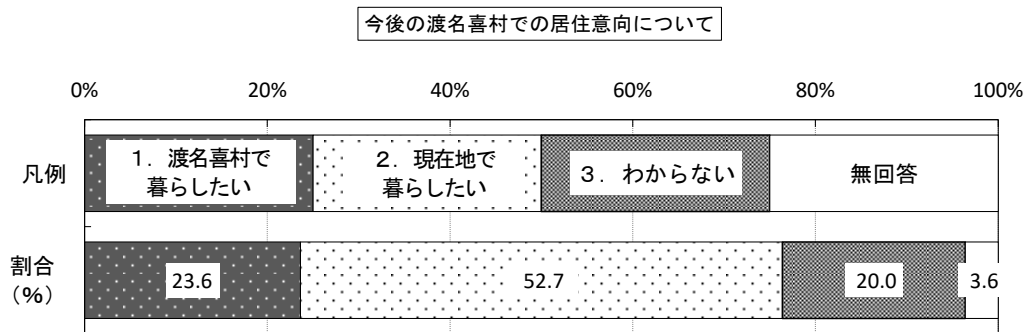


- ・島を訪ねる頻度について、「年に数回程度」と回答した割合が40.0%（22件）と最も高く、次いで「数年に1回程度」が21.8%（12件）、「月に1回程度」が5.5%（3件）と続いています。
- ・前回調査（H22年度）に比べ「5年以上戻っていない」とする回答者の割合が増えています。





- ・今後の渡名喜村への居住意向について、「渡名喜村で暮らしたい」が 23.6%（13 件）となっています。



<渡名喜村の自慢できるもの・ことについて>

■伝統行事・イベント

順位	令和4年度(46 件)		平成 22 年度(56 件)	
1 位	カシキー・となき祭り	13 件	カシキー・となき祭り	20 件
2 位	水上運動会 朝起き会	11 件	水上運動会	19 件
3 位	海神祭(ハリー) シマノーシ	2 件	海神祭(ハリー)	10 件
4 位	その他	3 件	朝起き会	9 件

■集落景観

順位	令和4年度(26 件)		平成 22 年度(52 件)	
1 位	集落全体	9 件	フクギ並木・福木の防風林	19 件
2 位	白砂の道	8 件	伝建地区・伝統的家屋	11 件
3 位	フクギ並木・福木の防風林	7 件	白砂の道	8 件
4 位	伝建地区・伝統的家屋	3 件	集落全体	4 件

■自然環境

順位	令和4年度(12 件)		平成 22 年度(19 件)	
1 位	自然の豊かさ	5 件	自然の豊かさ	7 件
2 位	風景	4 件	風景	7 件
3 位	海	3 件	海	5 件

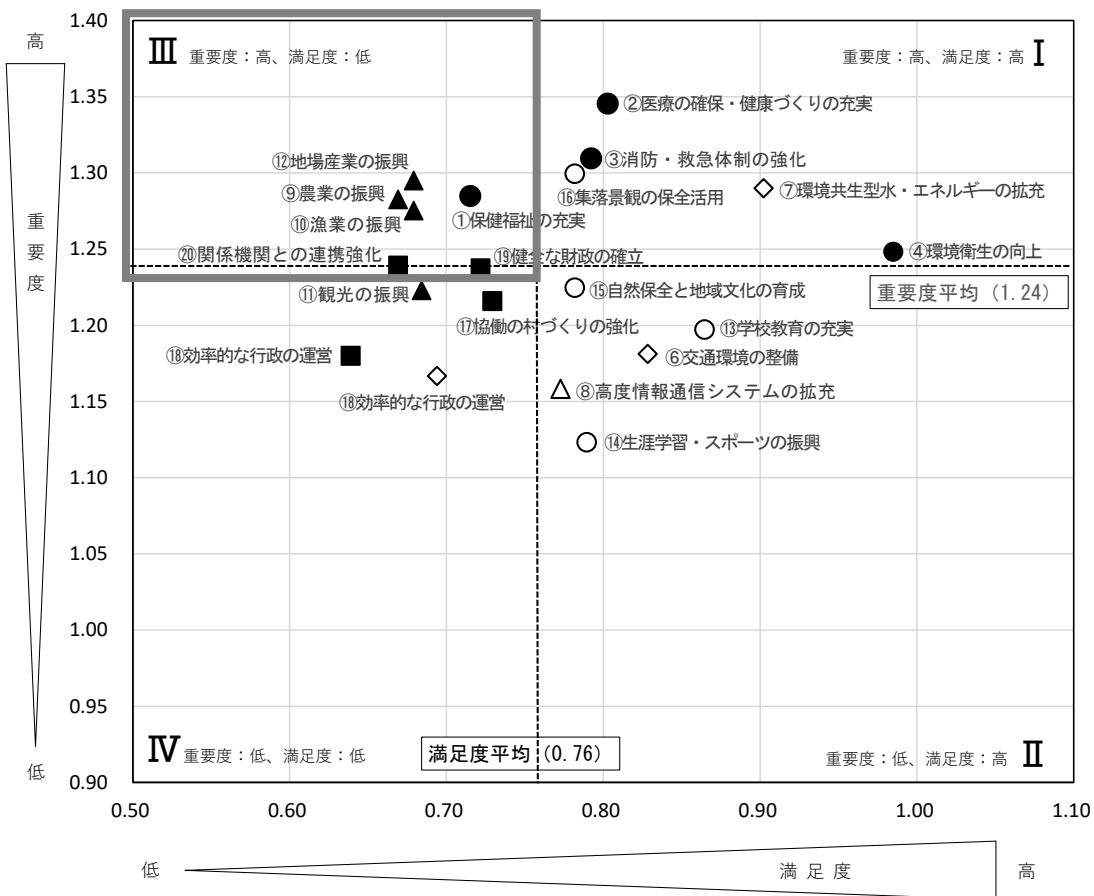
■生活・村づくり

順位	令和4年度(11 件)		平成 22 年度(20 件)	
1 位	島人の人間性・コミュニティ	8 件	島人の人間性・コミュニティ	18 件
2 位	もちきび・なでしこの花	2 件	その他	2 件
3 位	水産業	1 件	-	-

＜渡名喜村の取り組みの評価について＞

- ・郷友会アンケートによると、現在の村づくりの20の取り組み項目のうち、満足度・重要度がともに高い項目は、「②医療・健康づくりの充実」「③消防・救急」、「⑬集落景観」、「⑦環境共生」、「④環境衛生」となっています。
- ・重要度が高いものの、満足度の低い項目は「⑫地場産業」「⑨農業」「①保健・福祉」「⑩漁業」「⑪健全な財政」「⑫関係機関との連携」と特に産業振興や保健・福祉、健全な財政などが重要と考えられています。

問10、問11 渡名喜村の取り組み（満足度と重要度）



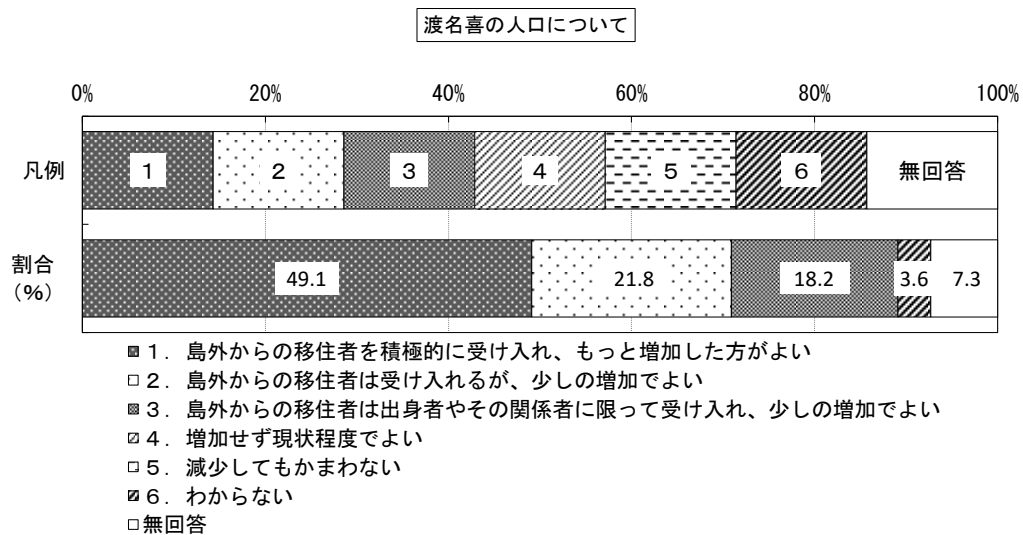
各項目の満足度と重要度の回答を点数化してその平均値を算出し、縦軸を重要度、横軸を満足度として上記の図に表示した。満足度、重要度それぞれの全体平均を中心に4つの領域に区分し、施策の改善の緊急性等を分析。

I 重要度：高、満足度：高 重点維持エリア	重要度、満足度も高い。満足度の水準を保つように積極的に維持
II 重要度：低、満足度：高 現状維持エリア	重要度が低い一方、満足度が高い。満足度は高いので一先ず現状を維持し、村民ニーズ等をみながら対応
III 重要度：高、満足度：低 優先改善エリア	重要度は高いものの、満足度が低い。重点的に強化、改善が必要
IV 重要度：低、満足度：低 改善エリア	重要度は低く、満足度も低い。重要度は低いので最優先ではないものの、満足度を上げるための取り組みの周知、何らかの改善が必要

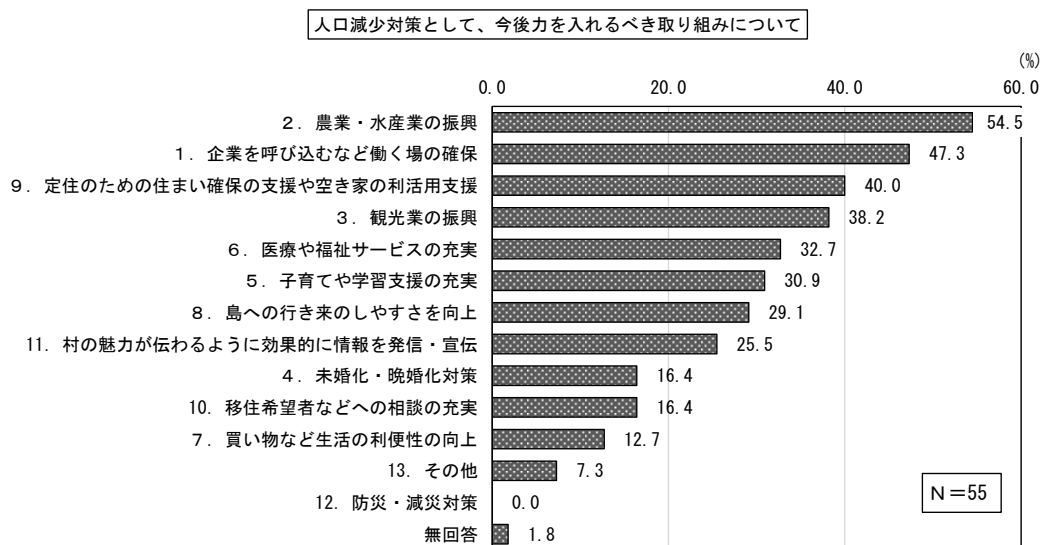


<定住や交流を促進する取り組みについて>

・渡名喜村の将来人口について、「島外からの移住者を積極的に受け入れ、もっと増加した方がよい」が49.1%（27件）と最も高く、次いで「島外からの移住者は受け入れるが、少しの増加でよい」が21.8%（12件）、「島外からの移住者は出身者やその関係者に限って受け入れ、少しの増加でよい」が18.2%（10件）と続いています。

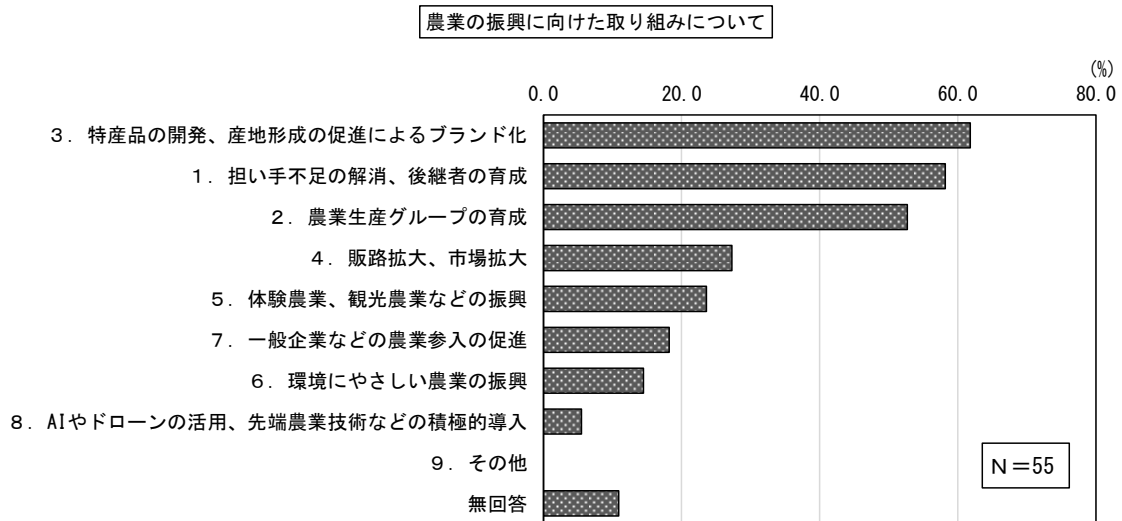


・渡名喜村の人口対策として、今後力を入れるべき取り組みについて、「2. 農業・水産業の振興」が54.5%（30件）と最も高く、次いで「1. 企業を呼び込むなど働く場の確保」が47.3%（26件）、「9. 定住のための住まい確保の支援や空き家の利活用支援」が40.0%（22件）と続いています。

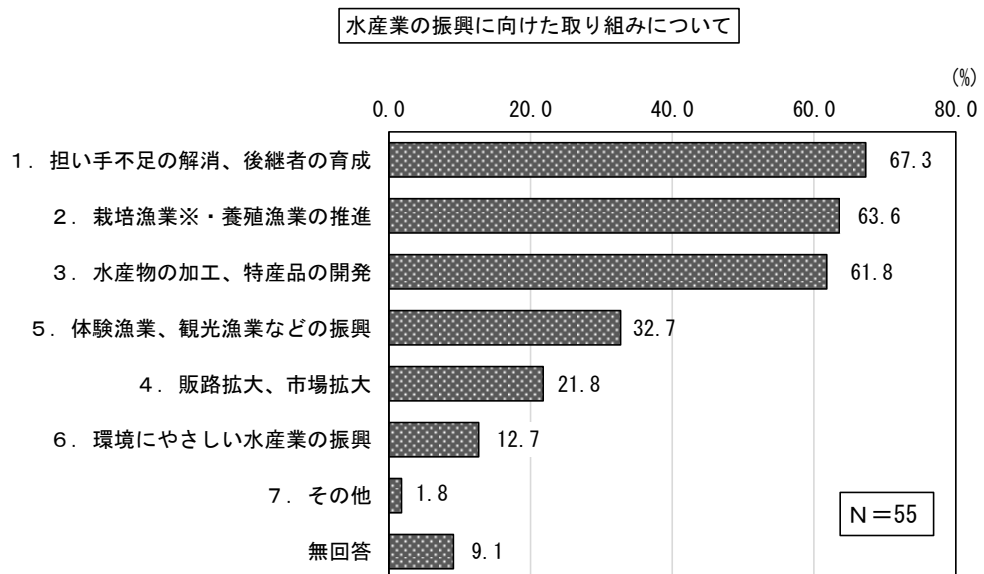


<産業の振興について>

- ・農業の振興に向けた取り組みについて、「特産品の開発、産地形成の促進によるブランド化」、「担い手不足の解消、後継者の育成」、「農業生産グループの育成」となっています。

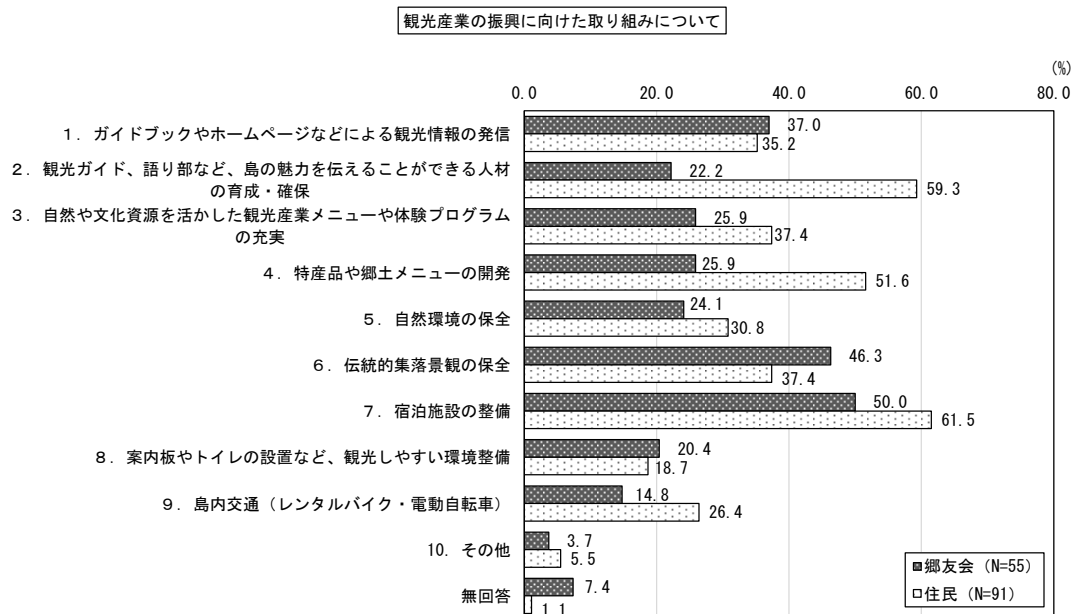


- ・水産業の振興に向けた取り組みについて、「担い手不足の解消、後継者の育成」、「栽培漁業・養殖漁業の推進」、「水産物の加工、特産品の開発」となっています。



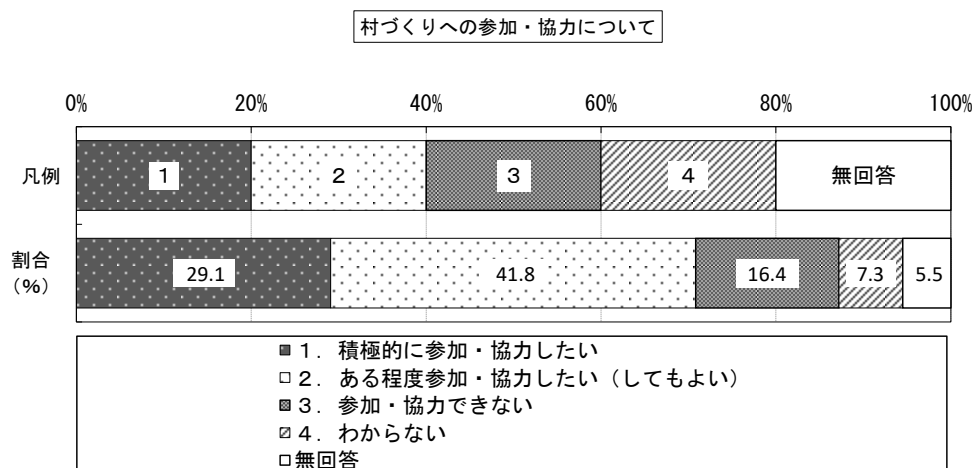


- ・観光産業の振興に向けた取り組みについて、「宿泊施設の整備」「伝統的集落景観の保全」「ガイドブックやホームページなどによる観光情報の発信」となっています。
- ・渡名喜村在住（住民）の回答をみると、「宿泊施設の設備」は郷友会アンケートと同様に最も高い割合占めています。



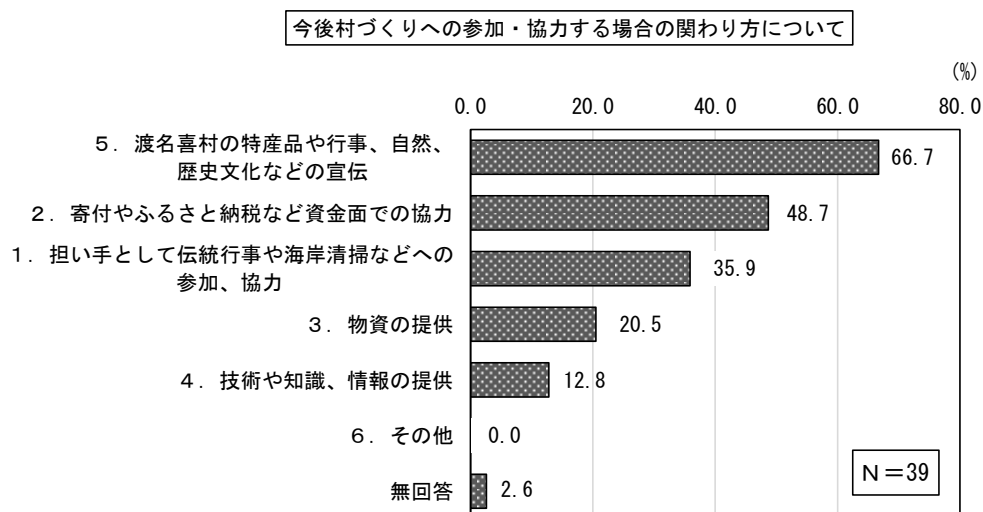
【その他】島の集落の魅力と海の魅力を活用（ダイビング関連等）／島の民宿はベッドがないので困った人が多いとのこと／船のアクセスの増加。日帰りもできる体制

- ・村づくりへの参加・協力について、「ある程度参加・協力したい（してもよい）」の回答が 41.8%（23 件）と最も高く、次いで「積極的に参加・協力したい」が 29.1%（16 件）となっています。



前問で「1. 積極的に」「2. ある程度」(参加協力したい)と回答した人 39 名

- ・今後村づくりに参加・協力する場合の関わり方について、「渡名喜村の特産品や行事、自然、歴史文化などの宣伝」、次いで「寄付やふるさと納税など資金面での協力」、「担い手として伝統行事や海岸清掃などへの参加・協力」と続いています。





4 村づくりの取り組み状況（20 項目の具体施策の実施状況）

（１）第四次渡名喜村総合計画の実施状況の確認について

各施策の実施状況など担当課において評価（自己評価）を行いました。評価については、次の６段階としました。

【実施状況】⇒６段階評価	
A 計画を上回って進んでいる	D 事業終了
B ほぼ計画通りに進んでいる	E 未着手
C 遅れている	F 該当する事業がない

（２）進捗状況の評価

基本目標 1 笑顔あふれる元気な島・渡名喜（安心・安全の風土づくり）

施策項目	施策数 × 担当課	評価					
		て A 進 計 画 画 で を 上 上 回 回 っ	に B 進 計 画 画 で を 進 進 ん 進 ば ば ん ば で 計 計 画 画 通 通 り	C 遅 れ て い る	D 事 業 終 了	E 未 着 手	が F な 該 い 当 ず る 事 業
基本目標 1 笑顔あふれる元気な島・渡名喜 （安心・安全の風土づくり）	47	3	25	9	4	3	3
	100.0%	6.4%	53.2%	19.1%	8.5%	6.4%	6.4%
施策 1 健康長寿と 子孫繁栄の島をつ くります （保健・福祉の充実）	① 子育て支援の推進	2	2				
	② 高齢者福祉の推進	4	1	1	2		
	③ 障がい者（児）福祉の充実	3	1	1		1	
	④ 地域福祉の推進	5	1	2	2		
	⑤ 島に適したバリアフリー、ユニバーサルデザインの促進	2	2				
	⑥ 保護世帯等への支援	3	3				
施策 2 安心の医療 を提供します （医療の確保・健康 づくりの充実）	① 適切な医療サービスの提供及び健康づくりの推進	6	2	3		1	
	② 巡回診療等の継続・充実、新たな施設の設置検討	2	1		1		
	③ 救急医療体制の強化	0					
	④ 社会保障の充実	1	1				
施策 3 災害に強い 島をつくりま す （消防・救急体制の 強化）	① 消防・防災・救急基盤の充実	2	1		1		
	② 施設等の適切な維持管理	2	2				
	③ 消防・防災・救急体制の充実	3	3				
施策 4 ごみを減ら し衛生的な島をつ くります （環境衛生の向上）	① ごみ処理の充実	6	1	4			1
	② 適切なし尿処理の充実	2	1	1			
	③ ハブ対策等の充実	3	1				2
	④ 赤土防止対策の充実	1				1	

- ・基本目標 1 に位置付けた 47 の具体施策のうち、25 の施策で B の計画通りに進めることができました。さらに A 計画を上回って進んでいる評価について医療の確保などでみられました。
- ・一方、C 遅れている評価も 9 施策あり、保健・福祉分野で多くなっています。健（検）診の受診率の低下がみられることなどが遅れている評価となっています。
- ・E 未着手となっている施策については、障がい者（児）福祉の充実で対象児がいなかったこと、高度情報医療システムの導入・活用の促進については村の取り組みとしては実施していないことなどが未着手の理由としてあげられています。

基本目標2 自然と共生する知恵のある島・渡名喜（島の基盤づくり）

施策項目	施策数		評価				
	施策数 × 担当課	進A ん計 画を 上回 って	進B んぼ で計 画通 りに	C 遅れ てい る	D 事業 終了	E 未着 手	F 該当 する 事業 が
基本目標2 自然と共生する知恵のある島・渡名喜（島の基盤づくり）	40 100.0%	3 7.5%	3 7.5%	16 40.0%	3 7.5%	13 32.5%	2 5.0%
施策5 持続発展可能な土地利用を築きます（渡名喜型土地利用の確立）	① 島の骨格構造の周知	2		2			
	② 5つのゾーンの保全・活用	11		10			1
	③ 入砂島への対応	2				2	
施策6 安心して安定した交通環境を整えます（渡名喜型交通環境の整備）	① 島外交通の充実	4		2	1	1	
	② 島内交通の充実	3				3	
施策7 水とエネルギーの安定供給を確保します（観光共生型水・エネルギーの拡充）	① 生活用水の安定確保	5	3	1		1	
	② エネルギーの安定供給	4				4	
施策8 離島を感じさせない情報化を進めます（高度情報通信システムの拡充）	① 情報通信基盤の充実	5		1	3	1	
	② 情報リテラシー（活用能力）の向上	4		1	1	1	1

- ・基本目標2に位置付けた40の施策のうち、B計画通りに進んでいる施策は3施策にとどまっています。また、A計画を上回って進んでいる施策は3施策となっています。
- ・一方、C遅れているが16施策と最も多く「土地利用の確立」分野で多く挙げられています。次いでE未着手が13施策となっています。

基本目標3 創意工夫に満ちた活力ある島・渡名喜（地域産業づくり）

施策項目	施策数		評価				
	施策数 × 担当課	進A ん計 画を 上回 って	進B んぼ で計 画通 りに	C 遅れ てい る	D 事業 終了	E 未着 手	F 該当 する 事業
基本目標3 創意工夫に満ちた活力ある島・渡名喜（地域産業づくり）	45 100.0%	0 0.0%	5 11.1%	6 13.3%	1 2.2%	26 57.8%	7 15.6%
施策9 島の個性を生かした農業を盛んにします（農業の振興）	① 営農人材の育成支援	3				3	
	② 経営の安定化支援	7		2		5	
	③ 生産基盤の整備	4				4	
施策10 後継者が育つ元気な漁業を盛んにします（漁業の振興）	① 担い手の育成支援	3				3	
	② 経営の安定化支援	4				4	
	③ 漁業基盤の整備	2		1		1	
施策11 自然と文化を基調とした観光を盛んにします（観光・レクリエーションの振興）	① 受け入れ担い手育成の強化	4		1	1	2	
	② 受け入れ環境の整備	5	2				3
	③ 誘客対策の充実	6	3	1		1	1
施策12 渡名喜ブランドの産業を盛んにします（地場産業の振興）	① 担い手の育成支援	1				1	
	② 良質の特産品開発支援	3				2	1
	③ 流通システムの構築支援	3		1			2

- ・基本目標3に位置付けた45の施策のうち、B計画通りに進んでいる施策は5施策にとどまっています。一方、E未着手が26施策と最も多く、次いでF該当する事業がないが7施策、C遅れているが6施策となっています。



基本目標 4 郷土文化ともてなしの心を大切にする島・渡名喜 (郷土文化づくり)

施策項目	施策数 × 担当課	評価					
		てA 進計 画を 上回 つ	にB 進ほ んぼ で計 画通 り	C 遅れ てい る	D 事業 終了	E 未着 手	がF ない 該当 する 事業
基本目標 4 郷土文化ともてなしの心を大切にする島・渡名喜 (郷土文化づくり)	40 100.0%	11 27.5%	6 15.0%	8 20.0%	3 7.5%	9 22.5%	3 7.5%
施策13 人間性豊かな子どもたちを育てます (学校教育の充実)	① 学校教育の充実	6	4	1		1	
	② 島内外との交流・連携の促進	3	2	1			
	③ 教育関連施設の整備・維持管理	3	1	2			
施策14 一人ひとりの生きがいを大切にします (生涯学習・スポーツの振興)	① 各種活動の体制強化	3	2			1	
	② 活動の充実	1					1
	③ 施設の有効活用	1		1			
施策15 島の誇りと財産を受け継ぎます (自然資源の保全と地域文化の育成)	① 地域文化の保全・継承・育成	5			2	3	
	② 自然資源の保全・継承	2			2		
	③ 保全・継承の拠点等の充実	4	2		1	1	
施策16 全国に知られる集落景観を守り活かします (集落景観の保全整備)	① 伝統的集落景観等の保全	6		1	2	3	
	② 集落内道路の保全・質の向上	5			1	2	2
	③ 空き家・空き屋敷の活用推進	1				1	

・基本目標4に位置付けた 40 の施策のうち、A計画を上回って進んでいるが 11 施策と最も多くなっています。学校教育の充実の評価でA評価が多くみられます。次いでE未着手が9施策、C遅れているが8施策となっています。C遅れている施策として文化財の保全継承育成、伝統的集落景観の保全などが挙げられています。

基本目標 5 夢の実現に向けて行動す渡名喜 (郷土文化づくり)

施策項目	施策数 × 担当課	評価					
		てA 進計 画を 上回 つ	にB 進ほ んぼ で計 画通 り	C 遅れ てい る	D 事業 終了	E 未着 手	がF ない 該当 する 事業
基本目標 5 夢の実現に向けて行動する島・渡名喜 (協働体制づくり)	19 100.0%	0 -	13 68.4%	5 26.3%	0 0.0%	1 5.3%	0 0.0%
施策17 協働による島づくりを進めます(協働の村づくりの推進)	① 行政情報の徹底した公開・開示	5	4			1	
	② 協働の村づくりの推進	0					
	③ 人材バンクの創設と活用	0					
施策18 執行体制を強化し効率的な行政を運営します(効率的な行政の運営)	① 行政改革の推進	2		2			
	② 事務処理の合理化	2	2				
	③ 広域連携の促進	1	1				
施策19 健全で安定した財政を運営します(健全な財政の確立)	① 財政運営の効率化と安定化	3	2	1			
	② 財源の確保	3	3				
施策20 広域行政や産学官との連携を大切にします(関係機関との連携強化)	① 広域行政の推進	2	1	1			
	② 産学官との連携	1		1			

・基本目標5に位置付けた 19 の施策のうち、B計画通り進んでいるが 13 施策と最も多くなっています。次いで、C遅れているが5施策となっています。C遅れているとして行政改革の推進、広域行政の推進、産学官との連携などが挙げられています。

5 村づくりの課題と可能性

（１）人口減少の進行と存続にむけた取り組みの推進

本村においては、島外への高校進学、病院への入院、介護老人福祉施設への入所等に伴う転出など、慢性的な流出に伴う人口の減少に歯止めがかからない状態です。国立社会保障・人口問題研究所が出した本村の将来人口をみると、2040年には300人を下回りそれ以降も減少傾向が続く結果となっています。さらに、この人口減少の対策につながる対応をとらなければ、地域活力の低下はもとより、地域での安定した生活が困難となることが言われており、人口減少への対策は待ったなしの状況です。こうした状況を踏まえ策定した「第2次渡名喜村人口ビジョン及び総合戦略（以下第2次戦略）」の取り組みの着実な推進が求められています。

将来に向けて渡名喜村の可能性を引き出ししていくためには、定住環境の要件である安全・安心に関する生活基盤の拡充のもと、Iターン、Uターン者等の住宅の確保、若者が定着できる就労場の創出が必要です。特に子育て世代のお母さんにとってこれまで以上に、仕事をしながら産み・育てやすい村づくりに取り組んでいかなければいけません。

人口減少への対応は、これまで以上に村民や企業などとの一体感が必要となることから、先の「第2次戦略」に位置付けた取り組みなどを伝えていくことが求められます。

都市部から農山漁村等への移住の潮流が生まれているなか、関係人口※の拡充なども有効な対策として検討していく必要があります。また、地域を応援する組織や専門家などの新たな連携を拡充させ、対策を進めていく必要があります。

※関係人口とは、特定の地域に継続的に多様な形でかかわる人のこと。よく、観光以上移住未満と例えられます。具体的には、兼業や副業などの仕事を絡めていたり、祭りやイベントの運営に参画して楽しむなどファンベースの交流を重ねたりするなど、さまざまです。

（２）環境に配慮した村づくり

渡名喜村は発達したサンゴ礁のリーフとイノーに囲まれ、一方ではカルスト地形特有の変化に富んだ雄大な自然環境を有しています。集落は島の中央部の砂地にまとまって立地しています。このような特徴的な地形と土地利用および、そこに生息する貴重な動植物は本村にとってかけがえのない財産であり、平成9年には渡名喜島と周辺海域が県立の自然公園に指定されています。アンケートやヒアリングでも本村の強みとして自然環境があげられている一方で、サンゴや生物が減少し、周辺海域の環境が劣化しているとの声も寄せられていることから、海域の回復に努め、次世代につないでいくことが重要です。

今後とも、島の暮らしと自然との関わりの重要性や土地利用の有限性等を再認識しつつ、水、ごみ（海洋ごみ）、エネルギー、土地利用など持続発展可能な島の環境の保全・回復・適正な活用を図っていくことが必要です。一人ひとりがごみを減らすことや、節電節水を心がけるとともに、望ましい渡名喜型ライフスタイルを確立し、小島における低炭素社会の実現をめざすことが求められています。



（３）安全・安心な村づくりへの対応

本村は四方を海に囲まれ、島の中央部の平坦な砂地に集落が形成されているため、自然災害が発生した際には影響を受けやすい環境にあります。

渡名喜村でも、防災支援センターや避難タワーの整備などの対策を進めていますが、アンケートでは、津波や地震、洪水浸水、風害の発生を懸念する意見がみられました。引き続き、行政や地域が一体となった災害への備えや対策を進め、地域の防災力のさらなる向上をめざす必要があります。

（４）渡名喜村の特色を活かした産業の振興と新たな展開

白砂の道を有する伝統的集落景観や自然度の高い海浜、貴重な植生が分布する山丘などの自然的・人文的環境は、村民の暮らしや健康増進、レクリエーション活動に欠かせない生活基盤であり、来訪者にとっても島を印象づける貴重な観光的財産です。

貴重な自然環境や伝統的集落景観の保全・再生を図りながら、来訪者の観光ニーズに対応するため、自然と調和した観光メニューの創出や本村の魅力を積極的に発信し、国内・国外での認知度をより高める取り組みが必要です。

今後は、地域間交流の広がりがみられると予想され、アンケート等からも宿泊施設などの拡充を求める意見もありました。また、地域資源を活用した新たな特産品の開発、島の農水産業と観光産業、情報通信産業といった分野を超えた連携を強化し、観光による地域への波及効果を高めていくことが求められています。

農業、水産業、地域産業においては、効率的かつ安定的な経営や観光産業との連携、新たな特産品の開発、担い手の育成・確保に取り組み、産業の活性化につなげることが期待されます。

（５）伝統的集落などの保全・活用

渡名喜村の集落は、白砂の道と道より低く掘り下げられた屋敷、フクギの屋敷林と石垣に囲まれた琉球赤瓦葺きの美しい家並みと、家屋や屋敷の空間構成に関係を持つ御嶽・拝所、まつりの道筋などが伝統行事・祭事とともに村民生活に根づいています。これらは、歴史的風致を形成し評価の高いものとして平成12年5月、渡名喜集落は国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。それにより特徴ある集落景観を有する渡名喜島への関心が高まりました。

これらの個性輝く集落景観や民俗文化を保存・継承するとともに、島おこしの資源として活用していく必要があります。新しく開館する渡名喜村歴史民俗資料館においては、渡名喜村の文化を発信し、島外・県外・国外との多面的な交流事業などの展開につなげていくことが期待されます。

（６）情報通信技術を活用した村づくり

情報通信技術の発展は、距離的・時間的制約を受けず、離島の地理的条件不利性を克服し、産業創出の手段となり得るものとして、その活用が期待されており、情報通信のインフラ整備などをはじめ、役場の業務の効率化などに取り組んできました。

離島である本村においても、これまで以上にＩＣＴの活用が求められています。医療や教育の地域格差是正や、防災、産業など様々な分野で、村民生活の向上や地域のニーズに即した技術活用の検討が重要となってきます。また、インターネットなどを利用していない方と利用している方の生活の質に開きが生じないようＩＣＴの運用に努める必要があります。

（７）誰もが成長し活躍できる島

渡名喜村においても、少子高齢化とともに地域の担い手が減少し、地域コミュニティの機能低下が懸念されています。人口規模も小さな島ですが、村民、郷友会アンケートでは、村づくりに協力してもよいと考えている人が比較的多くみられました。小さな社会の強いコミュニティの絆を活かしつつ、誰もが自分の持てる力を発揮し村づくりに関わることのできる仕組みが大切となります。

また、本村の子どもたちの多くは、中学卒業と共に島を離れ新しい環境での生活を迎えるため、自主性や自立心、社会性や国際感覚などを養うと共に、故郷への愛着や誇りを育み、自尊感情を高める取り組みを進めていくことが必要です。そうした取り組みを通して、またふるさと渡名喜村にかかわりを持ちたいとＵターンにつながることを期待されます。

さらに、人生 100 年時代の到来が予測されるなか、より豊かな人生をおくるためには、生涯にわたり自ら学習し自己の能力を高め、働くことや地域の維持発展のために地域活動などに協力していただくことが必要です。

（８）持続可能な行財政運営への対応

本村はこれまで、行財政改革に取り組み経費の圧縮に努めてきましたが、人口減少やこの間の経済状況の影響から厳しい財政状況が続いています。そのような中、老朽化する公共施設の維持管理も進めていくことが求められます。

限りある財源と人材の中、村民ニーズに応えるためにも、行政サービスの質の更なる向上と自立した自治体運営が重要です。加えて、村の計画や施策については、施策の改善、施策の企画立案、実施に確実に活かすことができるよう点検評価を行う必要があります。

また、地域の多様化する問題に対して、行政のみでは十分に解決できない状況もあることから、今後は SDGs の理念である「誰一人取り残されることのない」社会の実現を通じて、地域、企業、NPO など多様な団体との協働により、課題解決に向けて取り組んでいく必要があります。

第2部 基本構想



第2部 基本構想

第1章 渡名喜村のみらい

1 村づくりの将来像

(将来像に込めた想い)

第五次渡名喜村総合計画の策定にあたり、村民・児童・郷友会アンケートや意見交換会、関係団体のヒアリング、職員ワークショップなどをおして、村づくりについて意見を持ち寄りました。

それによると、渡名喜村は、青い海に浮かぶ小さな島だけれど、都会にはない「豊かな自然風景」や受け継がれてきた「伝統集落・地域文化」、ゆっくりと流れる「島時間」、「静けさ」、「いーまーる（ゆいまーる）の精神」、「海や山の幸」そして「ふるさとを思う人々」など、たくさんの宝があることを私たちは改めて確認しました。これらを受け継いだ私たちは、次の世代へつないでいかなければなりません。

さらに、誰もが「住んでいてよかった」「行ってみたい」と思えるように、私たちはこの宝物を活かして島の魅力を高め、人と人の交流や村づくりの活動により、人や地域が未来に向けて成長しつづける村を目指します。そこで、将来像を次のとおり設定します。

ぬく さと と な き 温もりの海郷・渡名喜

(温もりの海郷に対するイメージ：基礎調査より整理)

温もり：人々の心の温かさ、助け合い、思いやり、平和、のんびり、笑顔があふれる

海郷：自然豊か、海のかなたにあるふるさと、フクギや白砂のむら並み、緑

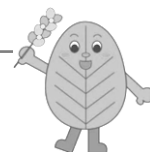
村づくりの合言葉

人口減少や過疎化などを背景に、行財政運営は厳しくなるものと予想されます。そのようなか、村民や村づくりのニーズに対応するためには、村民、企業、行政間の連携を深め、ともに行動し、協働による村の運営をしていく必要があります。まったなしの渡名喜村の課題をみんなで同じ方向を向いて協力ができるよう、次の合言葉を設定します。

「チャレンジ！（進取の気性）」

「つながり！（いーまーる）」

「ワクワク！（ちむどんどん）」





「チャレンジ！（進取の気性）」

先人たちは、本村の豊かな自然や地形と向き合いながら、段々畑を切り拓き生活を築いてきました。久米島の真泊でのイカ漁、また、南洋での鰹漁など、荒波を乗り越えるなど困難と向き合うチャレンジの連続でした。そのチャレンジ精神は島の心根として私たちにも受け継がれています。

今日のチャレンジとして、私たちの誰もが村の課題を自分ごととして捉え、できるところから地域活動に参加したり、未経験のことなどにも取り組んだり、学んだり、自分磨きを行うことで、一人ひとりが村づくりの主体となり、人口減少を食い止め、新しい産業を取り入れることなどに取り組み、自立した村づくりを目指していきましょう。

「つながり！（いーまーる）」

厳しい自然環境のもと、いーまーるの精神で道路の補修、海岸沿いの道路（アマンジャキ）の建設、段々畑の開墾、赤瓦家屋の建設など、助け合いながら困難を乗り越え支え合い暮らしてきました。しかし、人口減少や過疎化が進みつつあり、アンケートからも地域力の低下が進んでいることが指摘されています。

島外には郷友会をはじめ、渡名喜村を応援してくれる方々がいます。そのような方々とのつながりや村民同士が協働し合い助け合うことを大切にした村づくりを進めていきます。困難な問題へはむんなれー※の心意気やいーまーる（ゆいまーる）の精神で対応し、いろいろな人とのつながりを拡充していきましょう。

※むんなれー：大切な視点や言い伝え、由来などを先人や他者からいろいろ教えてもらうこと。
また、それが柔軟になること。

「ワクワク！（ちむどんどん）」

本村はかつて、笑顔のある島、戸の無い島と言われ、人々が自信と希望を持って明るく暮らしてきました。本村の村づくりには対応すべき課題がいろいろあります。それを一つ一つ解決していくには、苦しいこともあるかもしれませんが、みんなで楽しくワクワクしながら渡名喜の将来を考え、小さいことの実践に取り組んでいきましょう。きっと、「きずな！」の力で乗り越えられるはずです。

私たち一人ひとりが始める行動、例えば、ごみの減量に取り組むことが、渡名喜村の未来や世界の環境保全につながっていると思うとワクワク（ちむどんどん）しませんか。

2 将来像を実現する基本目標

渡名喜村の将来像を実現するための目標は次のとおりです。今後、村民、各団体、事業者、郷友会等の協働のもとに、これらの目標を推進していきます。

基本目標 1 笑顔あふれる元気な島

（保健、医療、福祉、防災、救急）

豊かな村づくりを進めるにあたり、健康であることと、住民生活の安全・安心の確保は重要です。特に、健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指すことは、住み慣れた地域でいつまでも生き生きと暮らすために必要です。

そのため、保健や医療、介護予防、福祉が連携した地域医療・福祉体制の充実を図るとともに、生きがいづくりや地域の助け合いに加え、安心して子どもを産み育てられる環境、防災・救急体制の充実を図り、心身の健康を維持し、人生 100 年時代を見据えた「笑顔あふれる元気な島」を目指します。

基本目標 2 豊かな自然のもと快適に暮らせる島

（土地利用、環境・衛生、エネルギー、情報、交通）

豊かな自然環境を守り、安全・安心で快適な生活を維持するためには、生活基盤の整備に加え、脱炭素社会の考え方の周知や村民一人ひとりの環境に対する意識の醸成が重要です。限りある地域資源の保全活用のあり方を見極めるとともに、将来にわたってより良い島の環境を継承するためにも、環境共生型の水・エネルギーの確保、島のニーズに応えた交通環境の整備、高度情報通信技術の活用などに努め、「豊かな自然のもと快適に暮らせる島」を目指します。

基本目標 3 創意工夫と活力に満ちた自立する島

（農業、漁業、観光、地場産業）

「しごと」があることで安心して生活をすることができ、「ひと」が集まり地域の活気を生みだします。定住や交流人口を増やしたい本村にとって、産業の振興や雇用の創出は重要な取り組みとして進めていきます。若者や女性、元気な高齢者の就業環境を整え、担い手不足の解消に努めます。

また、本村の豊かな自然環境や地域資源を活用した新たな産業の創出や、農水産業の振興とともに、観光資源やメニューの充実による交流人口の拡大を図るなど「創意工夫と活力に満ちた自立する島」を目指します。



基本目標 4 未来を拓く人々と渡名喜特有の文化が育まれる島

(学校教育、生涯学習・スポーツ、地域文化、集落景観)

村づくりの基軸として「人材を以って資源と為す」という言葉が伝えられてきました。村を活性化させて未来に継承させるのは、一人ひとりの思いです。そこで、次世代の担い手となる子どもたちや高齢者まで、年代に関わらず社会とつながりながら学んだり、体力に応じたスポーツができる環境の充実に努めます。こうした学びを通して、自分らしい生き方を実現するための力を育むとともに、学んだ成果を村づくりに活かし活躍する地域づくりに取り組みます。

また、渡名喜島に継承される郷土文化は村民の大切な宝であると同時に、広く東アジア・東南アジアの歴史文化の一翼を担うものです。島外との多様な交流を通して、島の活力を高めてきた先人に学ぶとともに、貴重な郷土文化を大切に作る村づくりをめざします。加えて、昔ながらの沖縄の風景が残る伝統的集落は国選定の保存地区として保全継承に努め、伝統的集落を村おこしに活用し、「未来を拓く人々と渡名喜特有の文化が育まれる島」を目指します。

基本目標 5 夢の実現に向けてみんなでチャレンジする島

(協働の村づくり、関係・定住人口の創出、行財政運営)

人口減少や過疎化が進み、めまぐるしく変化する社会経済情勢に対応するためには、より効率的な行政の体制整備と財政基盤の強化とともに、従来の考え方にとらわれずに、新しい試みに積極的にチャレンジしていこうとする意気込みが大切です。また、性別や年齢、国籍、などにかかわらず、多様な特性、価値観を持つ人々が、村づくりの主役となり、ありたい姿にむけて行動する地域をともに進めます。同時に、行ってみたい、住んでみたいと選ばれる島に取り組み、定住、関係人口といった村づくりの仲間を増やしていくことを目指します。

行政は健全な行財政運営に努めることはもとより、村民、企業、郷友会などとの情報共有、村づくりへの参画を促進する取り組みや、効率的・効果的な事業実施に向けて、行政改革を推進し、「夢の実現に向けてみんなでチャレンジする島」を目指します。

3 将来人口

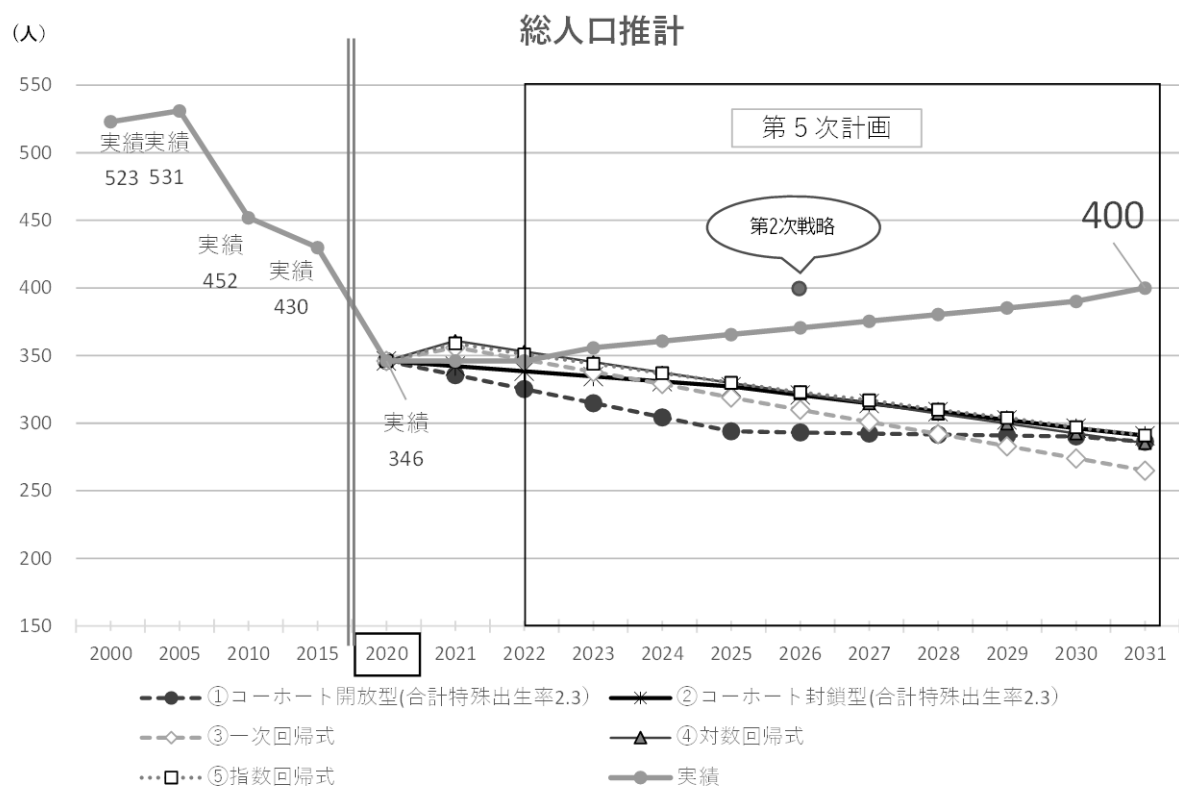
本村の総人口は、昭和 30 年代後半の高度経済成長に伴い、若年層をはじめとする人口流出が一気に進み、昭和 60 年には 529 人となりました。その後平成 2 年と 7 年にかけて一旦回復をみせましたが、平成の終わりから令和にかけて、人口減少がさらに進み、令和 2 年の国勢調査では 346 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 12（2030）年には 315 人、令和 22（2040）年の本村の総人口は 251 人にまで減少するものと予測されています。出生数の減少や国全体が人口減少社会に突入していることに加え、進学で島を離れた若者の U ターン移動が少ないことなども原因であると考えられます。進学に伴う若い世代の転出はやむを得ないものの、それ以外の年齢層の U ターンや新たな転入を増やす取り組みが必要です。

本村の将来人口を考えるにあたって、近年の実績値をトレンドしていく推計方法にはなじまないことから、「第 2 次渡名喜村人口ビジョン及び総合戦略」を参考にしながら政策的な配慮を込めて、下記のとおり設定します。

本計画による 10 年後の令和 13（2031）年の目標人口を 400 人とします。

目標人口：400 人（令和 13 年度）





4 土地利用の方針

1 島の骨格構造を保全する（土地利用の前提）

かつて“ターマタ（二股）”と呼ばれた渡名喜島は、島の南北に位置する山丘が特徴的であり、その山丘間の低地（砂地）に集落が形成されています。

集落を包み込むように農地が広がり、農地の外側には冬のミーニシ（北風）から集落や農地を守る山丘や保安林が控え、さらに島全体を自然の防波堤となるバリアリーフとイノー（礁池）が取りまいています。このような島全体の重層構造は、日常生活においては認識されにくいことですが上空から見るとその構造は明確となります。

島での安全安心の日常生活は集落域だけで成り立っているのではなく、このような島の重層的な土地利用の構造によって守られ活かされています。集落が農地やイノー等の生産の場と一体となって存在すること、そして、このような暮らしの場を暴風や地震・津波等から抱護するように、クサティ森と保安林、バリアリーフが存在していることが理解できます。

長い年月をかけて暮らしの知恵として形づくられてきた島全体の重層的な土地利用構造が、島の安全安心な生活を支える空間的秩序の骨格となっていることから、今後ともその骨格構造を保全継承していくことが、あらゆる土地利用の大前提となります。

2 ゾーンごとの方針（4 ゾーンの方針）

島の骨格構造を踏まえた土地利用を確立するため、以下の4つのゾーンを設定し、村民共通の基盤である村土の保存・活用を図っていきます。

（1）集落環境保全整備ゾーン

渡名喜村の集落域は概ね重要伝統的建造物群保存地区の範囲となります。

周辺農地等への集落拡大が無秩序に進展しないよう土地利用を明確にして周知徹底するとともに、フクギの抱護林が薄いところはその強化を図ります。また、現在フクギで抱護されている集落内については、伝統的な村並み景観を構成する建築物やフクギの屋敷林などの保全を図るとともに、生活環境整備や交通安全及び防災対策、空き地・空き屋敷の利活用等を積極的に推進します。

（2）生産緑地活用ゾーン

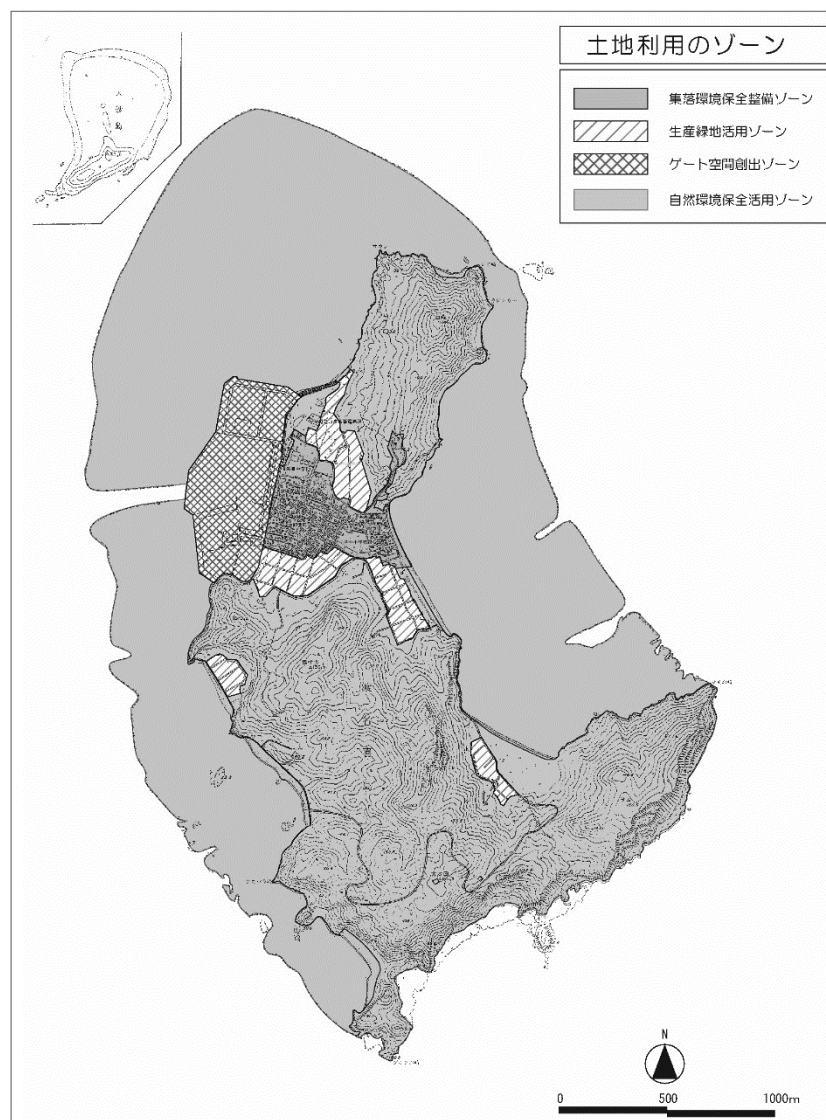
基盤整備が行われた農用地区域が概ねの対象範囲となります。現在遊休地化している農地も含めて、今後とも島の大切な生産緑地として位置づけ、もちきび・野菜・果樹・薬草等の栽培や体験農業など積極的な活用を図ります。また、特産品の開発販売や来訪者への島食材の提供など幅広い展開につなげます。

（３）ゲート空間創出ゾーン

渡名喜漁港区域が概ねの範囲となります。渡名喜漁港区域は島の玄関口であり、島の第一印象を決定づける大切なゲート空間です。島の顔にふさわしい美化修景を徹底するとともに、ゲート景観に十分配慮しつつ広大な埋め立て地の有効な土地利用を促進します。

（４）自然環境保全活用ゾーン

島を取りまく海浜域の概ね砂浜とイノー（礁池）の範囲内と、島の南北の山丘全体が概ねの範囲となります。海浜についてはアーサ栽培などの海の畑として、また海浜レクリエーションの場として住民の暮らしと密接に関わる空間であることから、良好な海浜環境の保全と回復を基調に、持続可能な範囲内での利活用を図ります。山丘については島独特のダイナミックな地形や貴重な地質、植生がみられるなど自然度が高いゾーンであり優れた眺望点も数多くあります。小さな島の壊れやすい自然環境を十分認識し保全を基軸にしつつ、御嶽やまつりの道等の保全、島の特異な歴史遺産である段々畑の有効活用、展望や散策を楽しむ山丘レクリエーション等の場として必要最小限の活用などを推進します。





第2章 村づくりをリードする重点プロジェクト

1 関係人口、定住人口創出プロジェクト

(1) 関係人口の創出

関係人口とは、観光などで訪れる「交流人口」や、地域に居住・移住する「定住人口」とは異なり、地域と多様な関わりをもつ人々のことを指します。近年、新型コロナウイルスの感染拡大により、急速にリモートワークが普及してきたことや心の豊かさを求める価値観の変容から地方で暮らす二拠点居住やワーケーションのニーズが高まりつつあります。

そこで、豊かな自然や伝統的集落、カシキーなどの行事といった本村の強みをPRし、村出身者や地域にゆかりのある人々などの地域の行事やイベントへの参加はもとより、教育研究機関のフィールドワーク、勉強会などを誘致します。また、地方と地方に関心を寄せる人をつなぐ事業を活用して関係人口を増やします。

さらに一定期間滞在できるよう民泊事業や宿泊施設の整備をはじめ、Wi-Fiの整備など受け入れ体制を整備していきます。

○渡名喜村のプロモーションの推進 ○民泊事業や宿泊施設整備の推進 ○Wi-Fi環境の整備	など
--	----

(2) 新たな家族を受け入れる住まいの確保

渡名喜村が今後とも存続していくためには、村人口の増加が不可欠です。小・中学校の継続的維持のためにも、農漁業後継者の確保のためにも、さらに新たな産業振興のためにも新たな担い手や後継者となる人々を受け入れる“住まい”が必要です。島での住まいを求めるニーズは島内外から寄せられていますが、現在、本村にはこれらのニーズに応えられる住まいが確保されておらず、人口対策を考える上での大きな問題となっています。

渡名喜島では厳しい自然の暴風雨を遮るために、住まいの場である集落域は全体がフクギの抱護林に包まれています。フクギ林の外側にあつては、コンクリート造の建物であっても台風時に被害を受けることが多く、安全安心の観点からも、また、村の土地利用方針からも住宅用地はフクギ林に包まれた集落内となります。

今後、人口増加の受け皿として安定した住まいを提供するためには、集落内において、集落景観に配慮した住宅を確保することが強く求められています。同時に、増加する人口を受け入れる住まいは、集落内にある空き家や空き地を利用していくことも必要です。そこで、所有者が安心して空き家や空き地を貸してもよいと思えるような空き家活用のしくみを構築するとともに、住宅の所有者へしくみの理解を促進する広報活動に努め、新たな住み手・担い手の居住の場の確保と提供を実現していきます。また、移住や島での生活面で困ったことがあれば気軽に相談できる窓口などの体制も充実させていきます。

○空き家を活用した住居の確保、住宅の整備 ○ICTを活用した生活の質の向上 ○移住などに関する相談対応の充実	など
--	----

■主な関連施策

本計画 基本目標 5 施策 19 行ってみたい、住んでみたいと選ばれる島をめざします
 第2次渡名喜村人口ビジョン及び総合戦略

基本目標 1 渡名喜島の「住みよいむら」を整える

3 島の生活利便性と環境の向上

(2) 移住者を受け入れる環境の整備、(3) ICTを活用した生活の質の向上

基本目標 3 渡名喜島の「魅力あるしごと」を創出

2 観光産業の振興

(2) 渡名喜村の観光プロモーションの推進、(3) 民泊事業の推進

2 困難な問題へむんなれーと協働で村おこしプロジェクト

目まぐるしく変化する社会や経済情勢、本村の人口減少に対応し、存続に向けた村づくりが必要です。将来に渡名喜村を残すためにも、村の財政運営をあずかる役場自らが、組織を越えて共通の目標に向けて取り組むため、全職員を対象にめざす村のビジョンの共有や勉強会の開催、政策を横断的に検討するプロジェクトチームの立ち上げなど、行政の組織力の更なる向上に取り組めます。

加えて、村づくりの仲間である村民、事業者、各種団体、渡名喜島と関わりのある人々が相互の関係を深めながら協働による取り組みが行えるよう、意見交換ができる場を創出していきます。

また、地域活性化に向け意欲的な取り組みを行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスを紹介し指導・助言などを行う制度を活用して、村の取り組みを充実させていきます。

○政策(人口対策など)を横断的に検討するプロジェクトチームの立ち上げと政策づくり ○村づくりに関する懇談会などの意見交換ができる場の創出 ○国などの専門家派遣・アドバイス制度の活用	など
--	----

主な派遣・アドバイスの制度（令和4年現在）

「地域活性化伝道師」派遣制度 内閣府地方創生推進事務局

「地域人材ネット（地域力創造アドバイザー）」 総務省

「観光カリスマ」 「VISIT JAPAN 大使」 観光庁

■主な関連施策

本計画 基本目標 5 施策 18 協働による島づくりを進めます



第3章 横断的な視点と取り組みの体系

将来の予測が困難な変化の激しい社会と限りある予算の中、計画の着実な推進に向け、「人口減少対策」「高度情報技術の活用」、「SDGsの推進」の3つの視点を念頭に、取り組みを進めます。

1 人口減少対策

人口減少への対応は本村にとって優先的に取り組むべき課題です。人口の減少に歯止めをかけるため、関係人口の拡大や移住・定住の促進などを図り、将来にわたって地域を維持する地方創生への取り組みは重要です。地方創生にあたっては、「第2次渡名喜村総合戦略（2020（R2）年度から 2026（R8）年度）」を実行計画として、本計画と連動させながら取り組みを進めます。

本計画や村づくりで進めるあらゆる取り組みが、人口減少対策や地域の活性化、村民にとって住みよい村づくりにつながっているか、検証しながら進めていきます。

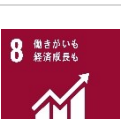
2 高度情報技術の活用

人口減少、少子高齢化の進行に伴う、労働力や人材不足の補完や新型コロナウイルス感染症の感染対策から、情報通信技術の活用が一層ひろがりました。情報通信技術の活用は、地理的・時間的格差の解消につながることから、村の医療、福祉、防災、産業、地域活性化等の各分野の取り組みにおいて、村民生活やサービスの向上、生産性の向上等を図っていくことを念頭におき、新たな技術を積極的に活用していく必要があります。

3 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

持続可能な開発目標（SDGs）はた全世界共通の目標として、国や自治体、地域、村民が一体となって取り組むことが求められています。本計画に位置付けた取り組みを進めることで、SDGsの誓いである「誰一人取り残さない」持続可能な地域をつくることにつながると考えます。そこで、総合計画の取り組みとSDGsの17の目標との関連性を示し、目標達成に向けた取り組みを進めます。

持続可能な世界を実現するための 17 の目標とその内容

	1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		10 人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の不平等を是正する
	2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する		11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包括的、安全、強靱かつ持続可能にする
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	4 質の高い教育をみんなに すべての人に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー（性差）の平等を達成し、すべての女性と女児の社会的権利の向上を図る		14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	6 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する		15 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び回復、生物多様性損失の阻止
	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		16 平和と公正をすべての人に 平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて包摂的な制度を構築する
	8 働きがいも 経済成長も すべての人のための持続的、包括的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及び働きがいのある仕事を推進する		17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包括的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る		

4 取り組みの体系

将来像 ぬく さ と な き 温もりの海郷・渡名喜

村づくりの合言葉

チャレンジ！（進取の気性）
つながり！（いーまーる）
ワクワク！（ちむどんどん）

基本目標1

笑顔あふれる元気な島
(保健、医療、福祉、防災、救急)

基本目標2

豊かな自然のもと快適に
暮らせる島
(土地利用、環境・衛生、エネルギー、
情報、交通)

基本目標3

創意工夫と活力に満ちた
自立する島
(農業、漁業、観光、地場産業)

基本目標4

未来を拓く人々と渡名喜特有の
文化が育まれる島
(学校教育、生涯学習・スポー
ツ、地域文化、集落景観)

基本目標5

夢の実現に向けてみんなで
チャレンジする島
(協働の村づくり、関係・定住人
口の創出、行財政運営)

重点
プロジェクト

- 1 関係人口、安住人口創出プロジェクト
- 2 困難な問題へむんなれーと協働で村おこしプロジェクト



横断的な視点

人口減少対策

高度情報技術の活用

SDGsの推進

第3部 基本計画



第3部 基本計画 村づくりの取り組み

基本目標Ⅰ 笑顔あふれる元気な島

(保健、医療、福祉、防災、救急)

施策1 健康づくりを支え、安心できる医療体制を確保します

(健康づくりの支援と医療体制の確保)



基本方向

小離島である本村において、安心して健やかな暮らしを継続していくためには健康づくりと医療の確保は欠かせません。誰もが元気に活躍できるよう、健康的な生活を習慣づけるとともに、生活習慣病などの病気や高齢期における生活機能の低下などを予防する取り組みを進めます。

沖縄県などの関係機関との調整のもと、地域の医療ニーズに対応した地域医療体制を整備するとともに、患者の緊急搬送体制の継続、受診時の交通費などの支援に努めます。

現 状

- 疾病の早期発見、早期治療をめざし、生活習慣病予防をはじめとする村民の健康増進を目的とした、特定健康診査やがん検診、結果にもとづく保健指導などに取り組んでいます。特定健診・がん検診については、年に1度、3日間の巡回健診となっています。
- 健康づくりに関しては、保健センターなどにおいて保健師による健康相談や健康教室など各種保健サービスの充実に取り組んでいます。
- 各種予防接種の実施により、感染・発病予防、症状の軽減に努めています。
- 体を動かすことが楽しいと思えるように、運動教室を開催するなど、運動やスポーツにふれる機会づくりに努めています。
- 本村の医療体制については、県立渡名喜診療所に医師、正看護師それぞれ1名ずつの派遣を受け、村民の健康維持や地域医療にあたっています。平成27(2015)年には歯科診療所を設置し、歯科治療や予防が充実しました。
- 救急医療については、島の診療所への急患搬送は役場職員で構成される消防団で対応し、島内で対処できない場合は、救急医療用ヘリコプター等の関係機関との調整のもと、患者を本島の病院に輸送しています。
- 国民健康保険の加入率は100%となっており、国民健康保険税の収納に取り組んでいます。徴収率は令和3年度現在で96.05%となっています。

課 題

- 特定健診の結果では、全国と比較して本村のメタボリックシンドローム予備群、該当者の割合が高くなっています。若い世代から自らの健康づくりがより一層促進されるよう、健康に対する意識づくりが必要です。
- 特定健診、歯科検診やがん検診は、自分の健康状態を知ることができるうえ、深刻な病気を予防することができる機会であることから受診率向上や未受診者対策が重要です。
- 本村では高血圧、脂質異常症などの増加もみられ、心臓や血管の病気、糖尿病などの発症につながりやすいことから、生活習慣の改善とともに、健(検)診受診後の適正な医療受診を進めるなどの

個別支援が必要です。

- 高齢化率の高い本村においては、介護につながる病気やケガ、虚弱状態（フレイル）の予防が必要です。
- 近年、新たな感染症により、特に高齢者や基礎疾患のある方の健康リスクが増大しました。感染症について正しく理解し、予防対策がとれるように情報発信していく必要があります。
- 遠隔医療システムについては、今後の技術開発の状況を踏まえ、県などと調整しながら村として必要な対応の検討が求められます。
- 関係機関との連携による島内での診療体制の維持と、救急医療用ヘリコプター等による急患輸送の継続が必要です。
- 国民健康保険料の徴収率向上により給付の適正化を図るため、制度の周知が必要です。

具体的な展開

（１）健康づくりの推進

- ①自らの健康に関心を持ち、適切な食事や運動習慣の定着に取り組むことができるよう、診療所、地域包括支援センターなどの関係団体と連携し、健康に関する情報提供や、健康教室・運動教室のような気軽に参加できる機会をつくります。
- ②病気の早期発見や重症化予防のため、各種健（検）診の実施と、未受診者へ受診を進めるなど受診率のさらなる向上に努めます。
- ③保健師等によるきめ細やかな健康相談や健（検）診後の保健指導、精密検査が必要な人への受診を進めるなどの充実を図り、村民の健康づくりを支援します。
- ④高齢者の自立した生活を維持できるよう、転倒を予防するため筋力の維持向上や、虚弱状態（フレイル）、認知症などの予防に取り組む体制の強化に努めます。後期高齢者の保健事業について広域連合と連携し、介護予防フレイル状態に着目した疾病予防について個別支援を行います。
- ⑤感染症に対する国や県の指針にもとづき、予防対策の普及や必要な予防接種を行います。

（２）安心して受診できる医療体制の確保

- ①関係機関との連携のもと、医師、看護師などの確保に努めます。
- ②個別支援など、福祉、介護、保健、医療の連携を通して、村民の医療ニーズを把握します。
- ③今後進むと見込まれるＩＣＴの活用による遠隔診療などについても、島内での専門診療の充実や島外への移動などの負担軽減をめざし、対応を協議します。
- ④引き続き、受診時の交通費などの支援に努めます。

（３）救急医療体制の強化

- ①救急医療体制については引き続き役場職員を中心に地域住民と協力しながら急患搬送体制の充実に努めます。
- ②救急医療用ヘリコプター等による急患搬送を継続するとともに、海上での救急活動等についても関係機関との連携を強化します。

（４）医療保険制度の周知

- ①医療保険制度の周知とともに、国民健康保険の加入率の維持及び徴収率の向上を図ります。
- ②渡名喜村保健事業実施計画（データヘルス計画）、特定健康診査等実施計画にもとづき、効果的な保健事業を進め、村民の健康の維持とともに医療費の抑制につなげます。

目標指標

項 目	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年
国保特定健康診査受診率	35.2%	40%	45%	50%	55%
国保特定健康診査保健指導実施率	33%	40%	45%	50%	55%
高血圧者の割合（国保 40～74歳）	74.4%	70%	65%	60%	55%
内臓脂肪症候群の該当者・予備軍の割合（国保 40～74歳）	67.4%	65%	60%	55%	50%





基本目標 1 笑顔あふれる元気な島

(保健、医療、福祉、防災、救急)

施策 2 すべての子どもと子育て家庭を応援する島をつくりま

(出産・子育て支援の充実)



基本方向

子どもたちは島だけでなく社会全体の宝であり、未来への希望です。子どもが健やかに育まれることは、私たちの願いです。そこで、安心して妊娠、出産が迎えられ、生まれてきた子どもたちが健やかに成長できるよう、保護者と子どもに対する保健サービスを充実させていきます。

保護者の育児への不安や負担が軽減され、子育てと仕事を両立することができるよう、保育サービスの提供に努め、子育て中の保護者同士やいろいろな人と交流できる場づくりや情報を提供していきます。

子育てを応援する村民の意識の醸成に努めるほか、保育サービスに限られる中でもみんなで工夫をしながら、子どもを産み育てたいと思える環境づくりを進めます。

現 状

- 本村の年齢3区分別人口の割合をみると、令和2年で0歳から14歳までの人口が占める割合が8.4%にとどまっている一方、65歳以上の高齢者の割合は41.3%となっています。この20年、1年間に生まれる子どもの数をみると、だいたい1人～3人となっています。
- 渡名喜の子どもは、地域で見守り、子育てをしようという意識が高い島です。
- 子育て支援については、「渡名喜村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種の子育て支援施策を進めているところです。具体的には、出産祝い金や妊婦健診の助成、妊婦健診に係る交通費や宿泊費の助成、子どもの医療費助成などを実施しています。
- 乳幼児健康診査の実施や乳児のいる家庭訪問を行い、乳幼児の发育状況を把握するとともに、母子の健康や子育て相談に対応し、子育て支援に関する情報提供を行っています。
- 気軽に子育ての話や相談ができ、保護者間の交流ができるよう、村の母子推進員との連携により、月に1回の育児交流会を実施しています。
- 働きながら子育てをしている保護者などから、預け先を求める声が寄せられており、保育施設の整備を行いました。
- ひとり親世帯に対しては、就労支援や医療費の助成など諸制度に基づいた施策を展開しているところです。

課 題

- 引き続き、妊婦健診や乳幼児健診などの親子(母子)保健事業を進め、保護者の出産や産後の健康把握、育児に対する不安に寄り添う相談を一層充実させる必要があります。
- 保護者の保育ニーズや就労支援に対応するため、保育施設を整備しましたが、開所にむけて保育士等の確保が課題となっています。そのほかにも家庭で保育を受けることが難しい状況になった場合の受け入れ体制やサービスを検討していく必要があります。

○本村の子育ての各種支援施策や、島ならではの子どもを見守り、育てる環境をPRしていくことを通して、少子化施策の改善につなげていくことが必要です。

○ひとり親世帯に対する医療費助成事業の申請がないことから事業の周知が求められるとともに、就労支援や相談体制の充実を図る必要があります。

具体的な展開

(1) 妊娠・出産支援と親子の健康づくりの推進

- ①本村の子育て世代包括支援センター機能を中心に、南部保健所と連携し保健師などが中心となり、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない相談、支援体制の強化をめざします。
- ②妊婦健康診査や乳幼児健康診査、乳児のいる家庭への訪問活動などを進め、親子の健康状態等の把握とともに、出産や育児の不安軽減につながるよう、保護者の気持ちに寄り添う産前産後のきめ細やかなサポートに努めます。
- ③乳幼児健康診査で支援が必要とされた児童や発育に不安がある児童については、保護者への訪問や育児相談に対応するとともに、必要に応じて療育相談など専門窓口につなぐなどの取り組みを強化します。
- ④地域での育児や親子の健康のサポートを行う母子保健推進員の確保と活動支援を行います。

(2) 子育て支援の充実

- ①関係機関との連携による保育士の確保などの体制づくりを進めるほか、地域の保育や子育てニーズに応じたサービスの提供に努め、出産後の女性が安心して社会参加ができる環境づくりに取り組みます。
- ②親子が安心して参加することができる育児交流会などの場づくりや子育て支援に関する情報提供を行います。
- ③育児交流会などへ地域の人々が参加する機会を設けるなど、子育て家庭と地域でサポートができる村民などの交流を促進し、みんなで子育てを応援する環境づくりに取り組みます。
- ④子ども医療費の助成や保育料、給食費の無償化などについて引き続き実施し、経済的な負担軽減を図ります。

(3) ひとり親家庭への支援の推進

- ①子どもの保健事業や子育てに関する相談などの取り組みにより、家庭状況を見守るとともに、各種支援制度の情報提供や利用できる制度の活用を呼びかけるなどの支援に努めます。

目標指標

項 目	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年
小規模保育の実施	-	開始	-	-	-
地域における子育ての環境や支援の満足度について	20%	-	-	-	40%

基本目標Ⅰ 笑顔あふれる元気な島

(保健、医療、福祉、防災、救急)

施策3 共に助け合うやさしい島を大切にします

(福祉の充実)



基本方向

離島という厳しい生活条件のもと、古来よりお互いに助け合いながら生活するという「ゆいまーる」の精神が、DNAとして受け継がれています。その精神をもとに、誰もが自分らしく自らの能力に応じて暮らすことができるよう、高齢者、障がい者（児）など、一人ひとりの状況に寄り添う福祉サービスの充実と生きがいがづくりを進めます。

また、島外の資源も活用しながら、福祉と保健・医療・介護などの連携による包括的な支援ネットワークの強化や自立に向けた支援を進めます。

現 状

○本村の高齢者の割合は、令和2年の国勢調査によると、41.3%であり、県内でも高い割合となっていますが、沖縄県介護保険広域連合や渡名喜村社会福祉協議会との連携のもと、「渡名喜村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」にもとづいた、生きがいがづくりや生活支援、認知症対策、介護保険サービスの提供などに取り組んでいます。

○高齢者については、訪問介護、訪問リハ、通所介護などのサービスを提供していますが、介護などの人材確保が困難な離島では、介護・福祉サービスにも自ずと限界があります。また、病院や特別養護老人ホームなどの介護施設がないため、病気や寝たきりになると高齢者の多くは長年住み慣れた島を離れ本島の施設に入所・入院するのが現状です。

○障がい者（児）福祉については、「障がい者（児）計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画」にもとづいて取り組んでいます。障がいの予防や早期発見、就労支援、日常生活用具の給付、各種相談への対応など、取り組みを進めています。

課 題

○本村は厳しい自然環境への対応や地域の伝統行事などを通じて住民同士の結びつきが強く、助け合いながら生活をしてきましたが、人口減少や高齢化が進む中、これまで以上に住民同士が助け合う地域づくりが必要となっています。

○障がいや認知症状がある人や、複合的な問題を抱えている人などが安心して相談できる体制の充実が求められます。

○各種計画や当事者のニーズに即した障がい福祉サービスや介護保険サービスの継続と内容の充実が求められます。医療をはじめとする多様な機関との連携を図り、介護予防から在宅医療が提供できる体制づくりが必要となっています。

○公共施設等のバリアフリー化はもとより、引き続き伝建の基準等に即した渡名喜らしい住宅のバリアフリーを進めていく必要があります。

具体的な展開

(1) いきいきと暮らせる高齢者福祉の推進

- ① いままで培ってきた技術と知恵を地域に活かすとともに、次世代へ継承するよう地域活動への参加を進めます。
- ② 高齢者の生きがいづくりを支援するため、生涯学習・スポーツ等の活動の機会を提供します。老人クラブなどの活動については、活性化に向けて支援を行います。
- ③ 高齢者の相談や気軽に参加できる地域での通いの場を継続し、健康や生活などの実態把握に努め、地域での介護予防を推進します。
- ④ 高齢者の地域生活を支えるため、渡名喜村地域包括支援センターを拠点に関係機関と協力し、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される渡名喜版地域包括ケアのあり方を検討するとともに、その体制づくりに取り組みます。
- ⑤ 介護保険サービス利用者の状態やニーズに応じた介護保険サービスの利用につなぐとともに、提供するサービスの質の向上や実施可能なサービスの導入に努めます。
- ⑥ 認知症対策として、認知症の予防対策と認知症に関する正しい知識の普及に努めます。認知症初期集中チームとの協力により、高齢者や家族への支援を行います。

(2) 自立を支援する障がい者福祉の推進

- ① 障がいに対する知識と理解を深めるため、福祉教育の推進や広報、「障害者週間」の行事などを活用した啓発活動に取り組みます。
- ② 日常生活や財産管理などにおいて、自ら判断することが難しい人に日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を促進します。
- ③ 関係機関などと連携し、障がいのある人の相談支援体制を強化し、障がい福祉サービスの提供や就労支援、日常の居場所づくりにより、障がいのある人が孤立せず望む生活が送ることができるよう支援します。障がいの特性に応じた相談や情報提供を行います。
- ④ 地域行事などへの参加促進により、交流機会の創出・拡充に努めます。
- ⑤ 保健事業などと連携し、障がいの重症化予防に努めます。
- ⑥ 障がい児への対応については各種法制度に基づく支援の充実に努め、教育施設などについては、障がいの種類や程度に応じた改修などを検討していきます。

(3) 地域共生社会を実現する地域福祉の推進

- ① 地域包括支援センターの普及と利用の促進を図り、子どもから高齢者、障がい者など、地域包括支援センターを中心に地域全体で支援する体制づくりを推進します。
- ② 保健・医療・介護・福祉・生活支援等に関係する関係機関との連携強化を図り、渡名喜版地域包括ケアのあり方を検討するとともに、その体制づくりに取り組みます。
- ③ 渡名喜村社会福祉協議会は地域の福祉課題などに対応し、誰もが安心して暮らすことのできる渡名喜村をめざしています。その社会福祉協議会と協力し、地域が主体となって活動する見守りや居場所づくりなどを支援します。地域の担い手確保やボランティア活動の活性化につながる取り組みを社会福祉協議会とともに進めます。
- ④ 新しくなった老人福祉センターについては、高齢者だけでなく、社会福祉全般の拠点となるよう機能強化に努めるほか、子育て支援や地域文化の発信する機能も備わった複合施設となっている

ことから、多様な交流機会を創出します。

（４）島に適したバリアフリー、ユニバーサルデザインの促進

- ①住宅のバリアフリー化については、村民の利便性を確保しつつ、伝統的な集落景観にも配慮した渡名喜型のバリアフリー促進に努めます。
- ②公共施設についてもユニバーサルデザインの導入を進めていきます。既存の施設については、計画的にバリアフリー整備を進めます。

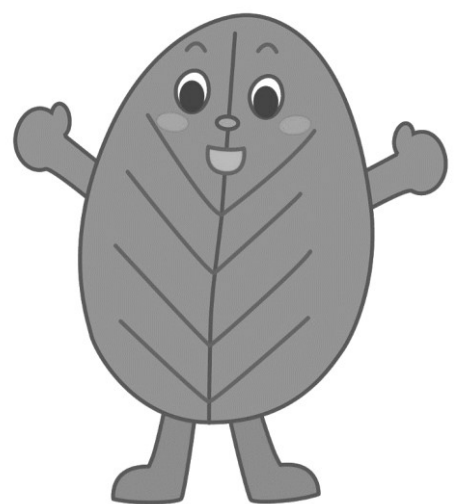
（５）保護世帯・生活困窮者等への自立支援

- ①経済的に困窮する人からの相談に対応するとともに、就労支援や家計相談支援など、自立にむけた支援を行います。
- ②生活保護を受給している被保護世帯については、引き続き安定した生活が送れるよう、訪問活動などによる相談の充実に努め、生活保護制度の適正な運用を図ります。就労可能な方については関係機関と連携した就労支援を行います。

目標指標

項 目	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年
高齢者通いの場 実施回数	432	継続	—	—	—





施策4 災害に強く、いざという時に備える島をつくります

(防災・消防・救急体制の強化)



基本方向

村民の生命や財産を守るために、渡名喜村地域防災計画のもと防災・防火・救急に対する啓発活動を推進し、村民一体となって防災・救急体制の強化に努めます。

また、離島であるという状況を踏まえ、必要な消防・防災・救急設備・機器等の充実と避難物資の維持管理を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

現 状

■防災

- 本村は、平成13年9月に島を襲った台風16号の際に、家屋の倒壊や大雨による屋敷の浸水、林道の決壊など甚大な災害を経験しました。
- これらの経験や国内各地で発生する自然災害の被害から災害に対する村民の意識も高まりをみせています。村では村民の生命や財産を守るため「渡名喜村地域防災計画」の見直しを行い、災害対策(応急・復旧対策の確立など)に取り組んでいます。防災マップについては村民や関係窓口などに配布しています。令和2年から3年にかけては英語でも表記された防災コンパクトガイド(災害時の行動や応急措置)の作成、簡易トイレや発電機などの整備を進めました。
- 本村の集落は海拔5m程度にあることから津波や高潮などの緊急時の避難場所として、渡名喜村立幼稚園・小中学校、多目的拠点施設をはじめ、防災支援センター、避難タワー、上ノ手展望台、高台墓地が指定されています。
- 災害時の情報伝達を迅速に行うため、全国瞬時警報システムの導入や防災屋外無線の増設、さらに村内全世帯への防災行政無線子機を設置するなどの整備を進めました。
- 毎年、村全体での避難訓練を実施するとともに、村民一人ひとりの防災意識の高揚と普及に努めています。

■消防・救急

- 本村の消防体制については、役場職員を中心に構成される消防団を設置し、緊急時の急患搬送等に対応しています。集落内での火災に対応できるよう、小型ポンプ搭載消防車と急患搬送車などを配備し、消防団による放水訓練とともに消火栓やポンプ機能の点検確認を行っています。
- 令和2年度現在、集落内における消火栓は21基となっています。
- 島外への救急搬送については、ヘリポートが整備されたことにより救急患者の沖縄本島への搬送が夜間でも行えるようになり、令和2年には再整備を行っています。

■防災

- 本村は、変化に富んだ地形などから、水害やがけ崩れなどが発生しやすい地帯があります。全国各地で地震や豪雨など想定を超える災害が頻発しており、大規模な災害を想定しながら「渡名喜村地域防災計画」にもとづく備えを強化していく必要があります。断水や停電の長期化及び長期間の交通途絶を考慮し、避難物資などの確保と適切な維持管理が求められます。
- 高齢化の進行に伴い、災害時の避難に支援が必要な人への対応がこれまで以上に必要となることから、避難訓練へ住民への参加を求めるなど、地域の防災力を高めていくことが重要です。
- 村民や来訪者の自主避難を支援するため、緊急時の避難行動や経路等を示した防災マップや防災ガイドの周知や情報提供が重要です。

■消防・救急

- 消防団は役場職員中心に構成されていますが、地域防災や防災意識の向上といった観点からも、より多くの住民の参加のあり方を検討する必要があります。
- 国の重要伝統的建造物群保存地区である集落内は道路幅が狭く消防車が通れないため、消火栓など消防水利施設の充実が必要です。
- 消火や救急時などに必要な設備や機器の維持管理や更新が求められます。
- 関係機関との連携による島内での診療体制の維持と、救急医療用ヘリコプター等による急患輸送の継続が必要です。

具体的な展開

(1) 災害に強い村づくり、体制づくり

- ①地域における防災意識を醸成するとともに自主防災組織を育成するため、防災訓練や地域・学校などでの防災に関する講演会を開催します。あわせて、ハザードマップを活用し、本村の危険箇所や防災支援センターや指定避難所について周知を行います。
- ②備蓄食糧などの備蓄品の確保と維持管理を行い、災害時の対応力の強化を図ります。
- ③災害時の適時適切な情報伝達のため、情報通信伝達ルートの多重化を進め、防災情報システムを活用し、地域や周辺市町村、各機関との情報共有や連絡体制を強化します。
- ④防災行政無線の適切な維持管理を行うとともに、災害情報を伝達する手段の多重化に取り組み、情報の周知に努めます。また、医療や福祉との連携を強化しながら、多面的な情報通信及び緊急通報システムとしての活用を促進します。
- ⑤平常時から要配慮者と接している村社会福祉協議会、民生委員、障がい者団体等の福祉関係者、地域住民と協力して、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努めます。また、観光客や外国人などへの情報伝達の整備を含め、安全な避難対策に取り組みます。
- ⑥大規模災害時に対処するため、引き続き九州山口9県災害時相互応援協定を活用するとともに、島内の事業者などとの連携を強化します。

(2) 設備や施設などの適切な維持管理

- ①避難場所や備蓄倉庫の定期点検や備蓄品・資機材の適正な維持管理を行います。
- ②関係機関との協力のもと、漁港や道路、村の公共施設および伝統的建造物指定物件、ライフライ

ン施設の点検や耐震・耐風化対策に努めます。

(3) 消防救急体制の充実

①小型ポンプ車や消火栓、消火ホース等の消防の資機材の定期的な点検・更新を行います。

②心肺の蘇生方法やA E Dの使い方などについて講習会等を行い、応急手当の普及に努めます。

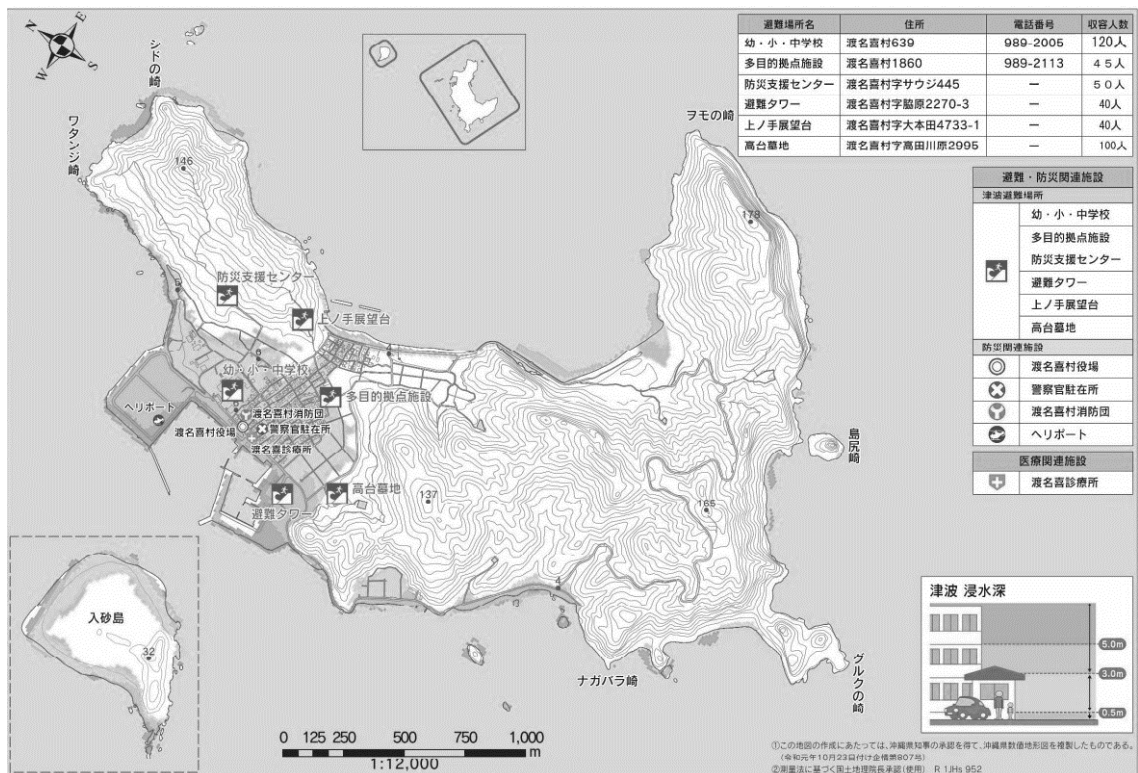
②救急医療体制については引き続き役場職員を中心に地域住民と協力しながら急患搬送入体制の充実に努めます。(再掲)

③救急医療用ヘリコプター等による急患搬送を継続するとともに、海上での救急活動等についても関係機関との連携を強化します。(再掲)

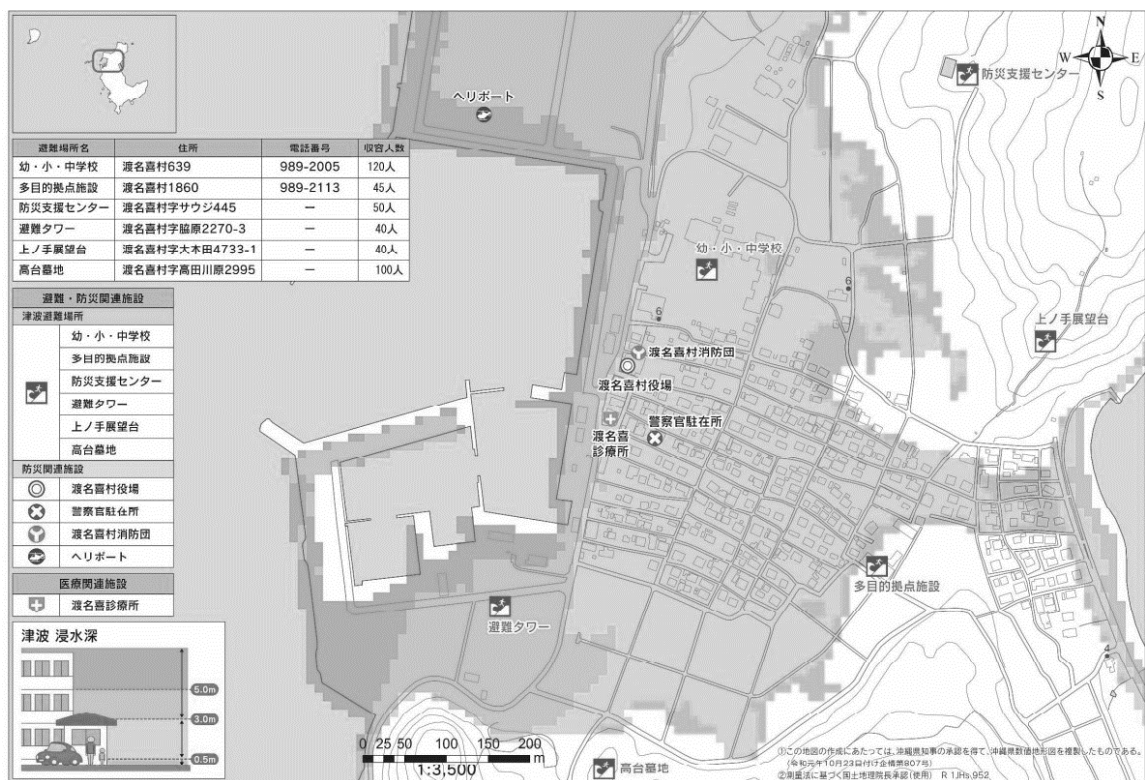
目標指標

項 目	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年
消防団員の定員充足率	75%	75%	80%	90%	100%





渡名喜村防災マップ：津波浸水想定区域図（全体図）



渡名喜村防災マップ：津波浸水想定区域図（拡大図）

基本目標 2 豊かな自然のもと快適に暮らせる島

(土地利用、環境・衛生、エネルギー、情報、交通)

施策 5 持続発展可能な土地利用を築きます

(土地利用の確立)



基本方向

基本構想の土地利用方針に基づき、5つのゾーンの保全・整備・活用を推進することにより、島の特徴を活かした渡名喜型土地利用の実現に努めます。

現 状

- 渡名喜村は、渡名喜島と入砂島からなっています。渡名喜島は周囲 12.5km、面積 3.62 km²で、南北の丘陵に挟まれた中央低地域に集落が形成されています。入砂島は渡名喜島の西方約 4 km に位置する面積約 0.25 km²の無人島で、4つの御嶽があり村民の聖地でもあります。戦後は米軍の「出砂島射爆撃場」となっています。渡名喜島の土地利用の状況は、山林が 67.4%を占め、畑が 6.1%、宅地が 3.5%と山林以外の利用は少ない状況です。
- このような本村の限られた土地は村民のかけがえのない空間であり、島の骨格構造を見極めながら、生活の場、生産活動の場などとして一定のゾーニングを行い有効に活用していくことが大切です。島の骨格構造は、集落を中心に、そのまわりに農地が広がり、さらに南北丘陵がミーニシ（冬の北風）から集落と農地を守るように控え、島全体を亜熱帯地域特有のイノー（礁池）とバリアリーフが取りまく重層構造にあります。
- 平成 9 年（1997 年）にはイノーを含む渡名喜島の全域が「県立渡名喜自然公園区域」に指定され、平成 12 年（2000 年）には集落域が国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されました。

課 題

- 島の骨格構造を基軸に、島の持続発展可能な土地利用を構築していく必要があります。
- 県立自然公園や伝建地区制度、景観むらづくり制度等について、村民へより一層の周知と理解を重ねる必要があります。
- 「渡名喜村景観むらづくり計画」にもとづき良好な景観に向けて取り組みを進めていますが、適切な管理が行き届かず荒廃している家屋など、集落内外で見られます。
- 入砂島については、将来的な観光及び関連産業の利活用も視野に入れた対応や行動を、今から行っていく必要があります。
- 平成 24 年「渡名喜村景観むらづくり計画」を策定し、良好な景観づくりに努めていますが、さらに、リーフを除く渡名喜島の陸域全てを「準景観地区」に指定していく必要があります。

具体的な展開

(1) 島の骨格構造の周知

- ①集落を中心として農地、保安林、山丘、イノーが取りまく島の重層構造を理解し、この骨格構造が将来にわたって保全継承されるよう環境学習や地域学習などを通して村民への周知を図ります。

(2) 5つのゾーンの保全・活用

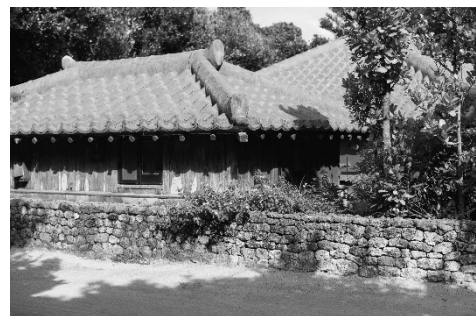
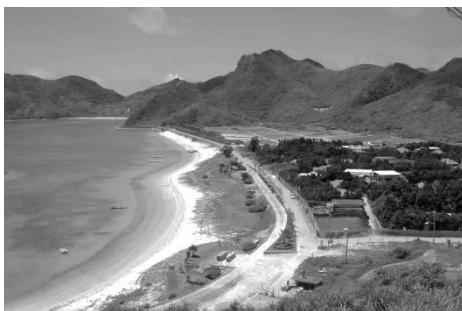
- ①「集落環境保全整備ゾーン」では、伝統的集落景観の保全を図るとともに、生活環境整備や交通安全及び防災対策、空き地・空き屋敷の利活用等を積極的に推進します。
- ②「生産緑地活用ゾーン」は、今後とも島の大切な生産緑地として位置づけ、もちきび・野菜・果樹・薬草等の栽培や体験農業など積極的な活用を図ります。
- ③「ゲート空間創出ゾーン」では、島の顔にふさわしい美化修景を徹底するとともに、ゲート景観に十分配慮しつつ広大な埋め立て地の有効な土地利用を促進します。
- ④「海浜保全活用ゾーン」は、アーサ栽培などの海の畑として、また海浜レクリエーションの場として良好な海浜環境の保全・回復と持続可能な範囲内での利活用を図ります
- ⑤「山丘保全活用ゾーン」は、保全を基軸にしつつ、段々畑の有効活用、展望や散策を楽しむ山丘レクリエーション等の場として必要最小限の活用を推進します。

(3) 入砂島への対応

- ①将来に健全な跡地利用が行えるよう、米軍の訓練の在り方等について県及び関係機関に対して必要な要請を行っていきます。
- ②米軍用地返還の見通しなどを踏まえ、計画的な利用の検討を進めるものとします。

目標指標

項 目	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年
準景観地区の指定	—	—	—	—	指定



基本目標 2 豊かな自然のもと快適に暮らせる島

(土地利用、環境・衛生、エネルギー、情報、交通)

施策 6 ごみを減らし自然環境への負荷の少ない暮らしをおくります

(環境衛生の向上)



基本方向

清楚で美しく衛生的な島を将来へつなげていくために、環境保全や美化に関する活動を進めるとともに、環境学習の充実を図ります。

また、地球にやさしい持続可能な循環型社会をつくるため、村民や地域、事業者などの協働により、ごみの減量など環境衛生に配慮した島での暮らしを進めます。また、蚊・ハエなどの衛生害虫の駆除、赤土流出防止にも取り組み、島の環境衛生を守り、維持していきます。

現 状

- 本村ではごみの分別収集が行われており、生ごみは収集車により毎日収集し、生ごみ処理施設によりたい肥化処理を行っています。製造したたい肥量は年間 20 トン前後となっており、地域の農家に無償提供しています。また、燃やさないごみや粗大ごみについては島内で最終的な処理ができないため、沖縄本島へ搬出しています。
- ごみの不法投棄があることから、看板の設置やパトロールを行っています。
- 小型焼却炉は平成 25 年に導入し、主に燃やせるごみの処理を行っています。
- 令和 2 年度に整備した渡名喜村リサイクルセンターにより、空き缶などの金属類やペットボトルを選別・圧縮し、資源化の量の増加を図っています。
- し尿については、農業集落排水施設が平成 10 年度から供用開始され、加入率はほぼ 100%となっています。老朽化した箇所の改修を行い、施設の維持管理に取り組んでいます。
- 蚊・ハエ駆除対策としては、定期的に駆除薬の散布を実施しているところです。
- 本村では、大規模で人体に悪影響を及ぼすほどの公害は発生していませんが、自然災害等によって、一部で赤土流出による海域汚濁が見られます。

課 題

- 1 人 1 日あたりのごみの排出量については平成 27 年以降増えています。環境への負担を低減するためにもごみ分別とともに、ごみの排出を削減することが必要です。
- 島内には最終処分場がないことから、できるだけごみを出さない工夫や、粗大ごみの不法投棄をさせない意識づくりが必要です。
- 農業集落排水施設については、点検・整備等を定期的に行い施設の長寿命化に努めることが必要です。
- 周囲を海に囲まれている本村において、大量の漂着物が海浜などへ打ち上げられ、海浜環境へ悪影響を及ぼしています。
- ハエや蚊の駆除や発生防止への取り組みが必要です。
- 赤土流出による海域汚濁について、これ以上被害を広げないよう、赤土流出防止対策に取り組む必

要があります。

具体的な展開

（１）ごみの減量化とリサイクルの推進

- ①自然環境の保全やごみの減量化を図るため、村民や事業者に対する使い捨ての生活スタイルの見直し、ごみの分別の徹底、資源ごみのリサイクルの重要性や生ごみ処理容器等の利用促進について啓発活動を進めます。
- ②島内一斉清掃を推進していくとともに、不法投棄の防止を徹底します。沖縄県など関係機関と協力し、海洋ごみの処理を行います。
- ③小型焼却炉の導入など、島の現状に即したごみ処理対策を推進します。
- ④堆肥場の有効活用を進めるとともに、引き続き製造したたい肥については農家に提供するなど、生ごみのたい肥化事業を進めます。

（２）適切なし尿処理の充実

- ①農業集落排水施設の定期的な点検・整備を行い、老朽化した箇所の修繕や耐震化などにも取り組み、施設の長寿命化に努めます。
- ②大規模な災害を想定し、また将来的な需要も見越して計画的に農業集落排水施設の整備を進めていきます。

（３）衛生害虫などの対策の充実

- ①蚊・ハエ等の対策として、定期的な薬剤散布を適正に実施し、発生予防に努めます。
- ②動物の適切な愛護及び管理に対する理解を促進します。

（４）赤土防止対策の充実

- ①沈砂池の堆積土砂の除去など赤土流出がおこる可能性がある地域には、関係機関との連携のもと、流出防止対策の強化を図ります

目標指標

項 目	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年
農業集落排水施設加入率	100%	100%	100%	100%	100%

基本目標 2 豊かな自然のもと快適に暮らせる島

(土地利用、環境・衛生、エネルギー、情報、交通)

施策 7 水とエネルギーを安定して供給します

(環境共生型水・エネルギーの拡充)



基本方向

離島において、水とエネルギーの安定確保は、生命維持に関わる重要なライフラインです。県などの関係機関と協力し、良質で安定した生活用水の供給を図ります。また、安定した電力の確保を図るとともに、循環型の島づくりの実現にむけて自然エネルギーの導入の検討を行います。

現 状

- 本村では、大正時代まで5つの村ガスを共同利用していましたが、昭和 12～13 年頃（1937～1938 年）各屋敷に個人井戸が急速に普及しました。
- 昭和 62 年（1987 年）からは、海水淡水化事業によって簡易水道が給水開始され、生活用水が安定して供給されるようになりました。また、平成 15 年度に簡易水道施設整備事業により取水池と調整池を整備し、水の貯水量の増加など、水需要への対応に努め、各施設では定期的な水質検査を実施し村民の安全性の確保に取り組んできました。
- 村民の節水意識は高く、各屋敷の井戸水等も有効に活用しています。その一方、水道料金は独立採算制が原則ですが、水道料金は導入当初から一度も改訂されていません。
- これまで単独で行ってきた水道事業（海水淡水化施設）について、水道の広域化の準備を進めており、令和 7 年に沖縄県企業局に水道施設の一部を移管する予定です。広域化により、水道事業の運営の安定化、施設の維持管理への負担軽減が予測されます。
- 電力は現在、沖縄電力(株)により、24 時間送電が確保されています。
- 調理や風呂焚きに使用するガスについては、プロパンガスで対応しています。ガソリンや灯油については、島に 1 か所ある給油所が唯一の給油場所となっています。

課 題

- 沖縄県や沖縄企業局と水道の広域化に向けて協議を進めていく必要があります。水質検査等を継続実施するとともに、配水管などの施設の計画的な維持管理・改善を図り、水の安定供給を維持していく必要があります。
- 将来的に風力や太陽光・太陽熱発電等の地球環境にやさしい自然エネルギーの導入を検討する必要があります。
- ガスやガソリン等の燃料の安定供給が求められます。

具体的な展開

（１）生活用水の安定確保

- ①良質で安定した生活用水等を確保するために、沖縄企業局、沖縄県と水道広域化を推進し、効率的な水道事業の運営と割高な水道料金の低減に努めます。
- ②老朽化が進む水道施設（配水管）の計画的な維持管理・更新を図ります。
- ③大規模な災害をも想定し、また将来的な需要も見越した水道供給施設の拡充を図ります。
- ④限りある水資源を有効に利用するため、雨水や井戸水の有効利用等、村民の節水意識の高揚を図ります。

（２）エネルギーの安定供給と自然エネルギーの導入

- ①村民の生活向上や観光産業の振興に向け、電力やガス・ガソリンなどのエネルギーの安定供給や維持管理を促進します。
- ②エネルギーの有効利用や村民一人ひとりの省エネルギーに対する意識の高揚を図ります。
- ③太陽光・太陽熱など、島の環境に調和した自然エネルギーの導入を促進します。
- ④地球温暖化対策実行計画（事務事業編）にもとづき、役場及び関連施設から排出される二酸化炭素削減に取り組みます。

目標指標

項 目	2022 令和 4 年	2023 令和 5 年	2024 令和 6 年	2025 令和 7 年	2026 令和 8 年
水道管の耐震化率など	67.73%	67.73%	100.0%	—	—



基本目標 2 豊かな自然のもと快適に暮らせる島

(土地利用、環境・衛生、エネルギー、情報、交通)

施策 8 情報通信を活用し、島での暮らしを豊かにします

(高度情報通信システムの拡充)



基本方向

様々な分野で情報通信技術の活用を図り、モノやサービスの生産性・利便性とともに離島での生活の質を高めます。また、専門的な技術を有するICT人材の育成・確保とともに、地域での情報通信技術の活用が進むよう、情報通信に関する理解を深める取り組みを進めます。

現 状

- 通信環境については、平成 30（2018）年度に、光ファイバ網を整備し、村内においてもインターネット環境が充実しました。現在、観光案内所への Wi-Fi の整備を進めているところです。
- 村の公式ホームページをリニューアルし、スマートフォンやタブレット端末からも閲覧しやすくなり、行政や観光、防災情報などを提供しています。郷友会アンケートからも回答者の半数に近い人が村のホームページを閲覧していることがわかりました。
- 学校教育においても情報通信技術（ICT）を取り入れた学習により子どもたちが多様な情報や考えに触れる機会が増えました。
- 村の広報、災害や緊急時の情報伝達等のため、防災行政無線が各世帯に整備されました。令和 3 年にはデジタル化に移行するため、各世帯の受信機を更新し、災害時における情報伝達がさらに円滑となるとともに、村民及び観光客へも防災情報の提供を行うことが可能となりました。

課 題

- 情報通信技術は、今後も進展し、学校教育、健康、福祉、産業等のあらゆる分野で、活用されていくことが予想されることから、安全で適切な利用にむけて、情報通信技術に対するさらなる知識の向上に向けた取り組みが必要です。
- 行政においても今後さらにインターネットを利用した各種受け付けや申請手続きなどが求められるとともに、引き続き、セキュリティ対策に努める必要があります。
- 国はマイナンバーカードを活用して行政手続きができるように進めていることから、マイナンバーカードの普及が求められます。
- 引き続き、情報通信機器に接する機会が少ない住民にも配慮した情報発信や使い方などを知ってもらう機会の提供が必要です。

具体的な展開

（１）地域の情報化と行政情報の発信

- ①インターネットを利用した各種申請手続きの簡素化を図り、住民サービスの向上を図ります。
- ②地図情報など村の各種情報のデジタル化を図ります。
- ③村ホームページの定期的な更新により内容の充実にも努め、渡名喜村の多面的な情報を発信します。

- ④村からの行政情報や災害関連情報を村民などに即時に届けられることができるよう、メールやSNSなどを活用した情報発信に努めます。
- ⑤各種研修や講座等により役場職員の情報リテラシーの向上等を図ります。
- ⑥携帯電話のエリア拡大と5G環境整備については、必要に応じて各メーカーへ要望していきます。

(2) Society5.0※の実現にむけた情報通信技術の活用

※情報通信技術を活用し、さまざまな社会の問題を解決する、人々が暮らしやすい社会

- ①ドローンやAIを活用した農業・漁業、介護ロボットによる生活支援など、地域で新しい情報通信技術への柔軟かつ積極的な対応が図られるよう、産業、防災や医療、交通、教育などの分野との連携強化に努めます。

目標指標

項 目	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年
メールやSNSなどを活用した 情報発信	-	発信	-	-	-



基本目標 2 豊かな自然のもと快適に暮らせる島

(土地利用、環境・衛生、エネルギー、情報、交通)

施策 9 利便性を高める交通手段を整えます

(渡名喜型交通環境の整備)



基本方向

交通環境は村民生活や経済活動の基盤であることから、安全で安定した海上交通をはじめ、ヘリタクシーの運航の継続と運賃の負担軽減に取り組みます。

陸上交通等については、安心して集落内を歩くことができるよう段差解消など集落内の道路の整備に努め、集落内への自動車乗り入れを制限するなど渡名喜方式の交通システムの確立に取り組みます。また、環境への負荷が少なく、狭い路地も通行可能で、高齢者の移動や観光客の周遊に資する移動手段の確保にむけて検討を行います。

現 状

- 離島村である本村は、海上交通が主な交通手段となっており、那覇～渡名喜～久米島を結ぶ2隻のフェリーが定期航路としてその役割を担っています。
- 定期フェリーの運行は那覇向け、久米島向けともに1日1便となっており、通常は日帰りが困難ですが、4月～10月の毎週金曜日のみ那覇向けの午後便が運航しており、本島からの日帰りが可能になります。
- 令和3年度現在、那覇空港～渡名喜島ヘリポートまでヘリタクシーが出ており、フェリーが欠航した場合は補助適用料金で利用することができます。
- 島内の道路は、港と村役場を結ぶ実延長25mの県道と実延長11,348mの村道、島の南をめぐる林道からなっています。
- 集落内の村道のほとんどが白砂の清楚な道であり、現在も子どもたちによる朝起き会終了後の道の清掃をすることでほうき目の入る道になり、この清掃作業が昔からの習慣として継承されています。平成18年に、村道1号線に足元を照らすフットライトが整備され、その後も漁村再生交付金事業や一括交付金事業にて他村道等にもフットライトが整備されています。
- 島の南山丘をめぐる林道は平成12年度に開通しており、途中の展望台や道路からは周辺離島を一望することができ、村民をはじめ来訪者にも人気のスポットとなっています。

課 題

- フェリー欠航時のヘリタクシーの料金への補助について、継続に向けて沖縄県などと調整を進める必要があります。
- 集落内の道路では、雨水側溝やマンホールの段差ができ、高齢者がつまずき転倒するといった状況も見られるため、早急に段差の解消が必要となっています。
- 村民や来訪者が安心して集落内を歩けるように、集落内への車両の乗り入れ制限を検討するなど、島独自の交通ルールづくりが求められています。
- 島内交通については、公的な移動手段がありません。集落内や周辺の移動は問題ありませんが、南

側の林道や展望台を散策するには、来訪者などの交通手段が必要となっています。

具体的な展開

(1) 島外交通の充実

- ①フェリー利用者の利便性を高めるため、港の機能と整備の拡充のほか、バリアフリー化を進めます。
- ②関連機関と調整を図りながら、フェリー欠航時のヘリタクシー料金の補助について継続に努めます。

(2) 島内交通の充実

- ①安心・安全の集落内交通環境を確保するため、集落内への自動車乗り入れ制限を含む渡名喜型集落内交通システム（集落内自動車交通ルール）の確立に取り組みます。
- ②集落内の村道の整備にあたっては、白砂の道の保全を踏まえ、伝統的集落景観に調和した側溝の段差解消、フットライトの改善に努めます。
- ③環境への負荷が少なく、狭い路地も通行可能で、高齢者の移動手段や観光客の周遊手段の確保のため、グリーンスローモビリティの車両導入等について検討します。
- ④既存道路の維持管理に努めます。

目標指標

項 目	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年
ヘリタクシーの運航回数	—	—	—	—	50回

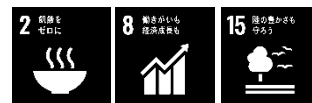


基本目標 3 創意工夫と活力に満ちた自立する島

(農業、漁業、観光、地場産業)

施策 10 島の特性を活かした農産物を生産、供給します

(農業の振興)



基本方向

農業は、村民生活を支える基幹的な産業であるため、新旧の担い手が、島の個性を活かした魅力ある農業の振興に意欲的に取り組めるよう、居住環境の確保から生産・流通・販売、特産品のブランド化にいたるまでの多面的な支援策を展開していきます。

加えて、農用地や農業施設などの農業生産基盤の適切な保全管理に取り組みます。

現 状

- 本村では、埋立地を除く渡名喜島のほぼ全域 350ha が農業振興地域に指定されており、そのうちの 65ha が農用地区域となっています。これまで農用地区域では、ほ場整備や水源整備、かんがい施設整備等の農業基盤整備事業を進めてきました。
- 本村の農家数は令和 2 年で 22 戸となっており減少が続いています。そのうち販売農家は 7 戸、残りの 15 戸が自給的農家となっています。全ての農家が経営耕地面積 1 ha 未満の小規模経営となっており、一人あたりの農業生産額は沖縄県の離島平均よりも低くなっています。
- 農業従事者数は令和 2 年で 11 人となっており、全員が 50 歳以上となっています。エコファーマー認定を受けている農家は 3 件で、本村の主要農産物であるもちきび、島にんじんのほか、島らっきょうなどを栽培しています。特にもちきびと島にんじんは渡名喜ブランドとして定評を得ています。

課 題

- 農家数が減少し、農業就業者の高齢化に伴う耕作放棄地の増加を防止するため、新規営農者や担い手の育成支援が重要となっています。
- 従事者を確保し、経営安定化を図っていくために、主要作物等の消費拡大やブランド化、地域資源を活用した 6 次産業化や販売にいたるまでの総合的な支援が求められます。そうした取り組みにより農家の所得をアップすることで、農業の魅力を高めていく必要があります。
- 段々畑を活用した農業体験など、島でしかできない事業を生み出し、新たな雇用機会の創出を図っていくとともに、先進技術の導入の検討が求められます。
- 島の厳しい自然条件の中で、防風対策や水の安定確保など、より島に適した農業生産基盤を整える必要があります。

具体的な展開

（１）営農人材の育成支援

- ①新規の就農者や後継者、生きがい農業者など、多様な就農形態での農業が可能となるよう、農業指導員等による技術・営農支援体制を強化します。
- ②エコファーマーの育成や高付加価値品目の栽培に取り組む人材の育成を支援します。
- ③観光農業や体験農業にも対応できる人材の育成支援に努めます。
- ④新たな就農者や後継者を受け入れるための村営住宅の確保など、定住促進施策の強化を図ります。

（２）経営の安定化支援

- ①特産品となっているもちきび、島にんじんなどのブランド化や高付加価値化に取り組むとともに、地産地消を推進します。
- ②観光等との連携を図り、特色ある観光農業や体験農業の受け入れを促進するとともに、観光などの産業や村民との協働による農地活用など、耕作放棄地の解消にむけた対策に取り組みます。
- ③農業所得の向上ために、必要な農地の集約利用を促進します。
- ④経営の安定化の観点から、老朽化している冷蔵施設等の整備と生産、販売、農機具等の共同化を支援します。
- ⑤産学官の連携により、消費ニーズに応じた農産物加工品の開発・生産、及び通信インフラ等を活用した販売を促進します。
- ⑥観光業・水産業との連携、加工品の開発など産業の活性化について話し合う連絡会の設置・運営を支援します。

（３）生産基盤の整備

- ①農地を保全するため、在来植生による農地抱護林の育成強化を図るとともに、農業生産基盤や設備などの維持管理と適切な改修に努めます。
- ②ＩＣＴ（情報通信技術）等を活用したスマート農業の導入による農作業の効率化や高品質生産などをめざす農家の取り組みを支援する仕組みや体制を検討します。

目標指標

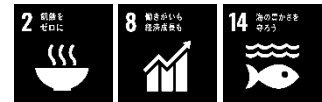
項 目	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年
担い手（農業）人数	-	-	-	-	1名
島にんじんの収穫量	-	-	-	-	8トン
モチキビの収穫量（精白後）	-	-	-	-	5.5トン
担い手（農業・漁業）人数	-	-	-	-	2名

基本目標 3 創意工夫と活力に満ちた自立する島

(農業、漁業、観光、地場産業)

施策 11 漁場の環境を守り、安全・安心な水産物を供給します

(漁業の振興)



基本方向

島の個性を活かした魅力ある漁業の振興を図るため、水産資源の維持保全に取り組みます。また、担い手の育成、水産物の高付加価値化や消費拡大などの漁業経営の安定化に向けて多面的な支援策を展開していきます。

現 状

- 漁業の活動拠点としての渡名喜漁港は、同時に島外を結ぶ生活港でもあり、島の暮らしにとって重要な役割を担っていることから、防波堤整備や船揚場などの整備が進められてきました。
- 漁業協同組合は、令和3年現在、会員数（正準会員あわせて）は69人となっています。また、平成30年の個人漁業経営体数は39、漁業就業者数も47人と減少傾向にあります。そのうち60歳以上は28人（59.6%）で高齢化が進行しています。
- 本村は、沿岸漁業が主で、近海に設置したパヤオを中心にカツオやシイラ、マグロなどが水揚げされています。
- 近年、渡名喜島周辺の海の中の環境が悪化しており、魚やモズク、アオサなど水産資源が減少しています。
- 平成30年の水揚量をみると、総計184トンのうち、魚類が139トン、貝類が39トンとなっていますが、水揚総量は減少（H10年564t→H20年250t→H30年184t）しています。それに伴い水揚げ金額も減少しています。
- 一方、シャコ貝やアオサの養殖、特産加工品づくりに取り組むとともに、漁場の監視などを行い、所得の向上に努めています。

課 題

- 水産資源を守るため、海の環境の保全を図るとともに、持続可能な漁業を推進していく必要があります。
- 漁業就業者の高齢化が進行しており、後継者や新たな担い手の育成支援が引き続き課題となっています。
- 漁業の経営安定化を目指して、つくり育てる漁業への転換を検討するとともに、観光産業などとの連携を図る必要があります。
- 水産物の付加価値を高め、販路の拡大、地元での消費促進に向けた取り組みが必要です。
- 安定した出漁環境及び流通環境を整えるために、今後とも漁港施設の適切な維持管理が必要です。
- 後継者や新たな担い手の住宅確保及び設備等の整備を支援していく必要があります。

具体的な展開

（１）水産資源の維持保全

- ①関係機関と連携を図りながら、イノーや藻場、サンゴの保全・再生に取り組みます。
- ②地域住民や漁業者など協力しながら、漂着物の回収に取り組みます。

（２）担い手の育成と経営の安定化支援

- ①新たな担い手育成と漁業従事者の定着、技術の向上を図るため、関係機関が実施する就業相談や技術取得のための研修などの参加を促進します。
- ②新たな漁業従事者や後継者を受け入れるための住宅の確保など、定住促進施策の強化を図ります。
- ③児童生徒への地域学習や漁業体験を行い、漁業の魅力を伝えるなど後継者の育成に努めます。
- ④漁業協同組合を中心とした生産・加工・販売活動を促進します。
- ⑤パヤオの維持管理とつくり育てる漁業を拡充し、漁獲量の安定化に努めます。
- ⑥流通体制、販売機能の強化を図るため、冷凍・冷蔵施設及び製氷施設の整備、那覇市及び周辺離島との連携強化に努めます。
- ⑦観光業・農業との連携、加工品の開発など産業の活性化について話し合う連絡会の設置・運営を支援します。（再掲）

（３）漁業基盤の整備

- ①漁港機能と関係施設の維持管理に取り組み、島のゲートにふさわしい漁港景観の形成に努めます。
- ②シャコ貝やアオサなどの栽培漁業を強化するために、養殖基盤施設の整備拡充を図ります。
- ③ＩＣＴ（情報通信技術）等を活用した漁業の労働効率化や新規事業の導入、また情報発信による販路拡大などを支援する仕組みや体制を検討します。

（４）観光業との連携

- ①観光協会と連携を図りながら、漁業体験などメニューの充実を促進します。
- ②海洋レクリエーション（釣りやダイビングなど）の際の、漁場環境や自然環境に配慮したルールづくりを促進します。

目標指標

項 目	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年
担い手（漁業）人数	-	-	-	-	1名

基本目標 3 創意工夫と活力に満ちた自立する島

(農業、漁業、観光、地場産業)

施策 12 自然・文化・歴史を基調とした観光を盛んにします

(観光の振興)



基本方向

渡名喜の豊かな自然と歴史を感じる村並みなどの魅力を最大限に活かした、環境にやさしい観光を実現していきます。観光協会や地域と協力し、渡名喜の自然や歴史を満喫できる体験型観光の提供や観光資源やメニューの創造に努めるとともに、情報通信技術を活用したPR（オンライン観光）の強化や宿泊施設などの整備に取り組みます。

現 状

- 本村周辺の海域は、美しいサンゴ礁とクジラや大型の魚が回遊する海域であり、今後は海洋レクリエーションの場としての期待が高い海域です。
- 島内は、小さな島ながら自然地形は変化に富み貴重な動植物が見られるなどの自然豊かな島であることから、島全体が「渡名喜県立自然公園」に指定されています。
- また、白砂の道と福木の屋敷林に囲まれた個性的で清楚な伝統的集落景観は、国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されるなど、島が有する自然と文化を基調とする観光資源は、渡名喜村を知る人たちから高く評価されています。
- これらの状況を背景に、映画のロケ地として、また、各種離島観光・交流促進事業等も加わり、年によって観光客の延べ人数はまちまちですが、多い時で5千人後半から6千人もの人が本村を訪れています。
- 平成30年4月に「渡名喜村観光協会」を設立し、令和2年には役場の隣に「渡名喜村観光案内所」を整備し、観光振興の拠点として観光協会が活動をスタートさせました。
- 新型コロナウイルス感染症が拡大し、観光客の受け入れが難しくなっていることから、観光協会においては、来られなくなった方々にむけ、SNSから渡名喜島の自然風景や日常生活の様子を発信し続けており、フォロワー数が人口比で全国1位の多さであることが報道されました。
- 令和3年現在島には飲食店が4軒、宿泊施設が8軒、売店が2店となっています。

課 題

- 伝統的集落景観と調和しつつ、快適に居住できる宿泊施設の整備が求められています。
- 自然と文化が感じられる観光の場については、景観に配慮した良質で必要最小限の利便機能の整備が求められます。
- 島の誇りである自然と文化を伝える人材の育成が必要です。
- 総合産業としての観光業の波及効果を高めるために、観光関連団体と農漁業との連携強化が必要です。
- 本村は、自然や変化に富む地形や重要伝統的建造物群に選定された全国でも貴重な地域であることを生かし、県内の他地域とは違う視点から見た離島観光の推進が必要です。

○離島フェアや県外における観光イベントでのPRに取り組む必要があります。

○周辺離島も含めた圏域全体としてのブランド化や特に同一航路上に位置する久米島と連携したプロモーションやツアー開発の強化が必要です。

具体的な展開

（１）受け入れ体制の強化

- ①島の自然や文化を伝えることのできる人材（語り部、観光ガイド、学芸員等）の育成・確保を推進します。
- ②観光協会を中心に、宿泊や飲食事業者、農水産業などの関係者がお互いに連携しながら事業を進められるよう、情報共有や意見交換の場を創出します。
- ③観光を受け入れる村観光協会の活性化支援を行います。

（２）渡名喜ならではの体験型観光の推進と環境整備

- ①環境負荷の少ないエコツーリズムを基本に島の豊かな自然を活用した体験プログラム（例えば：ダイビング、釣り、漁業体験、SUP、農業体験、トレッキングなど）の開発を支援します。同時に、希少な動植物や自然を守るルールづくりを促進します。
- ②空き家の活用による伝統的集落景観に配慮した良質の宿泊施設の整備を行うことにより、民泊の確保を推進していきます。
- ③地元の食材を活用した郷土メニューの開発と料理を提供する食堂の整備を促進します。
- ④島のゲート（玄関口）にふさわしい渡名喜漁港の景観形成やリーフを含めた島全体の良好な景観の保全・育成を徹底します。
- ⑤島内の移動については、環境に配慮した自動車の導入や管理について検討します。
- ⑥農業、水産業と連携したお土産や特産品の開発を進めます。

（３）誘客活動の推進

- ①離島フェアなど広域フェアなどでの広報・宣伝活動を強化するとともに、渡名喜島への観光ニーズの把握に努めます。
- ②インターネットを活用した、特産品や渡名喜島の各種グッズ販売を進めます。また、オンラインでの渡名喜島観光体験の取り組みを充実させます。
- ③人材が不足している地域に旅行しながら、そこのお手伝いをするといった地域と人材をつなげる事業への参加を検討します。
- ④渡名喜村観光振興ビジョンの策定と計画に基づく各種施策を展開します。

目標指標

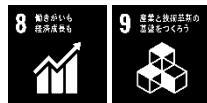
項 目	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年
渡名喜村ならではの新しい 観光 受入に対する満足度	—	—	—	—	80%

基本目標 3 創意工夫と活力に満ちた自立する島

(農業、漁業、観光、地場産業)

施策 13 渡名喜ブランドの産業を盛んにします

(地場産業の振興)



基本方向

本村の地場産業は、農業と漁業が主体となっていますが、今後進展が予想される観光・レクリエーション産業にも着目し、より豊かな村づくりを実現するためにも、地域が一致協力して地場産業の育成と渡名喜ブランドの開発・発信に取り組んでいきます。

現 状

- 本村の地場産業は、農業と漁業が主体となっていますが、今後の島の経済的な自立を確立する上で、島内産の農水産物を原料とした製造加工品の研究開発は重要です。現在、農水産物の特産品加工は、生活改善グループと漁業集落によって進められています。
- 本村では生産助成金の支給などの環境整備を進めてきました。
- 今では、シビマグロの南蛮漬け、イカの燻製、となっきー（もちきびクッキー）などが製造されており、フェリー旅客ターミナルで、また、離島フェアや各種イベント時などに販売されています。中でも本村のもちきびの評価が高く、内外に渡名喜ブランドとして定着しています。
- 近年では、久米島の酒造所と連携したもちきび入りのお酒を製造しました。

課 題

- 生活改善グループ、漁業集落が活性化するためにも、新たな人材の確保と後継者育成への対応が必要です。
- 評価が高いもちきびをはじめ、良質な地場産品が安定供給できるための総合的な支援が必要です。
- 観光産業との連携や都市部との連携など流通システムの拡充が求められています。
- 消費ニーズを先取りした新たな特産品の開発が求められます。

具体的な展開

(1) 担い手の育成支援

- ①特産品の開発を促進するため、各団体・組織のリーダー育成、新たな人材の確保など、人的・技術的・資金的支援を推進します。

(2) 良質の特産品開発支援

- ①海の幸（アーサ、魚介類）、里の幸（もちきび、島にんじんといった農作物やフクギ）などを活用した特産品開発を支援します。
- ②産学官の連携により、消費ニーズに応じた新たな特産品開発を促進します。

(3) 販売拠点の拡充

- ①島の港ターミナルや観光案内所、離島フェアなどのイベントでの販売の支援を図ります。

目標指標

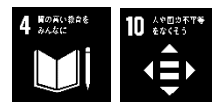
項 目	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年
村内の資源を活用した特産品の開発	-	-	-	-	2品
創業・起業人数	0名	-	-	-	3名



基本目標 4 未来を拓く人々と渡名喜特有の文化が育まれる島

(学校教育、生涯学習・スポーツ、地域文化、集落景観)

施策 14 島の未来を拓く子どもたちを地域ぐるみで育みます
(学校教育の充実)



基本方向

社会の変化が激しく、予測困難な時代にあっても、自ら考え行動し、よりよい人生を切り拓いていくことができるよう、主体的・対話的で深い学びを実践し、子どもたちの基礎学力の向上をはじめ、「生きる力」を育む魅力ある学校づくりを進めます。

また、グローバル化や Society5.0 の社会の流れに対応する人材の育成、教育の ICT 化や DX を積極的に進めます。地域で子どもを見守り育てる環境の中で、家庭や地域と連携し、子どもたちがふるさとに関心を持つ学びや様々な体験を支えます。

現 状

- 令和3年度現在、渡名喜小学校の児童は 11 人、渡名喜中学校の生徒は 10 人となっています。渡名喜幼稚園の園児は 4 人で、幼稚園では3年保育を行っています。
- 子どもたちは地域の大人から声かけや励ましを受けたり、地域行事へ積極的に参加するなど、地域の中で大切に育てられています。そのため、島への愛着や自己肯定感が育っています。
- 子どもたちを初め村民は 100 年余も続いている水上運動会と朝起き会に誇りを抱き、協力し合いながら取り組んでいます。水上運動会は島外からの参加もあり、子どもや大人まで様々な方々と交流する機会となっています。
- 校舎・体育館等施設面は、定期的に保守点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど安全で安心な学校環境の確保に努めています。
- 運動場に雲梯、のぼり棒、ザイルクライミングなどの遊具を設置し、ゴールデンエイジ（9～12 歳頃）の時期に感覚神経、運動神経の発達及び運動能力を育てています。
- 豊かな感受性や協調性、コミュニケーション力、意欲や好奇心を育むため、生きものを観察することができるビオトープをつくりました。
- 老朽化が進む教員住宅の建て替えに向け、取り組みを進めています。
- 本村には高等学校がないため、中学卒業と同時に親元を離れ、生活をしなくてはなりません。

課 題

- 小さな離島での生活であるため、多様な考えや生活に触れる機会が少ないことから、他との交流や視野を広げ、児童生徒が切磋琢磨し合う学習活動が必要です。
- 子どもたちが自ら学習に取り組むよう授業の改善や充実にも努める必要があります。
- 高校進学に伴い島を離れる子どもたちが自立した生活を送れるよう、15 の旅立ちに備え、生活力を身に着けるための学習等の強化、将来への希望及び自立心を育むことが必要です。
- 近年、情報化・ICT 化や国際化などの急速な進展により、子どもを取り巻く環境が変化しており、学校の ICT 化・DX を取り入れた教育活動を進めて行くことが求められます。

○離島である本村の教育環境の充実に向けては、情報通信基盤を活用した遠隔教育等の推進や島内外との交流機会の拡充促進は大切です。

○離島であるがゆえに発生する児童生徒の経済的負担軽減について検討していく必要があります。

○子どもたちの安全で安心な学校生活を守るために、安全管理体制の強化や教育施設等の保守点検が求められます。

具体的な展開

（１）確かな学力や豊かな心と体を育む教育の推進

- ①幼稚園などでの遊びを中心とした生活を通して、様々な対象とかかわりながら、発達に応じた体験や成長ができるようきめの細かな指導を進めます。
- ②異文化理解や国際的な視野を育成することを目指し、外国語教育や海外ホームステイ事業を実施します。
- ③プログラミング教育や情報通信関連の基礎的な能力の向上を図る授業を進めるとともに、情報通信技術を活用した他地域との交流など広域で多様な授業の展開を図ります。
- ④職場体験、職場見学や交流学习などを通して将来の夢や希望を描いて主体的に学ぶことができるよう、子どもたちの発達段階に応じたキャリア教育を進めます。
- ⑤配慮を必要とする幼児・児童・生徒が安心して学習できるよう、地域や専門機関との協力のもと、1人1人の特性に応じた学習支援や生活支援などを行い、自立に向けた取り組みを支援します。
- ⑥学校の生活や学習に困り感を持つ児童・生徒の個別ニーズに応じた支援の充実を図ります。
- ⑦時代に対応する児童生徒の学びを支えるため、教員の資質能力の向上を目指した研修などの充実を図ります。
- ⑧教員が子どもたちに向き合う時間を確保するため、教育のシステム化や業務内容の見直しを進め、教員の勤務環境の改善に努めます。

（２）渡名喜ならではの学習活動の推進

- ①島の自然環境や歴史・民俗・文化などを教材とした学習や体験を進め、島の良さや特徴を学ぶことで、子どもたちの島への愛着や誇りを育みます。
- ②好きな本の贈呈、自学学習する「ジンプナー塾」の開設など、主体的に学ぶ環境づくりと好奇心を育む教育に取り組みます。
- ③15 の旅立ちに備え、進路学習や自立心の醸成を目指した地域・学校・行政が連携した子どもの育ちに関する学習活動を進めます。
- ④100 年余の歴史を持つ水上運動会や朝起き会等の特色ある学校行事・地域活動を地域と協力しながら継承・発展させていきます。
- ⑤地域とともにある学校づくりにむけて、学校行事への地域からの積極的な参画を促進します。さらに、地域資源や地域の人材などを活用した地域学習や体験学習等を推進するほか、学校経営や学習内容について意見を交わす連絡会を開催していきます。

（３）島内外との交流・連携の促進

- ①引き続き学校・地域・家庭及び出身者等と連携し、学校行事や地域行事に取り組むとともに、それらの行事を通して子どもたちが村内の各分野の達人や村外の先輩と接する機会を創出します。
- ②海神祭やカシキー等、今後とも教職員の伝統行事への参加や村づくりへの参画を促進し、地域と学

校との協働の教育を推進します。

③離島での生活や得た知識だけにとらわれず視野を広げ、新しい時代を創造する力を育むために、先進地（秋田県）への学びの体験、他校との交流学习、他地域の子供会との交流を進めます。

④児童生徒の島外との交流を促進し、島を担う人材を育成するため、船賃補助、県内外派遣など多面的支援を図ります。

（４）教育関連施設の整備・維持管理

①教育施設や食育施設、その他の設備・備品等の適切な維持管理とともに、ICT 環境の整備と教育 DX の取り組みを進め教育環境の充実に努めます。

②校内美化・緑化の推進等良質な教育環境をつくります。

③教員住宅の建設など、教育関連施設の適切な整備・改善に努めます。

目標指標

項 目	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年
教育先進地の学びの体験事業 （年件数）	1	1	1	1	1
他地域の子供会との交流事業 （年件数）	1	1	1	1	1
教員住宅建設	設計	工事着工	入居開始	-	-
体育館屋根の修繕	-	-	-	設計	修繕完了



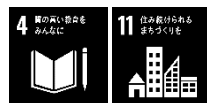


基本目標 4 未来を拓く人々と渡名喜特有の文化が育まれる島

(学校教育、生涯学習・スポーツ、地域文化、集落景観)

施策 15 生涯にわたり学ぶことができる機会をつくります

(生涯学習・スポーツの振興)



基本方向

村民の多様なニーズに対応した生涯学習や生涯スポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。また、郷土資料閲覧室の整備に取り組むとともに、村民の学習ニーズに対応した設備の充実に努め、村民の学ぶ場の充実に取り組みます。

各種自主活動（サークル活動）の活性化及び育成に取り組みます。講習会や講演会など村民の誰もがいつでもどこでも学ぶことができる生涯学習環境・体制づくりを進めます。

現 状

- 本村では様々な年代の方々が、自主活動（サークル活動）としてスポーツサークル（バトミントンやバレーボール）や文化サークル（三線）などの活動を楽しんでいます。
- 平成 28 年に供用開始した渡名喜村パークゴルフ場において、パークゴルフ大会などを開催しています。
- 公民館及び図書館が設置されていないこともあり、村民が自ら学ぶ生涯学習環境は十分とはいえませんが、県立図書館の空とぶ図書館（移動図書館）の事業を活用した読書機会の設定など、学ぶ環境の確保に努めています。

課 題

- 村民ニーズの把握等により、個々の生涯学習・スポーツ活動の促進や支援などを検討する必要があります。
- パークゴルフ場の活用促進と、郷土資料閲覧室などの整備が求められています。
- 公民館活動や地域活動など地域主体の活動が活性化するように、活動の場として既存の施設の利用を促進します。
- サークル活動の成果を発表する場や生涯学習への参加を促進するため、生涯学習フェスティバルの開催が必要です。
- 村民が生涯にわたって学ぶことができる生涯学習推進体制・基盤づくりを構築することが求められています。

具体的な展開

(1) 各種活動の充実

- ①子どもから高齢者まで意欲的な学習・スポーツ・健康増進等の活動を推進していくため、村民ニーズの把握に努め、ニーズに合わせた学習・活動内容の充実やスポーツイベントの開催に取り組みます。
- ②村民の多様なニーズに対応した学習を実施するため、社会教育主事を確保するとともに、人材バ

- ンクを創設し、地域住民、村出身者、渡名喜ファンなどの村内外の人材と連携します。
- ③活動を休止している社会教育団体の再活動に向けた支援に取り組みます。
- ④生涯学習活動の活性化をめざし、生涯学習フェスティバルの開催等の取り組みを進めます。
- ⑤優れた芸術文化に接する機会の提供に努めます。
- ⑥村民が伝承活動や伝統文化の学習会、玩具づくり等、歴史民俗資料館を活用した生涯学習づくりを進めます。

(2) 施設の有効活用

- ①生涯学習活動やスポーツ活動の拠点施設となる多目的活動施設、学校施設、歴史民俗資料館、パークゴルフ場など、既存施設の有効活用を図ります。
- ②郷土資料閲覧室の学習の場及びワーケーションや交流の場としての機能の整備を進めます。

目標指標

項 目	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年
スポーツサークル数（累計）	2	-	-	-	3
文化サークル数（累計）	1	-	-	-	2
講習会（年回数）	1	1	1	1	1
ボランティアサークル数（人数） （累計）	1 (10)	-	-	-	2 (50)
各種大会（年回数）	1回	2回	2回	3回	3回



基本目標 4 未来を拓く人々と渡名喜特有の文化が育まれる島

(学校教育、生涯学習・スポーツ、地域文化、集落景観)

施策 16 島の誇りと財産を受け継ぎ広めます

(自然の保全と地域文化の育成)



基本方向

豊かな自然の保全活用と先人たちから継承されてきた特色ある地域文化の継承、重要伝統的建造物群を基軸にした、村民と一体となった村づくりを進めます。

現 状

- 島の自然資源とともにくらしのなかで培われ継承されてきた地域文化は、島の歴史を伝える大切な文化遺産であり、地域への誇りや愛着心を育む大切な資源です。
- 本村は島全体が県立自然公園に指定され、特徴ある地形や地質、希少動植物などが生息する自然豊かな島としても知られています。
- 村花に指定されているカワラナデシコやキバナノヒメユリ、紫色のアザミなどの珍しい植物や季節を彩る花等、季節になると村民や来訪者の目を楽しませています。
- 本村には、平成 12 年 5 月に国の選定を受けた「重要伝統的建造物群保全地区」、村指定の文化財「渡名喜番所跡、渡名喜小中学校跡のフクギ群」、古集落跡と考えられる「ヌーチュヌガー御嶽」等の地域文化資源があります。
- 集落内には 3500 年前の東貝塚をはじめ、全 7 ヶ所の埋蔵文化財が確認されています。グスク時代の里遺跡には「里殿」と「ヌン殿内」があり、村一番の信仰地として現在でも島の重要な聖域空間となっています。
- 無形の文化資源としては、2 年に 1 度、島をあげて行われるシマノーシをはじめ、カシキーや海神祭、となき祭りなど、伝統祭事・行事が継承されています。カシキーのガイー歌、ンバニクイー歌を、子どもを含む若手が先輩から習い、練習の成果をカシキーにて披露しています。
- 先人が築いてきた渡名喜の自然・歴史・民俗・文化について収集展示している歴史民俗資料館の活用を促進し、地域文化資源を活かす村づくりの取り組みを始めています。

課 題

- 自然資源の保全継承については、県立自然公園の周知や在来植生の保護等、今後とも必要な保全措置を講ずる必要があります。
- 文化財保護継承の拠点である歴史民俗資料館については、誰もが文化に親しみ、体験活動ができる施設として、観光協会との連携や村ホームページへの掲載、SNS 等での発信により利活用をすすめるとともに、島特有の文化資源をアピールしていく必要があります。
- 少子高齢化が進む本村において、ウンドルーやガイー歌などの伝統芸能や習慣などの継承が危ぶまれています。今後、映像や音声のデジタル化等による無形文化財の記録保存を図る必要があります。
- 島の自然や歴史、文化財等の説明ができる学芸員や歴史ガイド等の人材育成と活用が求められています。

○優れた自然資源や地域文化資源については、村民の学習活動や来訪者の観光活動等にも利用できるよう、必要な保全修復と活用のための説明版の設置等が必要です。

具体的な展開

(1) 地域文化の保全・継承・育成

- ①100 年余り継承されてきた島の自慢とする「水上運動会」「朝起き会」を村の伝統文化としての位置づけを図り、継承発展させていきます。
- ②総合的な地域文化財の保全・継承・育成を図るため、文化財保護審議会や伝統的建造物群保存審議会を定期開催し、伝健の村づくりを進めます。
- ③伝統芸能・祭事・行事の継承、資料の保存収集に取り組みます。
- ④文化財の掘り起こしや未指定文化財の指定に積極的に取り組みます。
- ⑤学校教育や生涯学習等との連携のもと、シマノーシ祭、ウンドルーを無形文化財指定に向けて取り組むとともに、出砂節、ガーイ歌の継承と映像や音声のデジタル化等による伝統芸能の記録保存を進めます。
- ⑥御嶽、拝所、村ガー等の周辺を含めた保全・復元・修復に努めます。
- ⑦文化財・史跡等に説明板の設置を進め、村民の学習、来訪者の観光資源として活用していきます。

(2) 自然資源の保全・継承

- ①島の自然資源を保全継承するため、県立自然公園や自然の豊かさの周知とともに、在来動植物の保護等を進めます。
- ②島の天然記念物、動植物、岩石、地質等に関する冊子を発行し学習活動などに利用していきます。
- ③島の自然・歴史・文化・生活等に関する説明板の設置を進め、鑑賞・観光散策コースを設定していきます。

(3) 保全・継承の拠点等の充実

- ①歴史民俗資料館を村民の学習の場、生涯学習の拠点、交流の場、文化継承の場として活用を促進します。
- ②歴史民俗資料館を観光客や来訪者に渡名喜を紹介し魅力を発信する場、観光の拠点としての活用を促進していきます。
- ③島の歴史・民俗・文化や自然等について説明できるガイドや学芸員等を育成し、島の観光案内や歴史民俗資料館の充実発展に繋げていきます。
- ④観光協会と連携し島の自然、歴史、民俗、文化の魅力について情報を発信します。

目標指標

項 目	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年
歴史民俗資料館への入館者数	300	500	1,000	1,500	3,000
村指定文化財数	2	－	－	－	10
村指定文化財の改修件数	－	－	－	－	2
案内ガイド人数	－	1	2	3	5

基本目標 4 未来を拓く人々と渡名喜特有の文化が育まれる島

(学校教育、生涯学習・スポーツ、地域文化、集落景観)

施策 17 渡名喜島らしい集落景観を守り活かします

(集落景観の保全活用)



基本方向

伝統的建造物群保存事業を着実に進めていくことにより、集落景観に対する村民の愛着と誇りをより一層高めるとともに、木造・石造・植栽管理等に関する伝統的技術の修得・継承に努めます。伝健を基軸にした町づくりについて、村民への周知・理解を図り、村民との協働による文化の香る村づくりを進めていきます。

現 状

- 島の集落は、台風被害を避けるために家屋が路地より低く建てられており、木造の赤瓦屋根葺き、フクギの屋敷林、石垣や白い砂の道路という独特の集落景観が残っています。これらが一体となって歴史的風致を形成し価値の高いものとして評価され、竹富島と並び文化財の町並みとして、平成 12 年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。
- 平成 13 年9月、まれに見る強大な迷走台風 16 号が襲来し、集落内の伝統的建造物の多くが甚大な被害を受けました。
- 直ちに重要伝建地区における災害復旧事業が断行され、平成 14 年度までに約 40 棟におよぶ家屋(付属舎含む)の緊急修理が行われました。
- 集落景観は、村民が島の先人から受け継いできた知恵と誇りの結晶であり、また、観光資源等としても活用することが期待できることから、その保全活用を図ることが大切です。
- 基地所在市町村活性化特別事業(通称、島田懇事業)を導入し、伝統的な木造空き家 14 棟(うち6棟は付属舎)を村が長期借り上げ、伝建事業同様の基準で修復整備を行い、これを公設民営の形で食堂や宿泊所、事務所等として活用しています。また、村道 1 号線とその他一部の集落道路には、フットライト式の街灯が設置されており、夜には幻想的な空間を演出し、村民、来訪者ともに親しまれています。
- 平成 20 年には「伝建保存会」が再組織され、集落景観の保存活用・普及啓発のための活動に取り組んでいます。
- フクギの剪定に関する要綱を制定し、フクギの適切な維持管理を図るための勉強会を行っています。

課 題

- 伝建保存会は花作り等を行い伝建の村づくりを進めていますが、会員数が少ないので、賛同する人々を勧誘し会員数を増やす必要があります。
- 伝建地区制度についての村民や関係者の理解を促進する必要があります。
- 現在ブロック塀となっている屋敷囲いを、ヒデーク(平サンゴ)積み石垣への復元が課題となっています。
- 伝統的の家屋の保存修理を行う技術者の育成支援をどのように進めていくか、議論が必要です。
- 集落内の白砂の道は歩行者優先の安全な道として確保するため、車の乗り入れ制限(ルール化)の検討が求められます。
- 集落内からも星空が見えるようにとの本来の設置目的に基づき、フットライトの明かりが直接目に入らないよう改善していく必要があります。また、集落景観に配慮しながら適切な箇所に街路灯を

整備することも必要です。

○集落排水施設の側溝の段差につまずくなどの課題があります。

具体的な展開

（１）伝統的集落景観等の保全

- ①保存整備事業を着実に推進するとともに、村民の制度への理解を促進し、伝建を軸にした伝健の村づくりに取り組みます。
- ②伝統的建造物の保存台帳の定期的な見直しを行います。新たな保存物件や修景物件の掘り起こし等村民ニーズに対応していくように努めます。
- ③「伝建による村づくり」を地域とともに推進していくために、各字実行委員会と教育委員会とで、村民によるフクギの剪定及び道路の手直しを年３回程度実施していきます。
- ④村民各自で剪定要綱に基づいた屋敷林（フクギ）の適切な維持管理を推進します。
- ⑤現在ブロック塀となっている屋敷囲いを、ヒデーク（平サンゴ）積み石垣への復元に努めます。
そのため、県等、関係機関と連携を進め計画書を策定します。
- ⑥保存活用計画書の見直し、防災計画を策定し防災体制の整備を検討していきます。

（２）集落内道路の保全・質の向上

- ①集落内の道路については、拡幅やアスファルト舗装は行わず白砂の道を保全整備します。
- ②集落の魅力と安全性を高めるため、フットライトの適切な維持管理に努めます。
- ③歩行者の安全を確保し、歩いて楽しい道路環境をつくるため、集落内道路への車の乗り入れ制限（ルール化）を図ります。

（３）空き家・空き屋敷の活用推進

- ①家・空き屋敷を利用した事業導入を検討し、集落景観の保全を推進するとともに、Ｕターン、Ｉターン者の住宅として活用するなど、地域おこしに役立てます。

目標指標

項 目	2022 令和４年	2023 令和５年	2024 令和６年	2025 令和７年	2026 令和８年
伝統的建造物の修復・修景件数（年件数）	3	3	3	3	3
ヒデーク石垣の復元件数（累計）	0	-	-	-	5
花づくり等の村興しボランティア活動（年回数）	8	12	12	12	12
フクギの剪定・道路の補修（年回数）	3	3	3	3	3
伝統的建造物保存修景補助基準の見直しに着手（年件数）	1	1	-	-	-
伝統的建造物群防災計画の策定・消化器等の設置件数（累計）	-	策定１	５件数	１０件数	１５件数

基本目標 5 夢の実現に向けてみんなでチャレンジする島

(協働の村づくり、関係・定住人口の創出、行財政運営)

施策 18 協働による島づくりを進めます

(協働の村づくりの強化)



基本方向

本村の望ましい姿を実現するためには、行政力に加えて“地域力”が不可欠です。共通の目標に向かって村づくりをすすめるためにも、村政情報を幅広く発信していきます。また、村民や事業所、各種団体、村出身者や渡名喜ファン等の村内外からのサポートを結集させ、持続可能な村づくりを進めます。

現 状

- 人口減少や過疎化の進行により、地域活動を担う若者やリーダーなどの人材が不足し、地域の主体的な活動の維持が困難となっています。
- しかしながら、村民アンケートや郷友会アンケートからは、本村の村づくりに貢献したいと考えている方がいることが分かりました。
- また、特産品を開発しているグループや、村社会福祉協議会や子育て支援の活動、渡名喜小・中学校の朝起き会による集落道清掃、本島在住郷友会によるまつり等への支援活動など、島ならではの地域活動が継承されています。
- 島には老人会、生活改善グループ、漁業集落、伝建保存会などの組織があり様々な社会的取り組みを行っています。
- 広報については、年4回の発行となっており、行政情報や村内の行事や祭りなどについて情報を発信しています。
- ホームページなどからも広報を発信しており、幅広い方々へ発信が可能となっています。

課 題

- 老人会の会員が高齢化していることから、新たな会員の加入促進が必要です。
- 社会教育団体のリーダー不足が課題となっており、その育成確保が必要です。
- 資源に限られる本村では、多様な人々の参加を促進し、協力しながら、村づくりに取り組んでいくことが必要です。
- 本村の村づくりへの参加を促進するためにも、行政情報や地域状況を広く伝えていく必要があります。情報交換等ができる定期的な場が求められています。
- 地域課題の解決や地域活性化に向けて、地域興しの専門家を活用できる制度の導入を検討する必要があります。

具体的な展開

(1) 行政情報の発信の充実

- ①広報誌の定期発行を行い、村内外へ配布するとともに、インターネットによる村情報を迅速に発

信します。また、メールや SNS などでの情報発信についても今後検討していきます。

②全世帯防災行政無線システムの多面的活用を図り、情報を伝えていきます。

(2) 協働のむらづくりの推進

①地域の課題解決に向けて、地域住民、事業者、郷友会などを交えた話し合いの場をつくり、本村の課題や村づくりニーズを把握するとともに、様々な視点からのアイデアを課題解決に活かします。

②地域に根差した活動や団体への活性化支援を行います。

③大学などの教育研究機関や事業者（マスコミ含む）などの外部人材との地域交流を通して地域の活性化を促進します。

④地域の活性化に向け、地域マネジャー、地域活性化伝道師等の人材の活用を図ります。

(3) 多様性を認め合い地域の一員として参加する村づくりの推進

①性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、また、様々な価値観の違いや習慣を理解し、誰もが地域の一員として個性と能力を活かして気軽に地域活動に参加できる村づくりを進めます。

目標指標

項 目	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年
朝起き会の継続	-	-	-	-	村民の参加者 30 名
子供会・青年会の結成	令和4年度 に開始	-	-	-	-
地域貢献活動・社会活動をする 人の割合	-	-	-	-	80.0%



基本目標 5 夢の実現に向けてみんなでチャレンジする島

(協働の村づくり、関係・定住人口の創出、行財政運営)

施策 19 行ってみたい、住んでみたいと選ばれる島をめざします

(関係人口と定住人口の創出)



基本方向

行ってみたい、住んでみたいと選ばれる島にむけ、島の魅力を磨き、広く発信し、定住、関係人口の拡大を目指します。

同時に、迎える住民の意識づくり、島で暮らすためのきめ細やかな情報提供や就労・住まいの環境を整えます。そして、若者がいきいきと島で夢に向かってチャレンジすることを応援していきます。

現 状

○人口減少が進む中、高齢化に伴い地域や産業の担い手不足による地域活力の低下も直面しています。

本村では地域おこし協力隊制度を導入し、地域外の人材を誘致してきました。

○本村の社会動態は転出超過が続いています。特に高校への進学を機に島外に転出することが大きな要因となっています。

○近年、テレワークが普及し、働く場所や時間を特定せず、働きながら地方で生活や地域活動を楽しむ新たな働き方（ワーケーション）が浸透してきています。テレワークによって、地方で暮らしていても都会と同様に働くことができることが期待されるため、移住する際の壁となる仕事の確保といった不安は解消され、都市部から地方への暮らしに関心が高まっています。

課 題

○地域の活性化のためには、若者の島へのＵターンにつなげる取り組みや、特に年少人口や生産年齢人口の確保が必要です。

○恵まれた自然環境や伝統的な集落景観などといった地域の魅力を発信・活用するとともに、新たな働き方を本村でも提案できるような取り組みが必要です。

○移住・定住の促進に向け、多様な人材との交流や活動を支援するとともに、就労や生活の場など、受け入れ体制の整備が求められます。

具体的な展開

(1) 関係人口の増加とＵＩターンの促進

①ふるさと学習やカシキーなど地域資源を活用したイベントなどの開催により渡名喜ファンを獲得し関係人口の拡充に努めます。

②地域おこし協力隊制度などを活用し、地域外の人材の受け入れを行います。

③本村の豊かな自然（海、地形、動植物など）や歴史文化といった資源を活かし、大学や研究機関にアプローチを行い、学生や研究者のフィールドワークを促進します。調査研究を通して、地域の課題解決などにつなげます。

④観光や農業、漁業と連携し、島の自然文化の体験メニューを提供します。

（２）定住支援

①住まいの確保支援（空き家活用、住まいの相談など）を行います。

目標指標

項 目	2022 令和４年	2023 令和５年	2024 令和６年	2025 令和７年	2026 令和８年
空き家活用のしくみづくり	-	検討	窓口の開設	-	-



カシキー



集落

基本目標 5 夢の実現に向けてみんなでチャレンジする島

(協働の村づくり、関係・定住人口の創出、行財政運営)

施策 20 執行体制を強化し効率的な行政運営を進めます

(効率的な行政の運営)



基本方向

望ましい村づくりを推進していくために、均衡ある収支を保持し、限られた財源の重点的・効率的配分や一層の自主財源の確保に努め、弾力性のある財政構造を確保するなど、中長期的な財政計画に基づき健全な財政運営を図っていきます。

現 状

- 望ましい村づくりを進める上で、適切な財政運営は不可欠であり、限られた財源の重点的・効率的な配分がこれまでも増して重要になっています。
- 本村の歳入額、歳出額ともに、近年増減しながら推移しています。令和2年度には歳入額が約 14.5 億円、歳出額が約 14 億円となっています。
- 歳入について令和2年度でみると、自主財源の割合は 24.3%となっています。自主財源の割合は前年度より増加しています。財源は、地方交付税、県支出金、国庫支出金等の依存財源の割合が高くなっています。
- 歳出について、本村は公共施設の整備などのための普通建設事業費（投資的経費）の占める割合がやや高く、令和2年度で 34.8%となっています。
- 財政構造の弾力性を判断する指標の経常収支比率は令和2年度で 86.4%と改善傾向にあります。（この値は 70～80%が望ましいとされています。）

課 題

- 行政活動の自主性と安定性を確保するためにも、自主財源比率を高めることが重要ですが、生産年齢人口の減少や、新型コロナウイルス感染症による景気の低迷、老朽化が進む公共施設の維持管理経費により、財政状況はこれまで以上に厳しくなることが想定されています。
- 今後も厳しい状況が続く中、財政の健全化、行政改革の推進や歳出の抑制など必要な措置を講じていく必要があります。

具体的な展開

(1) 財政運営の効率化と安定化

- ①計画的で健全な財政運営が行えるよう、中長期財政計画の推進に努めます。計画の評価や検証を行い、より効果的な財政運営の実現を図ります。
- ②民間委託の推進や物件費の抑制等により経常経費の節減に努めます。
- ③公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正な配置や、建設・管理運営方法などの見直しを行い、最少の経費で施設の効用を最大にするとともに、公共施設の維持管理経費の低減化を図ります。

（２）財源の確保

- ①自主財源の中心である村税の増大に努めます。
- ②国や県の助成事業の適切な導入を図ります。
- ③ふるさと納税等の基金の拡充と効果的な活用を図ります。

目標指標

項 目	2022 令和４年	2023 令和５年	2024 令和６年	2025 令和７年	2026 令和８年
ふるさと納税件数の増加	－	－	－	－	増加



渡名喜村役場

基本目標 5 夢の実現に向けてみんなでチャレンジする島 (協働の村づくり、関係・定住人口の創出、行財政運営)

施策 21 健全で安定した財政を確立します
(健全な財政の確立)



基本方向

地方分権の進展や少子・高齢社会、国際化・高度情報化社会等に対応し、解決に向けて取り組んでいくため、一人ひとりの職員の資質を伸ばし、組織全体の能力を高めます。また、効率的な業務推進のため、近隣市町村などとの連携を強化します。

現 状

- 本村の行政機構は、令和2年度現在、村長をはじめ、総務課、民生課、経済課、会計課の4課と、教育行政課、議会事務局からなり、定員は24名となっています。
- 島しょ村という厳しい立地条件において、少子・高齢社会、環境問題、国際化・高度情報化社会、地方分権など時代の進展にともない、村民生活のニーズは多様化しています。
- 多様化する村民のニーズや行政課題に対し、解決にむけて知恵を出し合い効率よく取り組むため、職員の資質向上のための研修や、事務処理合理化のためのOA機器の充実、庁内LANや財務会計システムの導入など、情報化の推進と効率的な行政の運用に努めてきたところです。
- 広域行政については、国や県からの権限移譲が進む中、介護保険や防災、ごみ処理などの分野で関係機関と連携を図り、村民へのサービス提供に努めてきました。

課 題

- 職員の資質向上のための研修の拡充を図り、事務処理のさらなる合理化、広域行政の促進等に努めるとともに、組織全体の能力を向上させていく必要があります。

具体的な展開

(1) 行政改革の推進

- ①限られた財源の中で、質の高いサービスを提供するため、職員研修の充実、職員連携の強化、人事管理の適正化等に取り組めます。
- ②地域の状況や村民ニーズの多様化に対応するため、公共サービス・公共施設の目的のあり方を再確認し、必要な見直しを行います。
- ③重要課題の改善や重点プロジェクトの実現に対応するため、必要な人材の導入と協働による村づくり体制の強化を図ります。

(2) 事務処理の合理化

- ①情報基盤を十分に運用していくために、情報リテラシー（活用能力）の向上に努めます。
- ②民間活力の可能な行政事務等については外部委託を推進します。

(3) 広域連携の促進

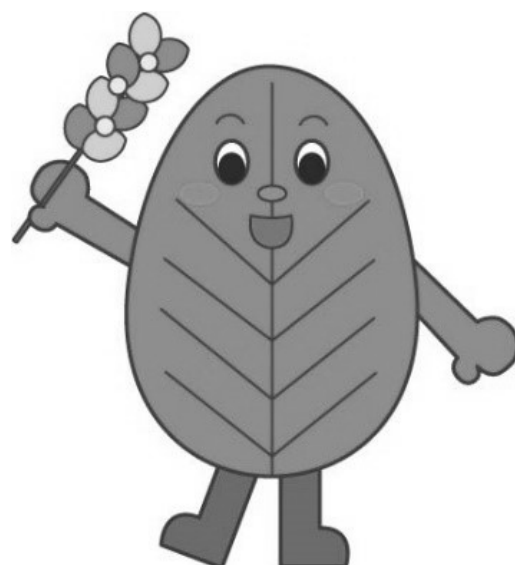
- ①交通、観光、医療、防災、ゴミ処理等の広域的な課題に適切に対応していくため、引き続き広域

連携の促進を図ります。

②人口減少対策をはじめ、暮らしの質の向上に向けて、近隣市町村や県・国など、広域で連携し取り組みます。

目標指標

項 目	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年
地域貢献活動・社会活動をする 人の割合	-	-	-	-	80.0%



資料編



資料編

(1) 基礎データ

＜農業＞

農林業センサスによる総農家戸数は、令和2（2022）年現在 22 戸となっています。平成 27（2015）年から7戸の減少となっていますが、販売農家は6戸から7戸へ増加しています。また、平成 27 年現在、農業就業者全員が 50 歳以上と農業就業者の高齢化は問題となっており、新規就農者の確保や後継者育成が重要となっています。農業の経営耕地面積は、令和2年調査では5ha となっており、平成 27（2015）年に6ha へと増加が見られましたが、再び減少しています。

■農家数

項 目	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	241	307	256	287	246	267	224
総農家数(戸)	67	55	46	33	36	41	22
対総世帯数比 (%)	27.8%	17.9%	18.0%	11.5%	14.6%	15.4%	9.8%
販売農家(戸)	4	20	1	7	16	6	7
自給的農家(戸)	63	35	45	26	20	35	15
専業農家(戸)	0	2	0	2	3	4	－
兼業農家(戸)	4	18	1	5	13	2	－
1種兼業(戸)	1	2	0	3	9	1	－
2種兼業(戸)	3	16	1	2	4	1	－

*平成2年以降は新しい農家の定義となる

資料：世帯数は国勢調査・農林業センサス

*販売農家：経営耕地面積30ha以上、又は農産物総販売金額が50万円以上の農家、それ以外の農家を自給的農家という

■年齢階層別農業就業人口

年	総 数	年齢階層(歳)					
		15～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～
(2000)平成12年	2	0	0	0	1	1	0
(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0
(2005)平成17年	12	0	0	1	3	3	5
(%)	100.0	0.0	0.0	8.3	25.0	25.0	41.7
(2010)平成22年	21	0	0	1	0	6	14
(%)	100.0	0.0	0.0	4.8	0.0	28.6	66.7
(2015)平成27年	7	0	0	0	2	2	3
(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	28.6	28.6	42.9

*販売農家が対象

資料：農業センサス、農林業センサス

＜漁業＞

漁業センサスによると、平成 30 年現在、個人漁業経営体数や就業者数は減少しており、近年、漁業就業者の高齢化や後継者育成・確保が求められていますが、同時に厳しい状況となっています。

■漁業経営体数・漁業就業者数

項 目	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
個人漁業経営体数	67	61	62	39
専業	20	20	30	6
兼業	47	41	32	33
漁業就業者数	75	61	62	47
無動力漁船	39	88	－	－
動力漁船隻数	0	88	27	29
5トン未満	－	87	27	29
5～10トン未満	－	1	0	－
10トン以上	－	0	0	－

■年齢別漁業就業者数

資料：漁業センサス

年	総 数	年齢階層(歳)					
		15～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～
(2003)平成15年	75	－	3	14	9	18	31
(%)	100.0	－	4.0	18.7	12.0	24.0	41.3
(2008)平成20年	61	－	2	10	15	15	19
(%)	100.0	－	3.3	16.4	24.6	24.6	31.1
(2013)平成25年	62	－	－	6	19	12	25
(%)	100.0	－	－	9.7	30.6	19.4	40.3
(2018)平成30年	47	－	1	3	15	17	11
(%)	100.0	－	2.1	6.4	31.9	36.2	23.4

資料：漁業センサス

<商業・観光業>

商業に関しては、小売業の事業所数は平成14年から徐々に減少し、近年は5、6か所で推移しています。従業者数は11人前後で推移していますが、平成28年は8人となっています。商品販売額は増減しながら推移しています。

観光について入域観光客数をみると、令和元年度で2,824人となっています。平成23年度から令和元年度の間でみると、平成24年度の6,061人が最も多くなっています。平成30（2018）年4月に「渡名喜村観光協会」を設立、令和2（2020）年1月に「渡名喜村観光案内所」が完成し、本村の観光振興のステーションとしてスタートしました。

■事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

項 目	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年	平成26年	平成28年
事業所数	9	7	6	5	6	5
卸 売 業	-	-	-	-	-	-
小 売 業						
飲食料品小売業	8	6	5	4	4	3
その他の小売業	1	1	1	1	2	2
小売業計	9	7	6	5	6	5
従 業 者 数	11	12	11	13	13	8
年間商品販売額(百万円)	39	20	80	64	73	-

資料：経済産業省「商業統計調査」 総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

■入域観光客数・宿泊能力の推移

年度	観光客数(人)	旅館・ホテル		簡易宿所	
		数	収容能力	数	収容能力
平成23年度	4,510	-	-	8	108
平成24年度	6,061	-	-	8	108
平成25年度	5,867	-	-	8	108
平成26年度	3,969	-	-	8	108
平成27年度	5,549	-	-	8	108
平成28年度	1,386	-	-	8	108
平成29年度	1,510	-	-	8	108
平成30年度	4,969	-	-	8	108
令和元年度	2,824	-	-	8	108

※収容能力 県保健医療部 衛生業務課調べ

資料：離島関係資料

<公共施設の整備状況>

本村の主な公共・公益施設のほとんどは集落内や周辺に立地しています。村の道路網は、県道渡名喜港線 25mと村道（総延長 9,025m）からなり、県内市町村において最短となっています。農道、林道は産業振興の骨格軸として位置づけられ、村道と一体的なかたちで海岸道及び集落外周で連結されています。

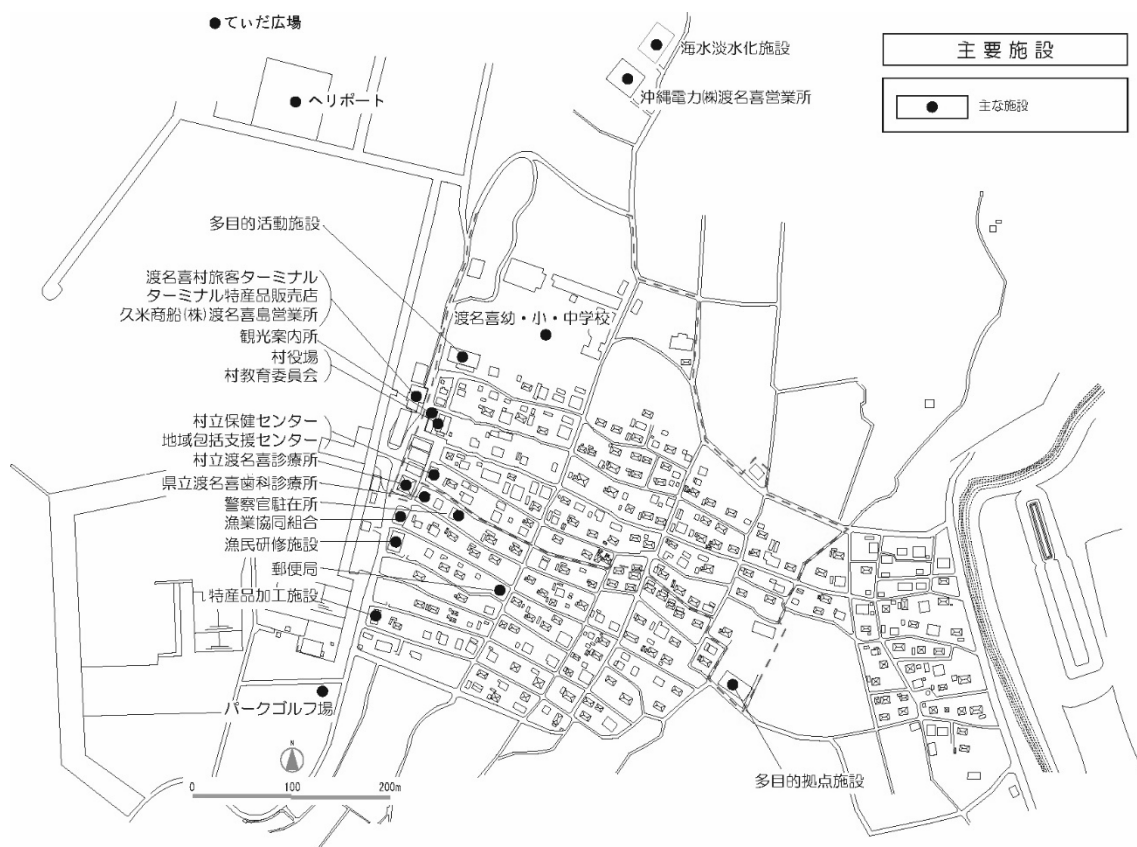
上水道に関しては昭和 62（1987）年に海水淡水化施設が設置され、普及率 100%と安定した生活水の供給が可能となっています。し尿、生活雑排水についても、平成 10（1998）年度から農業集落排水施設により処理されており、加入率 100%となっています。また、平成 30（2018）年より簡易水道の配水管布設替え工事を実施しており、引き続き計画に基づいた工事を進めていく予定です。

雨水排水について、集落内道路に排水溝が整備されていますが、一部、白砂の道と排水溝に段差がみられ、村民アンケートからも段差解消を求めるご意見をいただいております。白砂の道の保存を基調とした渡名喜伝統集落らしい整備のあり方を検討する必要があります。

■主要公共施設等の整備状況（各年度末）

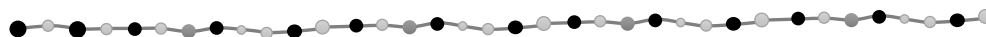
区 分	昭和 55 年度 (1980)	平成 2 年度 (1990)	平成 12 年度 (2000)	平成 22 年度 (2010)	令和元年度 (2019)
村 道(m)	7,630	7,979	9,019	9,025	9,025
改 良 率 (%)	-	-	-	42.7	42.7
舗 装 率 (%)	-	23.3	20.7	42.3	42.7
農 道 延 長(m)	4,927	6,082	6,644	6,644	6,644
林 道 延 長(m)	-	-	2,858	2,858	2,858
水 道 普 及 率 (%)	0.0	87.1	89.6	100.0	100.0
水 洗 化 率 (%)	0.0	0.0	97.7	100.0	100.0
人口千人当たり 病院、診療所の病床数（床）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：「市町村行財政概況」、「道路施設現況調書（沖縄県道路管理課）」、「農林業センサス」より



(2) 職員ワークショップ

第1回 職員ワークショップ プログラム



1. 開会あいさつ	・開会のあいさつと開催の趣旨
2. 参加者紹介	・新しく入職された職員、事務局紹介
3. 総合計画について	・総合計画や渡名喜村の現状（村民アンケートや渡名喜村のデータ）などについて説明
4. ワークショップの進め方とゴール	・ワークショップの進め方について説明
5. グループワーク	①渡名喜村ってどんな島？ ・渡名喜村の魅力（強み）、課題（弱み）を書き出そう！ ②渡名喜村の理想の未来像について ・10年後、どんな村になっていて欲しいか書き出そう！ ③渡名喜村の未来像の実現に向けて ・課題（弱み）を魅力（強み）に変えるために／魅力（強み）をよりみかくために必要な施策は？もしくはアイデアは？ ④まとめと共有
※①～④のテーマに沿った話し合い。（ふせん紙に書き出します） ※書き出したご意見等は下記の項目ごとに整理	
6. 発表	グループごとに 発表
7. 閉会	閉会のあいさつ

まとめ

Aグループ

1 渡名喜ってどんな島？（特性）

①魅力（強み）について	②課題（弱み）について
○自然 ・自然が豊か（2件） ・自然が身近なところ ・新鮮な魚介類（海の幸） ・海（浜はあれだけど） ○島の環境 ・元気な高齢者 ・のんびりできる ・温かい村民 ・村民同士の助け合い ・みんながいそいそ、健康である島 ○伝統的な集落景観 ・昔ながらの家屋 ・伝統行事 ○その他 ・貯金しやすい ・水道（ミネラルウォーター） ・特産品開発 ・もちきびや島にんじん等の特産品 ・もちきび焼酎	○自然 ・砂地の砂が少なくなっている ・砂浜にゴミがたくさん捨ててある（漂流ゴミ） ・ハブ、野良猫 ○人口 ・人口が少ない ・少子高齢化、若い人が少ない ○居住 ・島外から移住してきた人の住む場所がない ・空家が増えている ○就業 ・働き方、働く場が少ない（ない）（2件） ・産業の発展がない ・後継者 ○道路・交通手段 ・交通手段が不便（3件） ・道路がボコボコ ・フェリーが1便しかない ○買い物 ・店が少ない、買物が不便 ・食品等が高い ○観光 ・観光客の受入れ体制が不十分（宿泊施設等が不足） ○財政 ・財政力が脆弱

2 渡名喜村の理想の未来像について

○人材育成 ・挑戦できる環境 ○産業 ・産業の振興 ・雇用の創出（働く場所など）（2件） ・起業者がいてほしい ・稼げる、収入アップ ○環境 ・知名度がいまよりあるとよい ・子どもがいっぱい（3件） ・人口減少をとめる ・若い人がたくさんいる（2件） ・人口が増えている ・人口 500 人以上 ・海の生物の復活（アサ、もずく、ウニ等）	○子育て ・子ども預かり場所の確保・保育所の開設 ○その他 ・歴史・文化・慣習の情報発信 ・助け合いと笑顔あふれる島 ・伝統行事が残っている ・住める場所が確保されている（空家問題） ・財源の増加
---	--

3 渡名喜村の未来像の実現に向けて 理想の村に近づけるために必要な取り組みなど

○渡名喜村を知ってもらう（注目度） ・イベントの開催（知名度増） ・ワーケーションの受入れ ・修学旅行や学校も行事等で島を知ってもらう機会をつくる ・SNSでの発信 ・フーちゃん LINE スタンプ ・観光大使をおいて渡名喜の PR ・エモい場所をつくる ・島を好きになってもらう	○利便性① ・娯楽施設をつくる ・コンビニ
	○利便性②（交通） ・港整備（可能であれば） 海中トンネル
	○自然の復活 ・定期的な海の掃除（業者を雇う） ・海の調査・対策 ・産業の復興
	○住む場所の確保 ・空家調査
	○その他 ・行政と村民と協働して自主財源に確保に努めていく



Bグループ

1 渡名喜ってどんな島？（特性）

①魅力（強み）について	②課題（弱み）について
○自然 ・豊かな自然環境（2件） ・海がきれい ・海ガメが見られる ・水が美味しい ○島の環境 ・みんな仲良し ・住民同士の助け合いの意識が根付いている ・温かく迎えてくれる ・リラックスできる ○子育て ・子育てしやすい環境（2件） ○伝統的な集落景観 ・伝統的な家屋 ・白砂の道 ○島の伝統文化 ・伝統行事に積極的 ・方言を使う（しゃべる）人が多くいる ・伝統ある地域行事（カシキー、シマノーシ等） ・渡名喜ならではの歌（ガーイ・カシキー）がある ・水上運動会 ・朝起き会 ○島の特産 ・もちきび焼酎 ・おいしい魚が食べられる	○人口 ・急速な少子高齢化で人口が減少 ・保健・福祉サービスが充実していない ○居住 ・住む場所が少ない（3件） ・空家が多い ・空家対策 ○就業 ・働ける場所が少ない ・仕事が少ない ○伝統行事 ・行事の後継者が少ない ・いろいろな場所での人材育成 ○その他 ・買物が不便 ・遊べる場所が少ない

2 渡名喜村の理想の未来像について

・人材育成の確保 ・仕事の幅が広がる ・医療・福祉のサービスが充実して暮らしやすい村 ○人口 ・定住者が増える ・人口 500 人 ○景観 ・きれいなフクギ並木を維持してほしい ・集落景観 ○伝統行事 ・伝統行事の活性化、無くなった行事の復活 ・伝統行事が残っている ・伝統行事の継承	○特産品 ・島の特産品が増える ・漁獲量が増えている ○環境 ・ごみの少ない島の実現 ○交通 ・島外への交通手段が便利になる ・伝統的でありつつも利便性の調和も図られた村
---	--

3 渡名喜村の未来像の実現に向けて 理想の村に近づけるために必要な取り組みなど

○むらづくり ・村民全体でむらづくり ・マチャー拡大 ・村内Wi-Fi利用 ・ICT環境づくり ・SNSの有効活用 ○イベント ・若い人の興味を引くようなイベントの開催 ・婚活などの開催 ・フェス（歌）、伝統行事以外にもう一つ事業を増やす ・サークル活動 ・地域住民へ行事を改めて知ってもらう勉強会を開く ・テレビ番組などのロケに積極的に協力してPR ・水の限定販売	○空家 ・空家（20件以上）の利用 ・村営住宅、村営アパートや空家対策（2件） ・役場が空家を管理する ・空家を活用して県内外からの観光客を誘致 ・興味を持った人へ定住を進める ・空家整備の実施 ・移住者への支援策の充実を図る（支援金の支給等） ○交通 ・若者が行き来しやすいようにフェリー1日2便 ○子育て ・預かり保育所等を設け、雇用対策像 ○後継者 ・後継者（漁業・農業）の若手の育成 ・特産品づくりの担い手 ・漁師の育成
---	--



(3) 渡名喜村総合計画策定条例など

○渡名喜村総合計画策定条例

平成 24 年 3 月 8 日 条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な村政の運営を図るため、本村の総合計画を策定するについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本村のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画、及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 村政の最高理念であり、村民像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 本村の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実地計画 村政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第 3 条 村長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、渡名喜村総合開発審議会条例（平成 3 年条例第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する渡名喜村総合開発審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 村長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(総合計画及び実施計画の策定)

第 5 条 村長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 村長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第 7 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し又は変更するに当たっては、総合計画との整合性を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

○渡名喜村総合開発審議会条例

平成 3 年 12 月 27 日 条例第 19 号
改正 平成 19 年 12 月 21 日 条例第 18 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、渡名喜村総合開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 村の総合計画に関する事項
- (2) ふるさと創生事業に関する事項
- (3) その他総合計画上、村長から提出された事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、村長が委嘱または任命する。

- (1) 教育関係者
- (2) 農林水産業関係者
- (3) 公共的団体の役員又は職員
- (4) 学識経験者
- (5) 村職員

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱又は任命された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

5 委員の再任は防げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集及び会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門調査部会)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に専門的事項を調査させるため、専門調査部会を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に開かれる審議会は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、村長が招集する。また、任期満了によるときも同様とする。

附 則

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

○第五次渡名喜村総合計画策定庁内検討会議設置要綱

（設置）

第1条 第五次渡名喜村総合計画を策定するため、第五次渡名喜村総合計画策定庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 庁内検討会議は、次の者で組織する。

- （1）総務課長
- （2）経済課長
- （3）民生課長
- （4）会計課長
- （5）教育行政課長
- （6）議会事務局長

（職務）

第3条 庁内検討会議は、第五次渡名喜村総合計画の策定に向けて検討を行う。

（設置期間）

第4条 庁内検討会議の設置期間は、第3条の業務が完了するまでとする。

（議長及び副議長）

第5条 庁内検討会議に議長及び副議長を置き、議長は総務課長をもって充て、副議長は経済課長を充てる。

- 2 議長は会議を招集し、庁内検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 庁内検討会議は、議長が召集し、議長が主宰する。

- 2 委員は、都合により会議に出席できない場合は、代理人を会議に出席することができる。
- 3 前項における代理人の発言及び意見は、委員本人のよるものとみなす。

（庶務）

第7条 庁内検討会議の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この要綱は交付の日から施行する。

○渡名喜村総合開発審議会 委員名簿

	所属等	氏名
1	渡名喜村重要伝建保存会長	比嘉 則雄（会長）
2	渡名喜村郷友会長	桃原 芳道（副会長）
3	渡名喜村老人クラブ会長	桃原 又一
4	渡名喜村教育委員会教育長	上原 雅志
5	渡名喜村漁業協同組合長	上原 睦夫
6	渡名喜村農業委員長	上原 澄男
7	渡名喜村生活改善グループ代表	比嘉 米子
8	渡名喜小中学校校長	比嘉 清
9	渡名喜村教育委員	比嘉 艶子
10	渡名喜村社会福祉協議会事務局長	比嘉 敏久
11	民宿あがり浜代表	上原 道正
12	桃原商店代表	桃原 満代
13	渡名喜村観光協会事務局長	刑部 結
14	渡名喜村議会議長	比嘉 正樹
15	渡名喜村役場総務課長	又吉 栄

(3) 審議会への諮問、審議会からの答申

渡名喜村総合開発審議会委員会 会長 比嘉 則 雄 殿 渡名総第 182号 令和4年8月31日 渡名喜村長 比嘉 朗  第五次渡名喜村総合計画基本構想（案）について（諮問） 令和13年度を目標年度とする第五次渡名喜村総合計画基本構想を定めることについて、渡名喜村総合開発審議会条例（平成3年条例第19号）第2条第1号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。	令和4年12月8日 渡名喜村長 比 嘉 朗 殿 渡名喜村総合計画審議委員会 会長 比 嘉 則 雄 第五次渡名喜村総合計画基本構想について（答申） 令和4年8月31日付け、渡名総第182号で貴殿から諮問のあった第五次渡名喜村総合計画基本構想（案）について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、令和13年度を目標年度とする基本構想（案）を順当と認め、ここに答申します。 なお、この構想の実施にあたっては、その趣旨を広く村民並びに郷友会に周知徹底され、具体的な基本計画、実施計画を策定し、村民及び郷友会の協力と参加のもと、協力を推進されるよう希望いたします。
---	---

(4) 策定の過程

令和2年10月より 基礎調査等を実施

- ①各種基礎データの収集整理、②現行計画の検証、③村民アンケート調査、関係団体ヒアリングなど

日程	作業内容、会議の検討事項など
令和2年 12月	○現行計画の検証のため、各課ヒアリング
令和3年 2月～ 3月～	○令和2年度 第1回庁内検討会議 (策定にあたって、村民アンケート・児童生徒アンケート調査等の実施について) ○村民村づくりアンケート調査、児童生徒アンケート調査の実施 ○関係団体ヒアリング ○役場職員ワークショップの開催
令和4年 4月～ 6月～ 7月～ 8月～ 9月～ 11月～ 12月	○郷友会アンケートの実施 ○村づくり『意見交換会』の開催 ○第1回 渡名喜村総合開発審議会(7月29日) (第五次総合計画の策定について、基礎調査の報告、計画の枠組み、基本構想の検討(課題・将来人口)、) ○第1回 庁内検討会議(7月29日) 書面会議 (基礎調査の報告、計画の枠組み、基本構想の検討(課題・将来人口)など) ○渡名喜村総合開発審議会への諮問 ○第2回 庁内検討会議(8月25日) (将来像、基本目標、基本計画の施策について) ○第2回 渡名喜村総合開発審議会(9月7日) (基本構想、基本計画の施策、重点プランについて) ○第3回 渡名喜村総合開発審議会(9月7日) (基本構想、基本計画の施策、重点プランについて) ○第4回 渡名喜村総合開発審議会(11月16日) (第五次総合計画案についての全体確認) ○第3回 庁内検討会議(11月16日) (第五次総合計画案についての全体確認) ○渡名喜村総合開発審議会からの答申

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら作業を進め、工期を延長しました。

第五次渡名喜村総合計画

ぬくもりの海郷・渡名喜

令和4年（2022）年 沖縄県渡名喜村

〒901-3692 沖縄県島尻郡渡名喜村 1917-3

電話 098-989-2002 FAX 098-989-2197